



**武蔵野プレイス（仮称）  
専門家会議最終報告書**

**平成19年3月**

**武蔵野プレイス（仮称）専門家会議**

## 資料目次

はじめに（P1）

I. 武蔵野プレイス（仮称）専門家会議の目的（P2）

II. 武蔵野プレイス（仮称）の全体像  
（P3～P17）

III. 各機能の望ましいあり方について（P18～P29）

IV. 車両のアクセス、駐車場および駐輪場について（P30）

V. 他施設との連携について（P31）

VI. 施設構成の検討（P32）

VII. 資料編（P33～P93）

## はじめに

武蔵野プレイス（仮称）専門家会議は、その設置要綱に基き鋭意検討を重ねて参りましたが、成案を得ましたのでご報告致します。

専門家会議設置の趣旨は、武蔵野プレイス（仮称）基本設計について、これを市民にとってより利便性の高いものとするための方策を研究し、これを実施設計に反映させたいというものでありました。そのため、専門家会議は、まず平成13年に設置された新公共施設基本計画策定委員会報告書（平成15年2月）、平成16年設置の農水省跡地利用施設建設基本計画策定委員会最終報告書（平成17年3月）及びそれらを受けて作成された武蔵野プレイス（仮称）基本設計（平成17年10月）に至る一連の経緯について学習を重ね、内容についての理解を深めた上で基本設計についての検討を行いました。

その主たる論点は、本施設に含まれるそれぞれの機能について、市民にとって最も望ましいあり方は何かを追求し、併せてそれぞれの機能相互の良好な関係の構築を図って、知的創造の拠点というかつてない新しい構想に相応しい市民の場所を創出することにおかれまして。同時にその成果を十分なものとするため、管理・運営体制について、高度の専門性と広い視野を備えた責任体制を早急に確立すること、また総合的な運営や活動の展開に向けてのソフトの研究を急ぐべきことを提言しました。

この間会議を傍聴された市民の方々や『「中間のまとめ」に対する市民意見』から、この際計画の基本にまで立ち戻って考え直すべきではないか、また規模やコストについても再検討すべきではないか、といったご意見も多く頂きました。専門家会議としては、これらの問題は会議に与えられた任務を超えるものであり、会議として対応することはできない部分もあり、それらを踏まえながらも具体的に議論の対象とはしなかったものでありますが、多くの市民の方々からのご意見として、市としてこれを真摯に受け止めて頂くよう申し添えます。

なお、『「中間のまとめ」に対する市民意見』については、乳幼児を伴った来館者への対応、勉強のできるスペース、視覚障害者のための録音室の設置をはじめとする市民の方々からのご意見やご提案に関しては、すでに本報告書に提言として記載されているものもあるので、さらに十分検討の上、それらが適切に実施設計に反映されるよう期待します。

専門家会議は、この施設がいつまでも市民に愛され、ここから新しい時代が拓けることを願って検討を重ねて参りました。今後は行政の手によって充実した具体化の作業が進められ、実施設計に見事に結実することを期待してやみません。

## I. 武蔵野プレイス（仮称）専門家会議の目的

武蔵野プレイス（仮称）専門家会議は、基本設計を基に、市民にとってより利便性の高い施設となるよう検討し、その結果を実施設計に反映させることを目的とし、次に掲げる事項について調査及び検討を行った。

1. より使いやすい施設配置に関すること。
2. 管理運営の方法及び主体に関すること。
3. 駐車場の出入口の位置に関すること。
4. 他の施設との連携に関すること。

検討にあたっては、知的創造拠点としての武蔵野プレイス（仮称）の全体像と共に、各機能について、市民にとっての望ましいあり方について、検討追求した結果、平成18年12月に「中間のまとめ」作成した。その後さらに検討を重ねた結果、ここに「最終報告書」を作成した。

＜市民にとってより利便性の高い施設となるよう検討するための参考資料＞

1. 新公共施設基本計画策定委員会報告書（平成15年2月）
2. 農水省跡地利用施設建設基本計画策定委員会最終報告書（平成17年3月）
3. 武蔵野プレイス（仮称）基本設計概要版（平成17年10月）

専門家会議では、市民にとってより利便性の高い施設となるよう検討するにあたり、武蔵野プレイス（仮称）基本設計の考え方を確認した。

## Ⅱ. 武蔵野プレイスの全体像

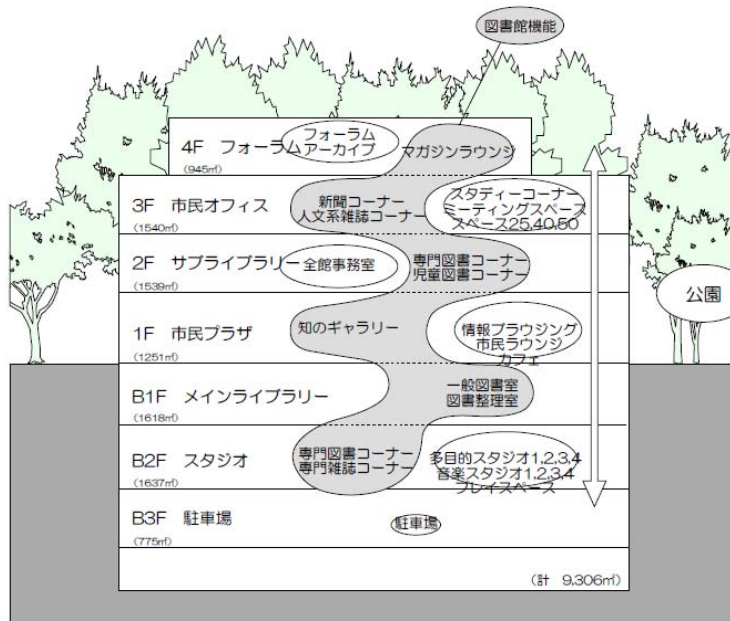
### 1. 基本理念

#### (1) 武蔵野プレイス（仮称）基本設計の考え方の確認

#### 『知的創造拠点』とは…

市民ひとりひとりの生活に、新しい出会いや発見の喜びといった知的な学習の機会をもたらす「場」である。具体的には、図書館をはじめとした様々な機能が複合的に展開する施設であり、専門家向けの高度な研究・学習機関を指すものではない。（専門家会議での考え方の確認）

具体的な施設機能として、メインとなる図書館機能は、吉祥寺図書館と同等以上の規模を持ち、蔵書数約15万冊を予定しています。雑誌の豊富さ、館の機能に関連した特色ある専門図書の配置等によって、規模以上に魅力的な施設となることをめざしています。青少年活動機能は、「青少年の居場所」としての視点から音楽スタジオ、多目的スタジオ、プレイスペースなどを備えることにより、さまざまな活動領域をカバーし、より多様な活動の交流を促します。市民活動支援機能は、市で活動するNPO団体、生涯学習グループなどの市民団体の活動を支援するために必要な情報の提供やミーティング等の共同作業の場をはじめとして団体の活動に必要な印刷機器やロッカー等を備え、情報発信の主体としての市民を支援します。生涯学習機能は、市民の多様な学習意欲に応えられるようフォーラム（大会議室）やその他のスペースを有効に利用し事業を展開します。



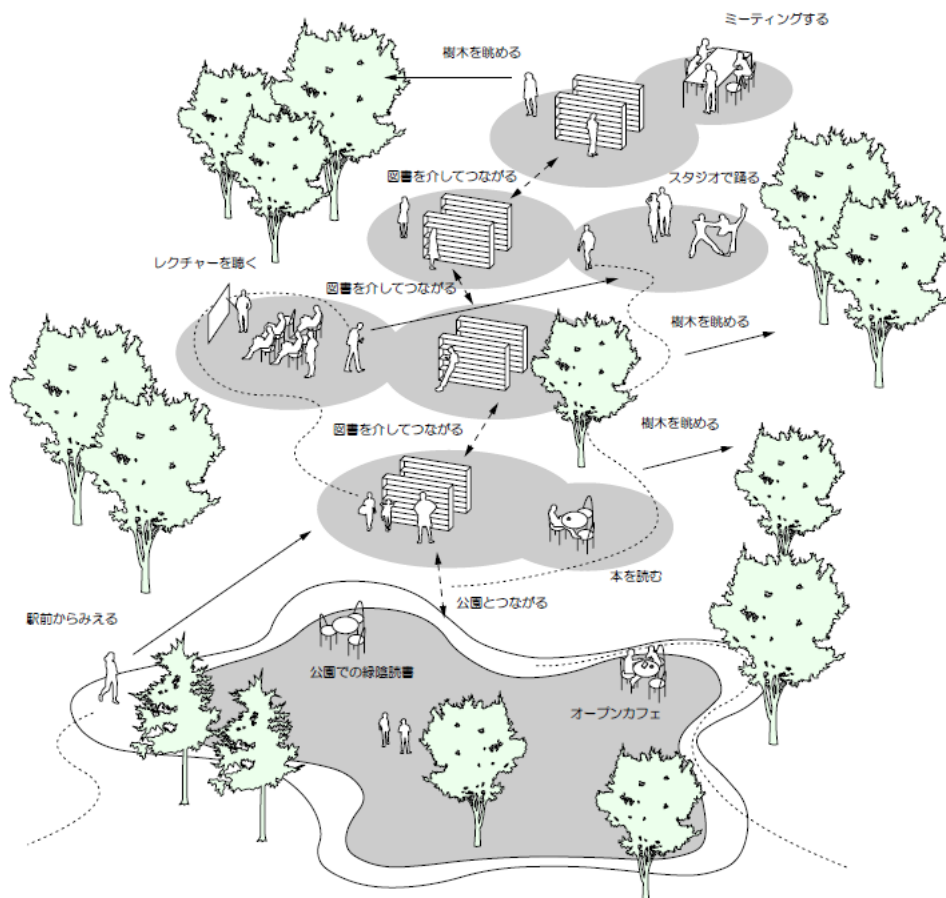
## 武蔵野プレイスは知の森をめぐり歩く回遊式の施設です

武蔵野プレイスでは全階にわたって図書館機能を配置し、それを媒介として各機能がゆるやかにつながるような施設構成となっています。

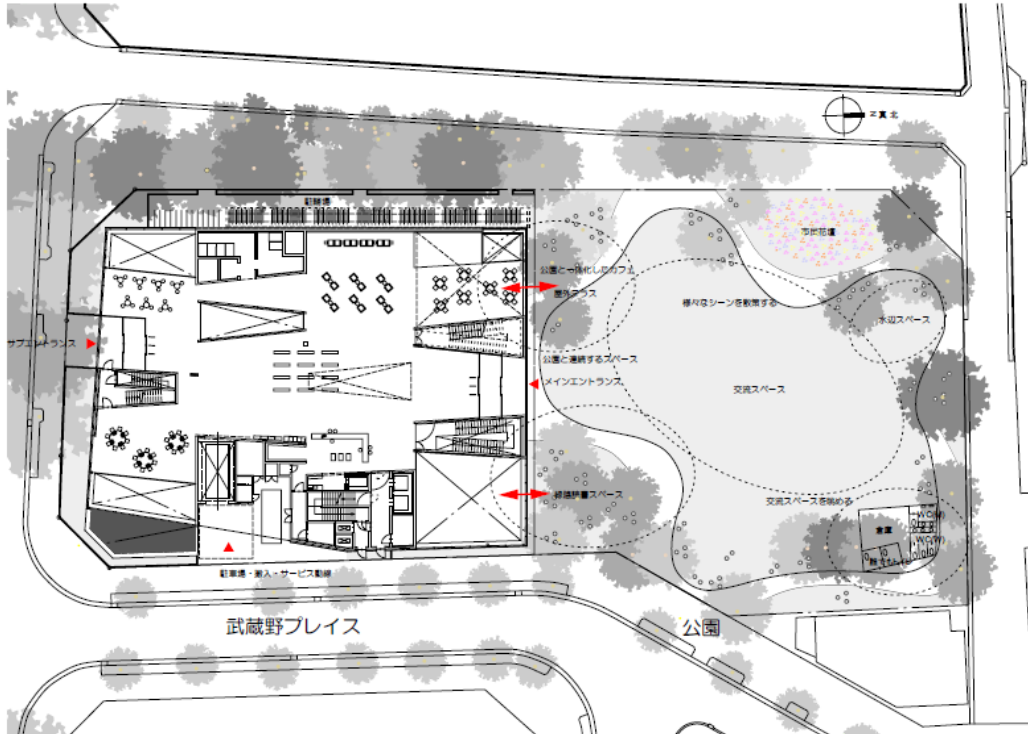
要所要所にはバラエティに富んだ閲覧コーナーやラウンジスペースが点在し、偶発的な交流の発生を促す場を設けます。

館内の本は閲覧スペースのほか、館内のどのスペースにも、自由に持ち込み可能とし、カフェやラウンジでの読書、屋上庭園での緑陰読書をはじめ、多様な活動が広がるように配慮しています。

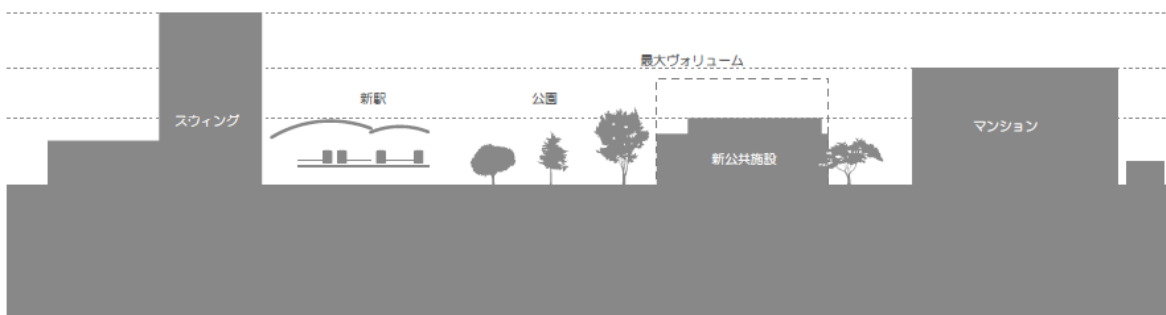
館内は通常の建築物のように階ごとに分かれるのではなく、3つの階段と幾つもの吹き抜けによって上下階が次々と視覚的につながっていく構成となっており、隣接するエリアへ自然に移動（ブラウジング）していけるようになっていきます。その様子はまるで「知の森の逍遥」という趣を感じさせるものとなります。



## 武蔵野プレイスは公園と一体化した市民の憩いの場です



中心市街地活性化基本計画（平成11年3月策定）により、「街のシンボルとなり買い物や散歩をはじめ、祭りやイベントなどで人がたくさん集まる駅前の緑豊かな広場公園を整備する」と位置付けられており、人々が集まり交流するスペースとしての機能が求められています。公園でのイベントに関連して、建物のスペースを利用して展示などを行ったり、カフェや屋外緑陰読書のスペースを公園に設けたり等、建物と公園は環境として連続するだけでなく、機能的にも相互に補完し合いながら利用できるように整備を行います。



建物は低層化をはかりよりよい環境を創出します

## （２）基本コンセプト

### 【新公共施設基本計画策定委員会及び農水省跡地利用施設建設基本計画策定委員会で定められた基本コンセプトの確認】

本施設の基本コンセプトとして、新公共施設基本計画策定委員会報告では『集う、学ぶ、創る、育む～知的創造拠点』とし、日常的な知的好奇心を満たしつつ、文化活動を通して知的活力を養い、育むことのできる場を提供するものとする。」としている。換言すれば、本施設は、施設の利用者に積極的な交流の場を提供し、利用者同士が知的な刺激を受けて元気になるような役割を果たしてこそ、初めてこの施設の存在意義があるのではないかと考えられている。

具体的には3つの視点が重要なポイントとなる。第1として、「拡張された図書館」、2番目が「地域の知を共有する場」、3番目として「知的活動を通して市民が市民に出会う場」ということが挙げられる。

市民が一番長く滞在する公共施設の代表的なものが図書館である。この図書館機能を拡張（機能をアレンジし、少し付加価値を加える）することにより市民同士の交流の場に変貌させることができるのではないかと。これまで図書館になかなか足が向かなかった人、例えば青少年や若いビジネスマンたちに興味を持ってもらうことにより広範な市民が訪れる場所にすることも重要である。

従来の図書館は、図書館という機能に特化することを重視した結果、その是非は別としても利用者にとっては様々な制約が課されていた。しかしながら、図書館は、もっといろいろな可能性を秘めており、ちょっとした話し合いや、ワークショップなど、気軽に集まりが持てるような場所があると、活動に広がりが出てくる。

知的活動というのは、必ずしも1人で静かに行うだけではなく、いろいろな人と協力してグループで何かを行うということもある。また、図書館では音が非常に制限されているが、エリアを分けることにより、多少音がしてもいい場所があり、そこではパソコンを持ち込んでの作業や、リラックスした環境で作業することも可能である。場合によっては、コーヒーなどを飲みながら作業できる環境を作り出すことにより、図書館が非常に魅力的なスペースになっていき、その結果、多様な市民が利用することになっていく。まさしく、知的創造拠点のイメージの1つは、拡張された図書館であるといえる。

次に2番目として、「地域の知を共有する場」として、本施設が地域のナレッジセンターとしての役割を持つことが上げられる。地域の情報を収集し、この地域には何があるかとか、あるいは初めてこの地域に来た人に対して、ここはどういう場所なのかなど、情報を集約して利用者に提供するセンター的な役割を果たす施設になることである。また、武蔵野市にはいろいろな活動をしている人が住んでおり、その領域は、学問的なことから音楽、演劇、あるいは芸術的なものなど非常に広範囲に亘っている。そういった



方々の潜在的なパワーを少しでも生かすために、この施設を利用することも一つの方法である。

3番目は、「知的活動を通して市民が市民に出会う場」であるということである。真にクリエイティブなことは、異なる分野が共存する環境でこそ生まれるということが多い。直接交流はなくても、間接的もしくは潜在的に異分野の活動を見聞きし、刺激を受けることで、何か新しいことを生み出しやすい素地ができる。これこそが知の交流の効果といえるのではないか。ここでの重要なポイントは、多様な人々がそれぞれの活動を行い、時間を共有できる快適な空間（場）があるということである。

知的創造拠点とは、単なる図書館でもなければ、勉強スペースでもない、様々な異なった機能が混在し、お互いの機能を補完し、刺激しあうことで、市民が市民に出会って、よりコミュニティを豊かにする場。この場を提供するのが、まさしく本施設である。

本専門家会議においては、上述した「知の創造拠点」という基本コンセプトを確認し、これを踏まえ、さらに具体的な利用者サービス、より利便性の高い施設にするための検討を行った。その結果、この施設においては、図書館を中心として、青少年の自主的活動、市民の自主的活動をリンクさせる運営方法の工夫が重要なポイントであると考えられる。なお、青少年の活動支援については、若い世代の再挑戦支援に力を注ぐ拠点施設という位置づけをしてもよいと考える。

## 2. 管理・運営の方法、主体について

### （1）利用者の参画をめざして

利用者に親しまれると共に施設の各機能を有効に活用してゆくためには、利用者ニーズを的確に把握するための絶え間ない努力と、その運営への利用者の参画が欠かせない。その参画を実現し、実効性のあるものにするために重要なことは、利用者と施設管理者等が日常的なコミュニケーションを図ることが出来るような仕組みが必要である。

本施設は、複合的な機能を有する施設全体を一体的に管理することを前提とした他に類を見ない施設であるが、利用者ニーズも各機能によって異なることが予想されるため、図書館、知のギャラリー、市民活動及び青少年活動機能など個別機能ごとに、あるいは施設全体として、利用者と施設管理者による協議体を設置し、利用者が施設運営に積極的に参画できる機会を提供することが望ましい。利用者の施設運営の参画の際には、ボランティアを含めたスタッフルームを確保する必要がある。なお、市民活動及び青少年活動機能における具体的な協議体等の提案については、本「最終報告書」の当該機能項中に記載しているので参照されたい。

### （2）管理・運営主体についての考え方

本施設のような複合（機能）施設を有効に活用するためには、施設の『すべての機能を有機的に一体化』した管理・運営が不可欠であり、そのことが、『市民ニーズに的確に答える』上で最優先されるべきコンセプトであるということは、農水省跡地利用施設建設基本計画策定委員会最終報告書（以下この章では「報告書」という。）に謳われているとおりである。市の直営方式でも、組織上は、例えば「教育部武蔵野プレイス（課）」という位置付けをすれば、必ずしも一体的管理は不可能ではない。しかしながら、指定管理者制度を採用し、市長部局と教育委員会から移管される業務について、独立した団体（法人）が管理・運営を行うことにより、直営方式で陥りやすい従来の所管の縦割りの弊害を比較的スムーズに取り除き一体的管理をすることが可能である。したがって、「報告書」が示すとおり、指定管理者制度を採用することを肯定的に捉える必要がある。

### （3）指定管理者について

指定管理者制度導入の趣旨は『多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的とする』ものである。福祉、宿泊、駐車（輪）、公

園等の施設における管理・運営については、民間事業者が指定管理者として優れた実践事例も報告されているが、公立図書館の場合、資料の装備、データ作成等を中心に窓口業務も担う民間事業者は存在しはじめたが、図書館法 17 条（無料の原則）もあり、市場においては図書館全体の事業展開を含めた管理・運営ノウハウが蓄積されているとは言い難い。（公立図書館に指定管理者制度を採用することについては、他の公の施設と異なり、図書館法をはじめとした法的な側面、公立図書館固有の役割、意義等も含め、全国的にその是非が問われ、地方公共団体間でもその判断が分かれているところである。）ましてや、本施設は、図書館の管理・運営だけでなく、従来、教育委員会として実施していた生涯学習事業の一部、青少年健全育成及び市民活動支援機能を併せ持った複合機能施設として位置付けられており、現時点でそれらすべての業務をカバーできる純粋な民間事業者の存在は未だ稀である。

本施設の主要な機能の一つである図書館機能においては、本の貸出・返却等といった基本的なサービスの他、市立図書館の地域館（分館）として各種既存事業を展開すると共に生涯学習事業についても教育委員会から移管されるであろう事業があり、市（教育委員会）の図書館及び生涯学習行政（施策）と密接に関連するため、行政として一定のゆるやかな関与（指示）ができることが望ましい。したがって、市の財政援助出資団体を指定管理者とすることが現実的な選択肢となってくる。

また、施策（事業）の継続性を担保するため、施設開設後しばらくの間は、指定管理者に市の職員を派遣し、図書館運営及び生涯学習事業の基幹的な業務を行うとともに、指定管理者としても図書館や生涯学習分野の専門性の高い人材の確保に努めることで質やサービスの向上を目指すものとする。

また、図書館機能を中心とした「文化・教育施設」という施設の性格と同時に、本施設における総合的なソフトの重要性から、実施設計段階からその討議検討に館長が参加することが極めて重要であり、速やかに、一定の見識ある専門家を館長に選任することが望ましい。指定先を団体とした指定管理者制度においては、制度上難しい面もあろうが、館長の公募についても検討することを望む。

#### （４）開館時間・開館日数

利用者サービスの拡充を目的とした開館時間・開館日数の拡充については、「報告書」において、「指定管理者制度を活用し、効率性と柔軟性を確保することによって、幅広い利用者ニーズに的確に対応するよう、できる限りの開館日数・時間の拡大を図る。」とされている。

本施設は施設の有する機能を一体的に管理することが前提となっている。したがって、各機能もしくは各フロアでの開館時間（利用時間）が異なることは好ましくない。利用者については教育施設としての図書館、いわゆる青少年センター、市民活動フロア、そ

他の会議室の利用者等様々な形態が想定される。本来はすべての利用者ニーズを包含する開館時間・開館日数を設定できることが望ましいが、事実上はコストをはじめとする様々な制約があるため困難である。したがって、開館当初は、休館日等を含め既存市立図書館との調整を図りつつも、開館時間については延長することで、利用者サービスの拡充を図ることが必要である。

## （５）今後の管理・運営面での課題

本施設の特徴である『すべての機能を有機的に一体化』した管理・運営を行うことにより、機能間の連携、交流が生まれ、利用者は知的好奇心を触発されることが期待される。そのため、各機能における具体的な利用者へのサービス、そして、機能間の連携の仕組み、館全体のイベント開催などのソフト面のプログラムが重要である。今後、これらのソフト面の具体化が課題となる。実施設計を進めるにあたり、同時に、ソフト面の構築を早急に進めるよう努められたい。

### 3. 施設

#### （1）施設計画の基本的考え方

##### ●館全体に図書館機能を

多様な機能を持つ複合的施設の全体にわたって、図書館機能を充実させるというこれまでのコンセプト自体は、知的交流の場を実現するという施設全体の目的に適合するものである。しかしながら、「全階にわたって「図書館機能」を展開する」とは、全階に必ず物理的な書架を設置しなければならない、つまり必ず図書が介在しなければならないというものではない。「図書館 = 書架」という既成概念から離れ、むしろ図書館を「知的情報との出会いの場」として広くとらえていくほうが自然である。

「知的創造拠点」が対象とする情報は、本だけではなく、そこで行われるさまざまな活動や人との出会いでもあるという観点に立ち、館内を歩きまわることによって、利用者の知的好奇心が自然に触発され、ここを訪れるだけで何らかの知的刺激が得られるような環境を整える必要がある。

さらには、本施設及び既存の市立図書館が各々で図書館機能を完結させるのではなく、今回の施設を契機として、武蔵野市全体としてどのような知的資源へのアクセスを市民に提供するのかというランドデザインを描くことが必要であると考えられる。

##### ★農水省跡地利用施設建設基本計画策定委員会での『館全体に図書館機能を』の考え方

電子メディアの普及が急速に進む一方で、知的活動における本などの印刷メディアは、今後大きな役割を担うことが予想される。したがって、蔵書の充実を図り、ゆったりした閲覧スペースで、長時間滞在して読書が楽しめる環境を整えるという図書館機能の充実が必要不可欠である。その点を前提とした上で、知的交流の場としての施設のあり方を実現していくために、利用者の利便性に配慮して図書館機能を拡充し、その機能が館全体に及ぶようにする必要がある。具体的には、図書館としての機能を集約した階を設定するだけでなく、同時に何らかのかたちで全階にわたって「図書館機能」を展開し、各機能がゆるやかにつながるような施設構成とする。これによって、各機能は図書館機能を媒介として有機的に結びつき、知的交流を誘発するベースが築かれる。また、館内の本は、所定の閲覧スペースのほか、館内のどのスペースにも、自由に持ち込むことができるようにし、カフェやラウンジでの読書、あるいは「ルーム」での読書会、テラスでの緑陰読書など、多様なスタイルでの読書が楽しめるようにする。その基盤として、ICチップ等の最新技術を用いたBDS（Book Detection System）の導入を図り、自動読み取りによる本の円滑な管理、館外への持出しチェックや自動貸出に対応する。

## ●ブラウジング

館内をブラウジングするためにはそのための対象が充実していることが必要となる。利用者がブラウジングすることにより、「知的好奇心が自然に触発され、ここを訪れるだけで何らかの知的刺激が得られる」ことを可能にするためには、たとえば一般の図書館で見られる単なるテーマごとの書籍展示を越えて、「視覚表現としての書棚作り」を意識してつくりあげることも重要である。

そのためには、従来的な図書館スタッフのみによる運営ではなく、書棚プランナー、アーティスト、メディア研究者等、多様な専門家との協働による仕掛け作りやコミッティー（＝現在の職務にこだわらず、広く市民、本施設関連内外から自主的な参加者を募る委員会。）を設立することも一つの方策である。

また、インターネットと連動した物理的な展示を本施設内で実施することやフォーラム施設を利用する組織・個人等の情報発信を促し、これをブラウジングする市民が利用できるような形にしていくことも望まれる。

これには、多大な統率力、運営能力が必要とされ、経験の深い運営側からの働きかけが必要不可欠となる。

### ★農水省跡地利用施設建設基本計画策定委員会での『ブラウジング』の考え方

このような構成（『館全体に図書館機能を』）により、本施設では、館内をゆっくりと歩きながら、新たな、あるいは必要な情報を得ていく、ブラウジング（browsing）\*という新しい施設利用のスタイルが定着することが予想される。それぞれのフロアで行われている活動内容に合わせて適所に資料や情報資源を配置することにより、各々の活動が常に図書館機能によってつながる。その結果、利用者がいろいろな情報に出会うことができ、自然に他の活動と関わる事が期待できる。そのためには館内を歩きまわることによって、利用者の知的好奇心が自然に触発され、ここを訪れるだけで何らかの知的刺激が得られるような環境を整える必要がある。

\*ブラウジング（browsing）とは、「拾い読みする、品物をぶらぶら見て歩く」という意味であり、開架式図書館で初めて使われた概念であり、現在は、インターネットの特性を表すことばとしてよく用いられる。ここでのブラウジングは、館内をぶらぶらと歩きまわることにより、新たな情報を得ていくという行動を意味している。

## （２）施設機能

### ● 知のギャラリー

「知のギャラリー」は、市内のさまざまな有識者の著作等のアーカイブ、特別展示等、書籍を介在させる以外にも多様な展開の可能性が考えられるが、その全体像の構築と成否は、もっぱらソフト（企画力・運営力）面によるところが大であるため、この面での、出来るだけ早い検討が必須である。

知のギャラリーは、一般的な図書館で見られる「書籍の特集展示」の枠を越えて、フォーラム、市民オフィス、青少年施設各利用者を結びつける役割を果たすことが求められている。このためには、単なる書籍の陳列ではなく、たとえばギャラリー展示によって問題提起し、これと連動した市民ディスカッションをフォーラムで実施する等、イベントと連携した展示が必要であり、これに関わろうとする市民をどのように巻き込むかをプログラムする必要がある。「知のギャラリー」は、単なる展示の場ではなく、自主運営フォーラム（イベントの場）ととらえ、市民に身近な街づくりや暮らしのトピックを継続的に発掘していくことが望ましい。

また、その運営についても、「知のギャラリー運営委員会」を組織して、企画・運営の方向付けをすることが望ましい。「知のギャラリー運営委員会」は以下の構成メンバーが考えられる。

指定管理者側委員、図書館長、市民オフィス運営委員会委員、青少年委員、近隣大学代表委員、学識経験者・専門委員、市民ギャラリー公募市民委員等

#### ★「知のギャラリー」の活用方法について（市立図書館のアイデア）

従来の図書館でみられなかった様々な資料を展示することによって、市民の新たな交流活動の一助とする工夫が必要である。ひとつの材料として、図書交流センターで預かっている数年前都立図書館が除籍した約11万冊のうち5万冊がある。ゆくゆくは多摩の共同保存図書館設立という構想はあるが、実現までには相当なハードルがある状態で、プレイスでの活用について他市からも非常に注目されている。

図書の内容は、1970年代、80年代に出版されたさまざまな分野の本で旧都立八王子図書館、都立立川図書館などで利用に供されたものが中心である。この年代は、多摩地区の図書館が急速に発展した時期でもあるが、除籍や保存の基準や機能が未整備な時期でもあり、本市はもちろんのこと、多摩地区の図書館の蔵書構成の中で手薄な年代のものである。5万冊のうち半数は多摩地区のどこの図書館にもないものや、あっても1冊だけというもので、貴重な資料である。その一部をプレイスの特色ある蔵書構成に組み入れる、あるいは知のギャラリー展示企画にも役立てることも考えられる。

**★農水省跡地利用施設建設基本計画策定委員会での『知の森へ誘う知のギャラリー』の考え方**

図書館機能を中心とした知的創造拠点としての本施設の活動を魅力的に表し、各階での活動へ利用者を誘う知のギャラリーを1階のスペースに配置する。そこでは、フォーラムや館全体のイベントなどに関わるテーマの図書・メディアを展示したり、市内在住の有識者を中心に選定された推奨図書などを設置したりするなどの企画を行う。

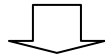


## ●フォーラム

フォーラムは、座席数 200 席（机使用時 100 席）、スクリーン・パソコンプロジェクターを装備した大会議スペースである。フォーラムでは、各機能において、会議、講座、イベントなどの事業展開が行われるだけでなく、機能間の交流、館全体のイベント開催など多彩な利用が可能である。フォーラムは、各機能が共有するフレキシブルなスペースであり、交流をテーマに賑わいのあるスペースとしての活用を期待したい。

### 『フォーラムを中心とする事業展開例』

- ・ 利用者の活動を支援することを目的としたレクチャー、フォーラム、ワークショップなどの事業
- ・ コンソーシアム型\*等柔軟な実施形態を取り入れ、講演会、公開講座、シンポジウム
- ・ 青少年（中高生）向けのプログラムの実施については、周辺大学等との連携や協力により中高生や大学生の参画を促すしくみを工夫



- ・ 市内外の様々な有識者を招いて開催するレクチャーシリーズ「武蔵野フォーラム（仮称）」などを開催
- ・ 武蔵野地域自由大学などの生涯学習事業の本施設での事業展開
- ・ 周辺大学との連携（例：青少年向け模擬大学講義の開催…）
- ・ 映画会・おはなし会などの図書館事業の展開、新たにビジネス支援企画の展開
- ・ 青少年向けプログラム（青少年の好む音楽やスポーツをテーマとする講演会の企画）
- ・ 市民活動のイベント、会議など
- ・ 利用のないときに、閲覧室、学習室として開放（特に、夏休みなど特定期間に、青少年向けに学習室として開放）

\*コンソーシアム：学校や団体の連合、提携、協会の意。本施設の場合、例えば、管理運営主体が外部の組織と連携して、多様な知を結集した事業展開を行うこと。

### ★農水省跡地利用施設建設基本計画策定委員会での『フォーラム』の考え方

フォーラム（大会議室）は、主として会議、講座、イベントを開催できるよう、収容人員を200人程度とし、視聴覚機能を備える。ここでは、武蔵野地域自由大学などの生涯学習事業や映画会・おはなし会などの自主事業を行うほか、市民の自主的な活動・発表の場として活用する。さらに、知的交流の拠点として位置付け、市内外の様々な有識者を招いて開催するレクチャーシリーズ「武蔵野フォーラム（仮称）」などを開催する。市民は、高い知的業績を誇る講師の研究成果や活動などについて間近に触れることができ、また、それらの議論に加わることができる。

## ●ビジネス支援について

農水省跡地利用施設建設基本計画策定委員会報告では、「ビジネス支援」についても言及されているが、現在の日本の図書館においては、「ビジネス支援」とは起業・経営に関する蔵書資料を揃えるといった、狭いとらえ方をされていることが多い。しかし、本来ビジネスを支援するとは、図書資料を紹介することではまかないきれない。企業経営の経験者、中小企業診断士等の専門家とのマッチングや市の支援体制、税制・法律相談やビジネスマン同士の勉強会など、人と人の出逢いの場、市民サロンのような役割があることが求められている。

起業に関心のない市民、青少年施設の利用者、NPO団体等に対しても、個人的な趣味や興味から経済的利益を得られることを周知するような環境を本施設に設けることができれば、斬新なビジネスモデルの創造を引き起こすだろう。そのような活動全体を支援するサポートとして、幅広い層によるビジネスの成功体験の周知や、世代や関心の異なる人々の出逢いの場である本施設の存在そのものが、ビジネス支援となるという視点を持つことが重要である。

「ビジネス支援」を高校生や大学生、若年市民層のキャリア開発支援や就業支援、NPOやNGOなどの情報窓口と案内、起業支援、市民事業を進める際の様々な情報の検索と提供、などを含んだ「課題解決型」図書館という幅広いイメージでとらえ直して、取り組むことが必要となる。

ビジネス支援は、図書館サービスの一環として、全国的に普及しつつある。本施設は、図書館機能に、市民活動機能、青少年活動機能、生涯学習機能も合わせ持っており、単なる図書館のサービスにとらわれない幅広いビジネス支援を展開できる可能性がある。この利点を活かし、今後、具体的なビジネス支援サービスを検討する必要がある。

**●すべての人が利用できる使いやすい施設づくり**

農水省跡地利用建設基本計画策定委員会での『すべての人が利用できる使いやすい施設づくり』の考え方を踏襲し、実施設計にあたり、具体的なソフト、ハード一体のユニバーサルデザインを図る。その際、以下のことにも留意し、実施設計にあたられたい。

- ・主に視覚障害者のための対面朗読室及び専用録音室を設置する。
- ・2階のサブライブラリーは、児童図書と生活関連図書との組み合わせにより、親子で楽しめるスペースを創出し、託児室、親子トイレ、親子読み聞かせコーナー等を設け、親子のふれあい、子育て中の親同士の情報交換の場とする。
- ・エスカレーターの設置の可能性も検討する。

**★農水省跡地利用施設建設基本計画策定委員会での『すべての人が利用できる使いやすい施設づくり』の考え方**

障害の有無にかかわらず、すべての人が利用できる使いやすい施設とすることを基本とし、施設内はもちろんのこと、公園も含め、施設までのアプローチに至るまで、ユニバーサルデザインに配慮する。

- ・本施設及び公園は、ハートビル法（高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律）、東京都福祉のまちづくり条例、東京都建築安全条例の適用を受ける。ハード面の整備は、それぞれの基準に基づいて、整備するとともに、配置計画、動線計画においても十分配慮した計画とする。
- ・建物内については、敷地内の通路・駐車場・主要な入口・その他の出入口廊下・階段・エレベーター・だれでもトイレ（オストメイト対応）・一般用トイレ・ベビーベッドなどの整備を行うほか、公園内においてもユニバーサルデザインに努める。また、サイン計画（案内情報計画）においては、障害者、高齢者、子ども、外国人など多様な人々にとって、わかりやすいよう視覚表示を行うとともに、音声表示、触覚表示などの工夫を施す。
- ・すべての人が使いやすい施設とするためには、ハード面の整備だけではなく、ソフト面での工夫が不可欠である。基本的には、1階の図書館カウンター、情報コンシェルジュコーナーでサポート体制をとり、障害の種類を問わず、だれもが差別なしにサービスを受けられるようにサポートする。
- ・視聴覚障害に対応する図書館機能の拡張については、対面朗読室や録音室（スタジオ利用）を設置する。また、拡大読書器、音声朗読器の導入や大型活字本の充実を図る。

### Ⅲ. 各機能の望ましいあり方について

#### 1. 図書館機能

##### （１）基本理念

武蔵野市図書館ネットワークの一環としての市民図書館の機能を基本とし、同時に本施設の中核として、他の施設機能に積極的な連携を図り、その中で従来の図書館以上に広く開かれた新しい利用の展開を目指す。

##### （２）運営

単に組織的な連携（管理者としての一体性）を重視するのであれば、市内全図書館（3館）の管理・運営を指定管理者へ移行することが望ましい。一方、公立図書館は公の施設であるだけでなく、「教育機関」としての位置付けがされている。全館に指定管理者制度を採用した場合、市（教育委員会）は指定管理者に指示するだけの関係となり実質的に図書館業務の実践から離れるため、図書館の管理・運営の能力が失われる可能性がある。その結果、仮に指定管理者制度を採用した後に市の直接管理・運営に戻すことはきわめて困難になる。農水省跡地利用施設建設基本計画策定委員会最終報告書（以下この章では「報告書」という。）における『図書館全体を効率的、効果的に運営していくためには、中央図書館・吉祥寺図書館との連携が不可欠である。したがって、本施設の図書館機能と他の図書館とを指定管理者が一体的に管理することが望ましい。』との「報告書」の記載については、本施設のような『文化・教育施設』に指定管理者制度を採用することは、本市では初めてのことであり、また本「最終報告書」8ページの「（3）指定管理者について」の項で述べた理由も考慮し、市立図書館全館への指定管理者制度の同時適用については拙速に行わず、その管理運営状況をしっかり見極めた上でその採用の可否を判断することが望ましい。

なお、図書館全体の連携については、指定管理者制度を採用した場合であっても、武蔵野市立図書館の中での本施設（図書館部分）の位置付けは、従前からの有していた分館としての機能を持ち、地域館としての役割を果たさなければならない。このことを前提に連携を図るためには、市（教育委員会）と指定管理者との間で締結する「協定書」の中に、連携についての詳細かつ具体的な内容を明記することにより実質的な連携を担保することは十分可能である。

このような連携体制の中で、図書館を運営し、或いは将来すべての館が指定管理者制度に移行することもあり得るという状況の中で、将来にわたって市民の為の図書館としての機能を十全に発揮し、更に新しい発展を目指そうとするならば、今こそしっかりと市の図書館政策の確立を図っていくことが極めて肝要と思われる。どの様な知識をどのようにして市民に提供していくのか、武蔵野市図書館の使命と役割を明確にしたグ

ランドデザインの構築が必要である。

### （3）施設機能・構成

#### ●施設機能・構成のあり方

本施設への来館者の多くが図書館利用者と想定される中、「館全体に図書館機能を」「ブラウジング」が本施設の基本コンセプトになっており、館内でゆったりと本を読む、館内をゆっくり歩きながら、新たな情報を得る、など滞在型の図書館を目指している。一方では、「時間がない利用者は、必要な資料をすばやく探し、本を借りて帰る」という図書館の利用形態も存在する。滞在型図書館を目指すことは時代のニーズから望ましい方向であるが、「本を探す」「本を借りる」「本を返す」という利用者ニーズにも配慮する必要がある。そのためには、ブラウジング機能を確保しつつ、ある程度図書館機能を集約し、資料検索のしやすいバランスの取れた蔵書の配置構成の工夫を行うことが必要である。

#### ●蔵書構成について

まず、地域図書館であることを基本に、通常の図書館利用者へのサービスを充実することは言うまでもない。吉祥寺図書館の一般図書の7万5千冊と同量の冊数を地下1階の1フロアで収納可能である。ここに、まず足を運べば、ほとんど本を探すことができる。今回地下1階は、壁面書架システムを採用し、中心に空間ができ、快適な閲覧スペースを提供する。

専門図書コーナーは、2階サブライブラリーに環境・自然を、地下2階に音楽をはじめとするアート系を配置する計画になっている。専門図書は幅があり、本施設に求められる専門図書の位置づけは、一般図書よりやや深い知識を得られ、知的刺激を受け、かつ楽しめるようなものが考えられる。具体的な内容は次のようなものが考えられる。

#### ⇒地下2階の『芸術系図書』

地下2階の芸術系図書は、音楽スタジオ、美術・演劇・ダンススタジオをサポートする資料を配置するとともに、青少年が興味をそそられる図書（例：見たり、ながめたりするだけで楽しい芸術系図書）をラインナップする。

#### ⇒地上2階は、児童図書＋『生活関連図書』

2階は、サブライブラリーと位置づけており、基本設計では、児童図書と自然・環境系の専門図書とのセットを想定していたが、児童図書とのマッチングを考えると、子育て中の親が楽しめる生活関連図書を中心にし、生活との関連性を踏まえて自然・科学系等の図書もそろえることが望ましい。生活関連の図書は、既存の図書館でも人気があり、別立てのコーナーになっている。このことで、かなりの賑わいが生まれる。

## ●マガジン・ラウンジ

新公共施設基本計画策定委員会報告書では、「特定分野に力点を置いた資料収集・提供を行うことにより図書館機能に特色を持たせる・・・」とし、その例示として「バックナンバーを含む新聞・雑誌などのタイムリーな情報・・・」を挙げており、図書館機能の特色として、雑誌などを一定のタイトル数の確保を求めている。しかし、学術的な雑誌を中心に、電子ジャーナル化される傾向にあり、趣味系雑誌等の一般雑誌は別として、今後一層、電子媒体への比重が増すものと考えられる。

現状の公共図書館は、一般の人が楽しめることが基本であり、雑誌（紙媒体）に対する要望は高い。また、これまでの図書館では、雑誌は和文・欧文といった言語によって配架場所を変えることが多かったが、「眺めて楽しむ」ことを主眼とするスペースにおいては、言語にこだわることなく、建築、料理、ファッションといったテーマ(主題)ごとに、異なった言語の雑誌を一緒に配架するのがふさわしいのではないかと考えられる。タイトル数については、中央図書館が480程度であることを考慮すると、特徴を持った図書館を目指す場合、スペース的にも、また、管理できる数としても、600程度のタイトル数が妥当であると考えられる。

また、資料の電子ジャーナル化は、公共図書館もまた、その傾向と無縁ではあり得ない。そのため、ジャーナルを含めた資料の電子化に備え、ハード面（無線LANやシステムネットワークなど）で対応できるよう整備しておく必要がある。

### ★雑誌の扱いについて（市立図書館の見解）

雑誌タイトルを多く置くと考えた原点は、新公共施設基本計画策定委員会報告書の考え方だが、タイムリーな情報としては、今日ではインターネット情報や電子ジャーナルなども発達しており、場所をとる印刷媒体の雑誌を多く取り揃える必要があるのかという疑問もあることは認識している。大学図書館、研究機関の図書館などは、学術情報や研究論文など国際的な情報のやり取りも日常的で、その中でインターネットや電子ジャーナルなど電子情報の活用の比率も高いと思われる。これからの図書館のあり方を考えるに、いつまでも旧来の印刷媒体だけに頼っていると、市民の情報拠点としての役割を果たしえない。文部科学省により設置された「これからの図書館のあり方検討協力者会議」により出された提言書「これからの図書館像」の中でも「図書館のハイブリット化、印刷媒体と電子情報を組み合わせた高度な情報提供体制の構築整備が必要」とうたわれている。今後、インターネットに代表される電子データ利用の比率がどんどん高まるだろうが、印刷媒体による情報は、電子情報に比較し、信頼性、安定性に優れ、「図書館はあらゆるジャンルの情報を扱う唯一の施設」という概念の中で、将来的にもその収集を続ける必要はあると考えられる。

### ●視聴覚資料

公立図書館としての視聴覚資料をどう扱うかについては、さまざまな議論があるが、市民対象の公立図書館としては、視聴覚資料の提供も必要と思われる。

### ●レファレンス

レファレンスについては、言うまでもなく、図書館における利用者サービスの基本的かつ重要な部分であり、その重要性はますます高まっている。昨今では、その内容も複雑、多岐に亘っており、レファレンスツールもさることながらレファレンス体制の充実が求められる。特に様々な分野の新しいレファレンス需要に対応するためには、単独館として完結することは困難な事例も増加してくることが予想されるため、中央図書館をはじめとした市立図書館、国立国会図書館、都立図書館、近隣の公立図書館及び大学等の図書館との連携を図り対応をしていくことが重要である。

### ●図書館における電子メディアのあり方

電子メディアの最大の利点は、使う場所を選ばない(ユビキタス)ということである。「電子メディアコーナー」を館内に場所を特定して設けるのでは、その特性を活用しているとはいえない。館内すべてに無線 LAN を配備し、館所有の PC、市民の持ち込む PC を問わずに、どこでも良質な情報源にアクセスできるように図るべきである。これは、本施設に来館する人のみでなく、全市民が自宅から、図書を含む優良な情報にアクセスできる環境を、市が整えていくための戦略的拠点となるべきである。図書館とは、「本がたくさんある書架」や「他人の知的成果物を無償で利用する場」ではない。知識・情報の共有、ネットワークそのものであり、web 上の無料サイトの中から有益なサイトを整備したパスファインダー（＝ある情報をどのように探せばよいかを示す道筋）や市が購入する有料データベースを利用できる環境を提供することが望ましい。これは知的活動に欠かせないデジタル情報のリテラシー（＝能力）を市民が高めていくためも不可欠であると考えられる。

電子メディアは、ここ数年、著しい進歩と普及を遂げている。この時代の変化は、5年後、10年後には、加速度的に進化、拡張して、さらに紙と電子メディアの使い分けが進んでいくであろう。そのため、本施設では、この時代の変化に対応できるよう、十分な備えをしておく必要がある。

## 2. 市民活動機能

### （1）基本理念

特定非営利活動促進法が 1998 年に成立したことは、市民の自主的な活動である NPO・市民活動が、行政・企業の活動と並んで、社会的課題の解決にとって必要であること、公共的な意義を持つことが社会的に認知された意味を持つ。市民が自分自身の生活や地域社会を豊かにする文化的・社会的活動をすすめ、コミュニティづくりに参加するためには、そうした市民活動を進める基盤となる環境を整える必要があることは言うまでもない。

武蔵野市では、1981 年より市民主導のコミュニティづくりが行われ、現在 20 館のコミュニティセンターが 16 のコミュニティ協議会によって、自主三原則（自主参加・自主企画・自主運営）のもとで管理・運営されている。この仕組みは、今日地方自治で模索されている「市民協働」の先駆的試みであった。また、武蔵野市の基本構想・長期計画の策定にあたっては、「武蔵野方式」と呼ばれる市民参加による計画策定を行ってきた。さらに、「テンミリオンハウス」など、様々な分野で「市民協働」が展開されている。

武蔵野市コミュニティ条例では、コミュニティの定義として、「地域コミュニティ」「目的別コミュニティ」「電子コミュニティ」の三つを挙げているが、「多様な地域活動への参加などを通して形成される人と人とのつながり」である地域コミュニティがコミュニティセンターの中核であるとする、「福祉、環境、教育、文化、スポーツなどに対する共通の関心に支えられた活動によって形成される人と人とのつながり」である目的別コミュニティは、現在、様々な NPO・市民活動団体が担っていることになる。

こうした目的別コミュニティづくりを促進し、市民個々や NPO・市民活動団体が、お互いの立場や考え方を尊重しながら交流することを通して、開かれたネットワークを形成していくことを支援する。

市民活動そのものが学習・教育という要素を抜きに進まないという視点からは、図書館機能を中核として持つ本施設の市民活動支援拠点としての優位性が見えてくるだろう。

### （2）運営

今日、学びの行為そのものに学習者の参加・参画が求められ、学習プログラムの企画・運営を学習者自らが行う形態が増え、さらに、学習者が学習拠点的施設の管理・運営に参加する形態も現れてきている。

知の創造拠点という本施設の運営は、武蔵野市のコミュニティ自主 3 原則（自主企画、自主参加、自主運営）を生かした市民・利用者の参画を最大限に生かす運営を行う必要がある。



したがって、指定管理者団体が何処になるかは別にして、市民オフィスの管理・運営については、武蔵野市内のNPO・市民活動団体の多数をまとめている組織が担当することが望ましい。

担当者の資質として、①市民活動の第一線で活動するうえでの様々なケースや資源を知っていること、②コーディネーター機能を果たせること、③活動内容に関する相談を受けられること、などの期待に応えられることが望まれる。また、企画立案や実施においてNPO・市民活動団体と連絡調整できる人材を提供することも望まれる。

さらに、一般の市民個人やその他の市民活動団体、ボランティア団体の利用を促進するために、幅広い構成メンバーによる「市民オフィス運営委員会」を組織して、管理・運営の方向づけをすることが望ましい。

市民オフィスの運営について広く知恵を集めるため、構成メンバーとして、窓口担当責任者、武蔵野市内のNPO・市民活動団体をまとめている組織関係者、利用者委員（あるいは市民オフィス公募市民委員）、近隣大学代表委員、商店街代表委員、青少年委員、近隣住民組織代表委員、指定管理者側委員、行政側委員などで構成することを検討する。

また、利用者の多様なニーズに応えるために「市民オフィス利用者懇談会」を定期的開催し、一般利用者の要望を運営に反映することが望ましい。

### （3）施設機能・構成

市民活動機能の中心的な拠点は、基本設計において3階の「市民オフィス」となる。ここには、ミーティングスペース、ラウンジ、印刷室、スペース（会議スペース）、フォーラム（大会議スペース）等が設置される予定である。概ね、市民活動に必要な機能は装備されているが、特に、市民団体の打ち合わせの場所として自由に使えるという機能を備えられるように留意されたい。また、市民活動の様子が活動にかかわっていない人にも伝わるような工夫が必要であり、ブラウジング効果が発揮できるようソフト、ハード（空間構成）で仕掛けづくりが必要である。

### 3. 青少年活動機能

#### （1）基本理念

##### ●基本的な考え方

本施設は、市民にとって「知的創造拠点」となることを目的としている。しかし、単に知的・文化的情報の蓄積がありさえすれば、すべての市民にとって知的創造拠点となりうるわけではない。知的情報や文化活動へのアクセスのしやすさは、その人が置かれた社会的、経済的、文化的、地理的環境によって異なっている。単に知的に整備された施設をつくるだけでは、元々それらの環境にめぐまれた人々にとっての知的空間を創出するにとどまってしまう。それゆえ、知的・文化的活動のための空間を望んできた人だけではなく、それらに対して必ずしも積極的であったとは言えない人々の層にも利用しやすく、結果として知的・文化的活動に接触することのできる施設配置が考えられなければならない。

なかでも青少年層、10代の若者は、心理的不安定さに加え、経済的な制約を持っている。近年では、学力の二極化や雇用環境の困難等、若者の中にとくに社会的困難を抱えた層が生じつつあることが指摘されている。青少年層全体のアクセス可能性だけではなく、とくに困難を抱えた青少年層のアクセス可能性を確保することが求められる。

##### ●青少年活動機能の視点

青少年活動をここでは「居場所づくり」の視点から考えていきたい。「居場所づくり」とは、不登校の増加する1980年代中頃からフリースクールによって提起されはじめ、その後公的施設やNPO等に広まった青少年支援の方法論である。その捉え方は人によって異なるが、その重要な点は、「居場所がない青少年への着目」と「教育的意図の間接化」であると考えられる。

まず、「居場所がない青少年への着目」であるが、不登校の増加、フリーターやニートと呼ばれる不安定雇用の若者の増加などが指摘されている。これまで当然とされてきた「家庭⇒学校⇒会社」という移行の図式が誰にとっても当たり前ではなくなりつつあり、その中で困難を抱えた青少年層が増加しつつある。そうした青少年が一時的に立ち寄って、そこで関係性をつくったり、社会へ移行していく足がかりをつくったりする場が居場所である。それゆえ、居場所づくりには、つねに「居場所がない青少年」への視点がなければならない。

これまで公的施設は、しばしば青少年へ教育的まなざしを向けることで、結果として「逸脱」と捉えられる青少年層を遠ざけてきた。しかし、一見「逸脱的」と思われる青少年こそが、困難を抱えており、知的・文化的活動につながるニーズを持っている層であることが多い。困難を抱える青少年がアクセスしやすい空間や運営を最大限考慮し、決してそうした層を排除するようなことがあってはならない。

武蔵野市の中高生を対象にした生活意識調査（平成12年実施）でも、「学校生活ではなにかと息苦しさを感じる」者は42.2%、「いつも自分の居場所がない感じがする」者は25.0%（高校生男子では36.5%）にも達している。また、「毎日が退屈」と答えた者は32.4%（高校生男子では50.0%）「やりたいことができない、きゅうくつ感がある」と答えた者は45.0%（高校生女子では61.7%）にも達しているのである。こうした青少年が、まず居ることができて、そのなかで自らの関心に合う情報や活動に触れる機会が持てる場が求められる。

次に、「教育的意図の間接化」であるが、「居場所」という言葉は、心理的要素とともに、空間的要素を持った言葉である。空間的要素が重要なのは、「家庭⇒学校⇒会社」のルートに乗らない場合、端的に居られる場が必要となったからであり、それは、学校や会社で求められるような「こうでなければならない」ことが求められるのではない、「ありのまま」の状態でいられる場であったからである。それゆえ、「居場所づくり」では、望ましい状態へと青少年を導こうとする「教育的意図」が間接化される必要がある。

これまで多くの公的施設では、団体による予約利用を主な利用形態としてきた。それは、あらかじめ明確な目的を持って施設を訪れる「目的利用」を前提としてきたからである。青少年施設においては、「団体育成」、「健全育成」という教育的目的のために、団体利用が意図的に推進されてきたともいえる。

それに対して、居場所づくりの施設では、個人利用、自由利用を可能にする運営がなされてきた。そこで利用者は、一人でも、数人のグループでも、特定の目的を持たずにいつでも施設に行くことができる。ロビーでおしゃべりをしていてもよいし、自由利用の体育室で一人でバスケットボールのシュート練習をしていてもよい。メンバーが集まればその場でバスケのゲームが始まることもある。このように、多様な居方を可能にし、その状況に応じて活動内容が変わっていくような利用形態を「状況利用」と言うことができるだろう。このような利用形態をとることで、学校教育や集団活動を避ける者も含めて多様な層の利用を可能にすることができるのである。

プレイスの場合であれば、状況利用を可能にすることで多様な青少年が訪れ、当初は一人や数人で目的なく訪れた利用者が、何らかのきっかけを経て、知的情報や文化的活動、市民活動等に触れ、参加していくということがありうるだろう。「教育的意図」を前面に出さずに、間接化することによって、かえって知的創造拠点としての目的が果たされる可能性が高まると考えられるのである。

## （2）運営

### ●時間帯による優先利用と利用料金の大幅な減免

生徒・学生であるかどうかではなく、年齢による優先利用や利用料の減免を行う。高校や大学等に在籍しない者が不利にならない仕組みが必要である。

### ●他世代の要望との矛盾をできる限り回避できるような空間構成とルールづくり

施設内にしても、隣接公園にしても、青少年層に対しての「迷惑」、「怖い」といった他世代からの苦情をそのまま受け入れてしまえば、必ず青少年層は排除されてしまう。また、青少年層は、ニーズを自ら発することが少ない。それゆえ、成人世代の要望や苦情をそのまま反映させずに、青少年層のニーズを聞き取り調整することが必要となる。また、地下 2 階は青少年のみのスペースではないが、ある程度青少年に利用がしやすい状態にしておく必要はある。成人世代の要望・苦情を直接反映させないためのルールづくり、一定程度の空間的分離の方法が求められる。

### ●運営への参画

上述のように、青少年世代は、自らのニーズを発する機会が少ない。そのため、より要望を発する成人世代や、成人世代にとって望ましい青少年層が利用しやすい空間へと変更されてしまう可能性がある。そのため、当事者である青少年層のニーズを運営に反映させる仕組みが求められる。

ただし、青少年層は、一様ではない。一部の青少年が自らのニーズを発することで、他の青少年層が排除されることもありうる。それゆえ、できるだけ多様な層のニーズが反映されるためのメンバー構成や活動支援がなされなければならない。メンバーは、12～22 歳程度を想定しているが、例えば、中学生・高校生リーダー養成講座等受講生、近隣の中学・高校・大学等からの推薦のほか、利用者代表を加えることが望ましい。これは、運営の安定性と幅広い層・利用者層からの登用の双方の要請を満たすためである。しかし、それでも全ての層のニーズを捉えられるわけではない。支援するスタッフは、参画する青少年が、自分たちだけでなく参画しない多様な青少年のニーズを反映できるような支援をする必要がある。具体的活動は、利用規則の作成・変更、企画提案、他機能への提言、施設全体の利用者懇談会への出席等である。

また、参画するメンバーのたまり場としてのスタッフ室（またはスペース）を確保することが望ましい。青少年の参画を実質化するためには、メンバーが日常的に集まりやすい場所が必要である。面積が狭く、スタッフのいる一角程度であったとしても、他の場所と区分されて椅子やソファがあればよいだろう。

### ●スタッフ

以上の諸点を理解し、青少年のための施設運営をすることのできるスタッフが求められる。教育的意図を前面に出すことなく、状況的利用を可能とするなかで、多様な青少年層のニーズを聞き取り、それらを知的情報・文化活動へと結びつけ、他世代の要望との調整を図ることができるスタッフである。

少なくとも一人は、理念や方法を共有していく常勤スタッフが必要である。非常勤スタッフへもそれらを発信し、運営参画する青少年の力量形成に努めることが求められる。

その一つのイメージは、「居場所づくり」の経験を持つ、児童福祉関係職員やNPO職員等の経験者である。

それ以外に、音楽・スポーツ等の技術を有する者や、青少年支援の経験を有する者など多様なスタッフが常勤・非常勤でいることが望ましい。青少年層のニーズを代弁する必要から、スタッフもまた若者層が中心となることが求められる。

### （3）施設機能・構成

#### ●プレイスペース、隣接公園等、状況的利用を可能にする空間の十分な確保

基本設計と比して、スタジオ等目的利用空間を減らし、状況的利用空間を増やした方がよいと考える。状況的利用空間は、決まった机・椅子の組み合わせではなく、ソファや地べたに座る等の様々な居方を可能にする空間とする。パンや飲み物等の自動販売機、ゴミ箱を設置するなどし、飲食可能とし、漫画、雑誌等を整備する。青少年層のニーズとして、軽い運動（卓球、壁面クライミング、サンドバッグ等）を可能とするスペースをとることも重要である。

また、隣接公園を活用し、ダンス練習等ができるようなスペースを提供する。近隣住民への騒音等の配慮は必須だが、それ以外の要望、苦情との調整に最大限努める。

なお、若い世代は自転車での移動が多いので、駐輪場の確保が必要である。

#### ●状況的利用から、知的・文化的情報へ触れるきっかけづくり

プレイスペース等における状況的利用をきっかけとして、専門的知識、市民活動情報などに触れるきっかけをつくることが望ましい。その場合、青少年にとって、押し付けとして感じられないように留意する必要がある。

例えば、漫画や一般雑誌の近くに、専門雑誌や進路・就職関係雑誌等を設置することや、利用者の思いや主張を自由に描き込むことのできる掲示板を設置し、そこに音楽等の趣味情報、活動情報、関連する市民活動情報を含めることなどが考えられる。このような機会を通じて、利用者同士、利用者とスタッフの間、青少年活動機能と他の機能の間につながりが自然と形成されてくればよいだろう。しかし、特定の者の間に内輪のつながりが形成されることで、閉鎖的な空間となることに気をつけなければならない。

バンドやダンスチームのライブ等、発表できる機会を、他施設と連携してつくることも求められる。

## 4. 生涯学習機能

### （1）基本理念

図書館機能を中核とした知の創造拠点という本施設の位置づけは、生涯学習拠点として本施設を捉えたものである。ユネスコ 21 世紀教育国際委員会 1996 年報告は、未来の教育の基礎として、「知るための教育」「働くための教育」「他者と共に生きるための教育」「人間となるための教育」の 4 つの柱を示した。これら 4 つの柱に即した、青少年から、現役の会社員・主婦層、シニア層までの各層の自己学習ニーズに答えられる生涯学習機能の展開が求められる。

生涯学習の中に学校教育を位置づける視点からは、青少年の市民としての成長をバックアップする「場」としての本施設が見えてくるし、ボランティア活動・市民活動そのものが学習・教育という要素を抜きに進まないという視点からは、市民活動支援拠点としての本施設が見えてくる。市民活動を進めるために学習し、学習した成果を活動に結びつけるなど、市民協働を支える基本的活動として生涯学習を位置づけることができる。また、福祉の増進、社会教育の推進、まちづくりの推進、文化・芸術・スポーツの振興、環境の保全、災害救援、地域安全、人権の擁護、平和の推進、国際協力、男女共同参画、子どもの健全育成など、特定非営利活動促進法における NPO・市民活動の内容は、そのほとんどが生涯学習の現代的な学習課題でもある。

つまり、図書館機能を中核としながらも、単なる図書館にとどまらないある種の知的「拡張」効果を本施設は求められている。したがって、今日の生涯学習の現代的な課題からも、本施設の「中」だけの知的創造ではない、本施設の外の地域と結びついた知的創造の営みが期待される。

学びの空間は、近隣大学など学校はもとより、社会福祉施設や文化施設など、地域社会の至る所に存在する。また、むさしのヒューマンネットワークセンター、ボランティアセンター武蔵野、武蔵野市国際交流協会など、課題追究・解決型の生涯学習関連施設も存在する。これら地域社会における様々な学習空間と本施設を有機的につなぐことが期待される。

NPO・市民活動に参加する市民は、まさしく課題追究・解決型の活動を進めており、学習・教育の必要を強く感じている。市民活動支援機能を本施設に取り込むことは、プレイスの知的創造機能そのものを拡張する相乗効果を生むだろう。

また、当面の問題として、団塊世代の大量退職が迫っている。シニア層の多くは健康・趣味・文化活動などの生涯学習へのニーズを持つことは各種調査で明らかである。シニア層が健康を維持し、はつらつとした地域生活を送るためにも、彼らの生涯学習ニーズを適切にすくい上げる工夫が必要である。また、個人レベルの学習活動を社会的な活動に広げるための課題は、学ぶことを通じての仲間づくりであり、精神的な居場所づくりである。そうしたコーディネート機能を発揮することも期待される。

## （２）運営

本施設全体の機能として新しい枠組みを構築する上で、本施設が生涯学習事業の実施主体になることにより、単に市（教育委員会）から既存事業を移管して実施することに止まらず、本施設が有するさまざまな機能を合理的かつ効率的に組み合わせることが可能になり、新たな事業展開が生まれてくる。そこで重要なことは、市民の自主的な生涯学習活動に対して、必要な情報を提供し、相互の連携を促し、様々な支援を行うことであり、その結果、各団体（個人）が本施設に集うことが期待される。

本施設で実施する自主企画の事業については、利用者の活動を支援することを目的としたレクチャー、フォーラム、ワークショップなどを展開する。また、コンソーシアム型等の柔軟な実施形態を取り入れ、講演会、公開講座、シンポジウム等を実施する。ただし、初めて参加する方たちのために従来型の講座や新たなグループ（生涯学習活動団体）が生まれるきっかけになる事業（講座）の実施についても検討する必要がある。

生涯学習活動団体の登録制度を設け、団体間の定期的な情報交換や団体への情報提供を行うことや、登録された団体への講師派遣のための人材を登録するいわゆる人材バンク制度等の創設も検討する必要がある。

なお、運営に当たっては、「武蔵野プレイス・サポーター（仮称）」という生涯学習指導員あるいは図書館サポーター的な文化ボランティアを市民から募って養成し、市民の生涯学習ニーズにきめ細かく対応するなど、市民活動機能、青少年活動機能との連携を図ることを検討する。

## （３）施設機能・構成

生涯学習の場としては、フォーラムを中心として、３階の市民オフィスと地階のスタジオなどを施設機能として想定する。

## IV. 車両のアクセス、駐車場および駐輪場について

本施設において、東京都駐車場条例に基づく附置義務駐車場の設置は31台である。基本設計では、駐車場の出入口を本施設東側の駅前広場側境南通り近くに設置しているが、かねてより、境南通りは休日に渋滞が発生しており、本施設駐車場進入の待機車が境南通りの渋滞に巻き込まれ、駅前広場に進入してくるムーバスの運行にも影響がおよび可能性があるとして指摘されている。

武蔵境駅南口周辺渋滞長測定調査結果（詳しくは資料3 P88～P89を参照）によれば、イトーヨーカドーの駐車場へ進入する車の渋滞が観音院方向で日曜日の午後、かえで通り方向では、土日で確認された。かえで通りは日曜日において慢性的に渋滞が起こり、その影響により、日曜日の午後には境南通りの直進方向も渋滞が発生する。平日においては、渋滞は発生していない。ただし、イトーヨーカドーの特売日や雨の日のような特定の日において渋滞はさらに拡大すると推測される。

このような渋滞予測に基づき、できるだけ渋滞の影響を回避し、ムーバスの運行に影響を与えない本施設西側に駐車場の出入口を設置することを検討する。また、農水省跡地利用施設建設基本計画策定委員会での『交通対応』の記述のとおり、利用者は、なるべく公共交通機関を利用してもらうこととし、交通混雑が予想される週末などに限らず、駐車場の利用は、原則的に施設への荷物の搬入、障害者の利用に限定することを検討するなど、利用者の優先順位を定める必要がある。

また、駐車場対策と関連して、駐輪対策が課題となる。本施設の場合、駅前の立地もあり、2000人/日以上に来館が見込まれており、かなりの自転車利用者数があるものと想定される。本施設の計画については、武蔵野市自転車放置防止条例に基づく附置義務台数（約150台）を確保するとともに、駐輪場の管理方法、体制、有料化などの他、周辺公共駐輪場との連携も検討する。

東京都駐車場条例	駐車場の設置/床面積300㎡毎に1台
武蔵野市自転車等の適正利用及び放置防止に関する条例	駐輪場の設置/床面積45㎡毎に1台、ただし5,000㎡を超える部分は90㎡に1台

### ★農水省跡地利用施設建設基本計画策定委員会での『交通対応』の考え方

本施設のアクセスは、徒歩・自転車・バイク・自動車・JR中央線・西武多摩川線・バス等である。駐車台数は、付置義務台数32台（農水省跡地利用施設建設基本計画策定委員会時点の計画台数）を確保する。しかし、現在、週末は隣接スーパーへの車利用により、渋滞が発生しており、利用者は、なるべく公共交通機関を利用してもらうこととし、駐車場の利用は、施設への荷物の搬入、障害者の利用に限定することなどを検討する。駐輪台数は、付置義務台数約150台を確保する。しかし、駅前のため、施設外利用や休日に許容台数を超える可能性があり、有料化と他近隣駐輪場の利用を検討する。



## V. 他施設との連携について

### ●他の施設との連携

#### ①公園との一体的運営

公園との一体的運営を活かし、本施設の知的創造活動の場としても利用する。

（例：美術、音楽、演劇、ダンスなどの発表の場）

#### ②スイングホールとの連携

スイングホールの稼働率は7割を超えており、本施設関連の活動に対する常時の利用は難しいが、本施設は、本格的な発表の場を持っていないため、本施設で開催するフォーラム、イベントに合わせて、スイングホールを利用するなど、他施設との連携を図る。

#### ★スイング利用状況（17年度 事務報告より）

開館日数	308日			
	施設	利用可能回数	利用回数	利用率（%）
	スイングホール	857	652	76.1
	スカイルーム1	871	554	63.6
	スカイルーム2	871	491	56.4
	スカイルーム3	871	543	62.3
	レインボーサロンA	746	515	69.0
	レインボーサロンB	753	522	69.3

#### ③他の図書館・文化施設との連携

中央図書館、吉祥寺図書館は当然のことながら、近隣大学図書館との緊密な連携を図る。また、吉祥寺シアター、吉祥寺美術館とは、創作の場、ワークショップとして、連携していく。武蔵野市国際交流協会、むさしのヒューマンネットワークセンターなどの課題別で活動している団体とも連携を図る。

## VI. 施設構成の検討

専門家会議では、武蔵野プレイス（仮称）の全体像、各機能の望ましいあり方を中心に議論し、具体的な施設のあり方、各機能のあり方、管理・運営のあり方などについて提言をまとめた。これらを踏まえ、施設構成について以下のことに留意し、実施設計にあたられたい。

- ・ブラウジング等のコンセプトを堅持しつつ、図書館機能はなるべくまとめ、利用者の利便性を図る。
- ・賑わいのある1階のスペースが必要である。（例えば雑誌を1階に持ってくる。）
- ・知のギャラリーは内容を再検討し、併せてどの階に置くのが良いか検討する。
- ・機能が融合するオープンなスペースのイメージが重要である。（例えば「カフェ」や「知のギャラリー」などをきっちり分けずに一体になったスペースで展開する）。
- ・市民オフィス（市民活動）のフロアに、スタディコーナーがあることにより、スタディコーナー利用の青少年が市民活動団体等の活動が自然に目に入る効果的な配置構成が重要である。
- ・公園に隣接するという利点を生かし、屋上緑化を導入するとともに、屋内外の空間の交流をはかる。その際、緑を活かし、景観に配慮した施設づくりを心掛ける。

なお、P34～45の設計者提案については、専門家会議のこれらの議論を踏まえ、作成したものである。今後、実施設計を実施するにあたり、A案（B案はバリエーションの一つ）を参考にされたい。なお、実施設計時には、実務レベルの調整が行われ、配置構成の修正があり得ることは理解するところであり、本専門家会議では、この案を参考図として取り扱う。

## VII. 資料編

### 目次

1. 参考配置構成図（P34～P45）
2. 図書館機能基礎データ資料（P46～P51）
3. 市民活動機能基礎データ資料（P52～P64）
4. 青少年活動機能基礎データ資料（P65～P78）
5. 生涯学習機能基礎データ資料（P79～P80）
6. 他施設との連携関係資料（P81～P83）
7. 管理運営方法、主体について（P84～P87）
8. 武蔵境駅南口周辺渋滞長測定調査について（P88～P89）
9. これまでの経過等（P90～P93）

## 1. 参考配置構成図

参考配置構成図の作成主旨  
(設計者 川原田 康子)

### ●オープンプレイス

本施設が「知的創造拠点」であり、積極的な市民の交流の場であるというこれまでの基本コンセプトを重視しながら、本専門家会議における多様な議論を反映するような施設構成の考え方として、様々な機能の融合する「オープンプレイス」を提案します。

「オープンプレイス」とは、できるだけ室ごとに間仕切壁等で区切ることなく、オープンなスペースが曖昧かつフレキシブルにつながっていくような場のあり方であり、いろいろなことが行われる広場のようなものとして考えられています。この「オープンプレイス」をフロア中央付近に広がるように配置していくことによって、さまざまな機能がこの広場的なスペースを介して結びつき、フロアの性格を特徴付ける場所となります。また、はじめて訪れるひとにとってもいろいろな場があることで、参加しやすく、誰もが自由に使用できる施設となることが期待できます。

このような仕組みを各フロアに導入し、吹き抜け等を介して、できるだけそれぞれのオープンプレイスがつながっていくようにします。これはいわば6つの広場が縦につながっているようなものであり、外部の公園を合わせて考えれば、本施設は7つのオープンプレイスが集まったものだといえることができます。

### ●利用形態の多様化

「オープンプレイス」の展開によって、ユーザーがそれぞれ気に入った場所やたまたま空いている場所を状況に応じて利用する「状況的利用」が可能になります。一般的な計画ではグループによる予約利用が主流になるのに対し、オープンプレイス化することによって、個人による多様な利用が可能となり、これまで以上の利用者層の広がり、交流が生まれることが期待されます。

### ●フレキシビリティ

「オープンプレイス」の考え方を導入することで、場の機能を限定しないことで、将来的なフレキシビリティが確保されます。

(長期的フレキシビリティ)

また、機能の限定された部屋をもとに構成するプランニングでは、個別の機能は孤立し関係性が希薄になるのに対し、「オープンプレイス」では機能の変化に柔軟に追随していくことが可能となります。

(機能的フレキシビリティ)

## ●ブラウジング

本施設は多様な活動や情報と市民を結びつけると共に、市民と市民との出会いや交流を促すことを基本理念としています。

この市民交流を促す構成のひとつとして、「ブラウジング」という考え方があります。

具体的には「オープン階段」、「吹抜け」、「自由な動線」によって「オープンプレイス」をつなげていくことにより、発見的で、創発性に満ちた場所としていきます。「オープンプレイス」は機能を限定しない自由な広場的な場所であり、ユーザーはそこで展開される様々な活動の間を通り抜けて、目的のスペースへ向かいます。その自由な動線は、周囲に広がる様々な活動を目にするきっかけを与えてくれます。

基本設計では回遊階段と避難専用階段を分離していたのに対し、今回は「オープンプレイス」を間において二つのオープン階段を配置することで、より自然に各フロアでの交流を促すような平面構成としています。

また各「オープンプレイス」には吹抜けを設け、上下フロアの活動が視覚的につながり、B2Fから4Fまで6つの広場が連続してゆくような計画としています。このようにひとつつながりの広場とすることで、それまで意識していなかった活動との接点が増え、より発見性の高い構成となっています。さらにはこのように上下が見通せることで視界が広がり、よりゆったり広々とした印象を与えることができます。

## ●屋上の積極的利用

木々に囲まれ、豊かな周辺環境を持つ最上階は、屋上緑化や半屋外テラスの設置などにより、読書スペースや憩いの場として積極的に利用します。

## ●ソフト計画

1Fの情報コンシェルジュをはじめ、「知のギャラリー」や各階「情報ボード」「張り紙ボード」などのインフォメーションコーナーを設けることで、館内イベントが機能を超えてリンクします。ユーザーが多様な活動に自然と足を運んでしまうような仕組みとします。

各オープンプレイスのイメージ

4F : ラウンジパーク = ラウンジ × パーク  
ゆったりとした市民の書齋的スペース

3F : ミーティングラウンジ = 市民オフィス × フォーラム × スタディコーナー  
多様な市民活動をサポートする活気ある市民ラウンジ

2F : コミュニティラウンジ = ワクワク図書 × 広場  
幅広い層をサポートする発見性に満ちた広場

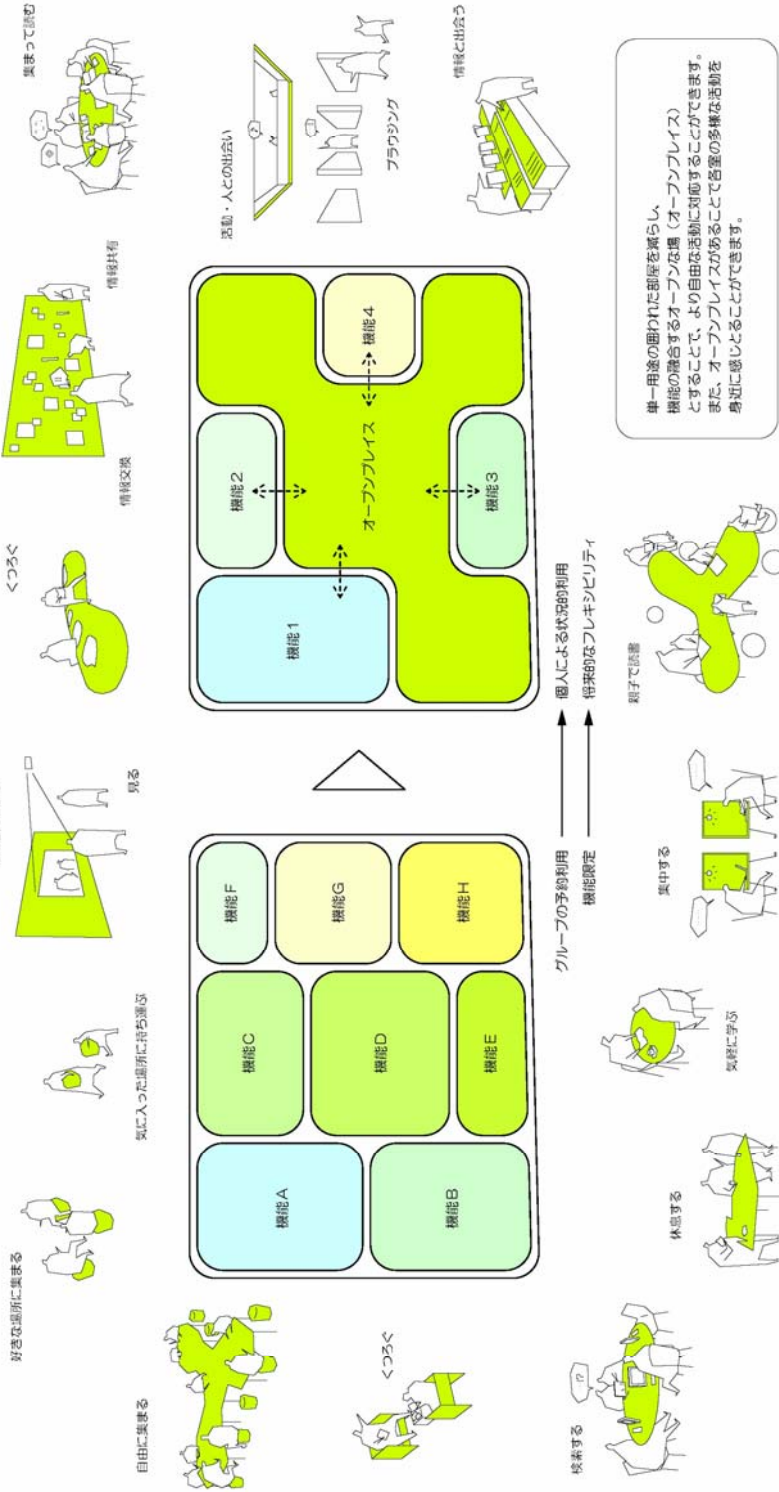
1F : 市民プラザ = ギャラリー × ラウンジ × カフェ  
創発性に満ちた武蔵野プレイスのエントランス

B1F : ライブラリーラウンジ = ライブラリー × 壁面書架  
広々として個性的な閲覧スペース

B2F : プレイスペース = プレイスペース × スタジオ  
活動的な青少年のためのラウンジスペース

知的創造拠点とは… 知的発見 × 自由な広場 × 新たな出会い ↑ 市民の多様な知的交流を支援する公共図書館の発展型施設である

オープンプレイス

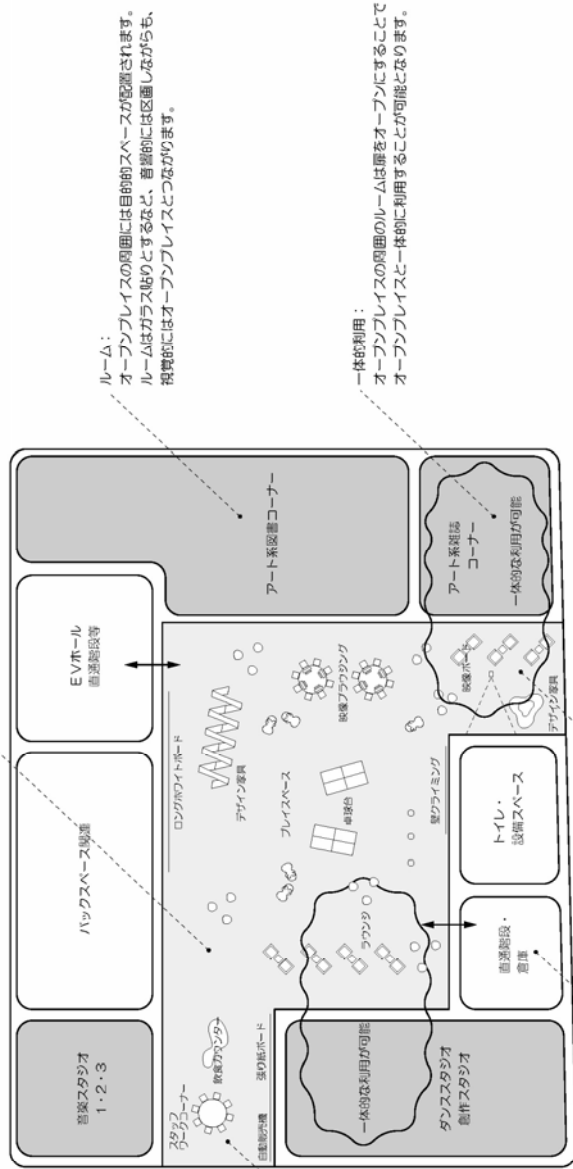


オープンプレイスイメージ-061213

知的創造拠点とは… 知的発見 × 自由な広場 × 新たな出会い × 市民の多様な知的交流を支援する公共図書館の発展型施設である

オープンプレイス展開例（スタジオ階）

オープンプレイス：フロア中央に広域的に展開する場所です。  
（プレイスベース） 個人利用からグループ利用まで対応する様々なラウンジセットとともに、多様な居方を提供するようなデザイン家具を散りばめています。ユーザーが好みの場所や時間帯に空きいている場所を状況に応じて利用することができます。（状況の利用）



フレキシビリティの確保：  
オープンプレイスでは、場の機能を限定しないことにより、将来的なフレキシビリティが確保されます。（将来的フレキシビリティ）  
また、オープンプレイスでは周囲のルームの機能が変化すると、オープンプレイスの性格も変化するようになります。  
（機能的フレキシビリティ）

階段：  
2つの階段はオープンプレイスを挟んで斜向かいに配置することで各フロアでの交流を促すような平面構成としています。

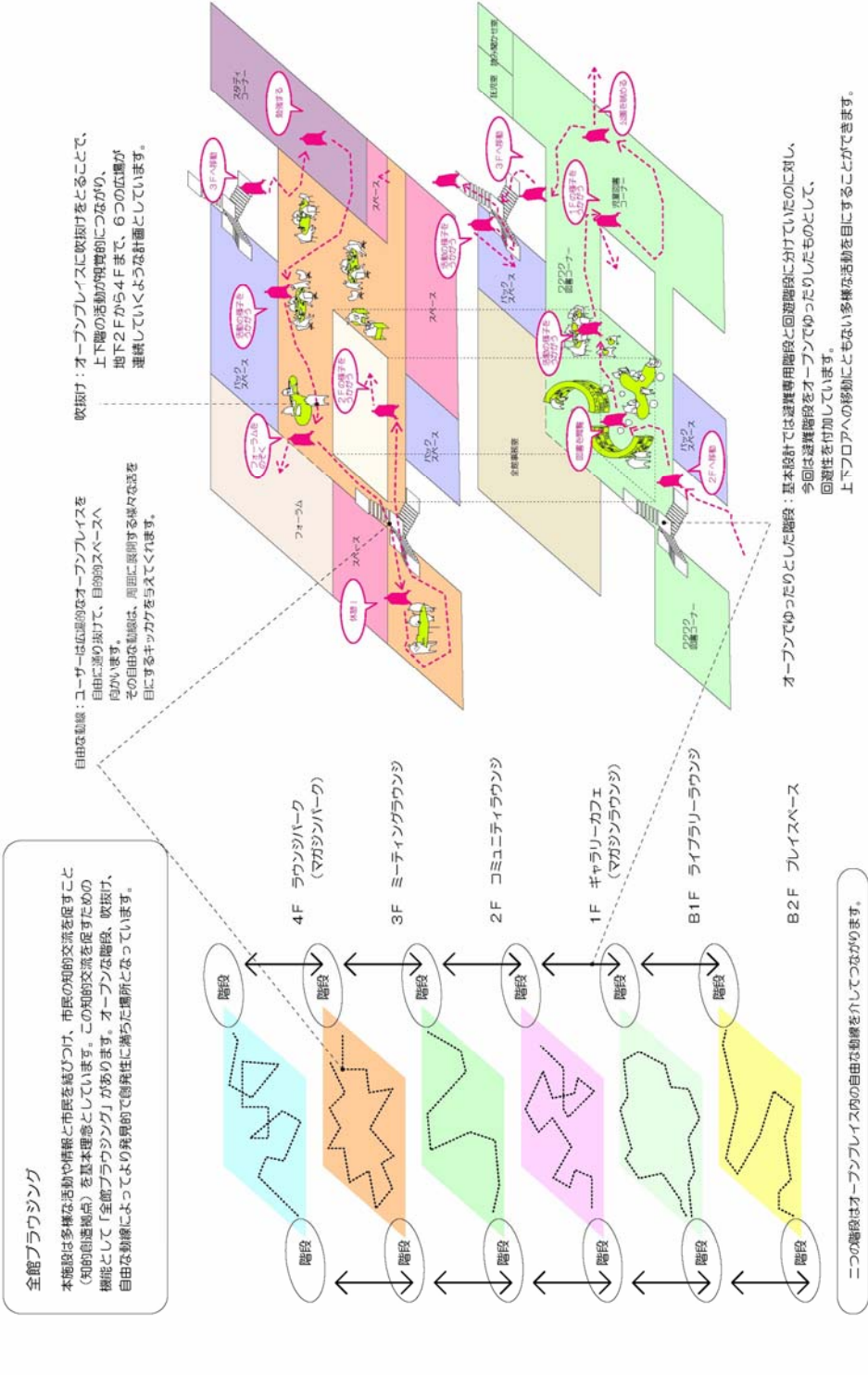
コーナー：  
オープンプレイスは一つながりの空間ですが、ただ同様な場所が続くのではなく、滞在する特約的な家具や施設によって周りを少しづつ違ったまとまりが連続的に展開します。ユーザーは自らの目的にあった場所を主体的に選択することができます。

スタジオ階では、ラウンジとスタジオの一部をプレイスベースに統合することで、オープンプレイスとしています。

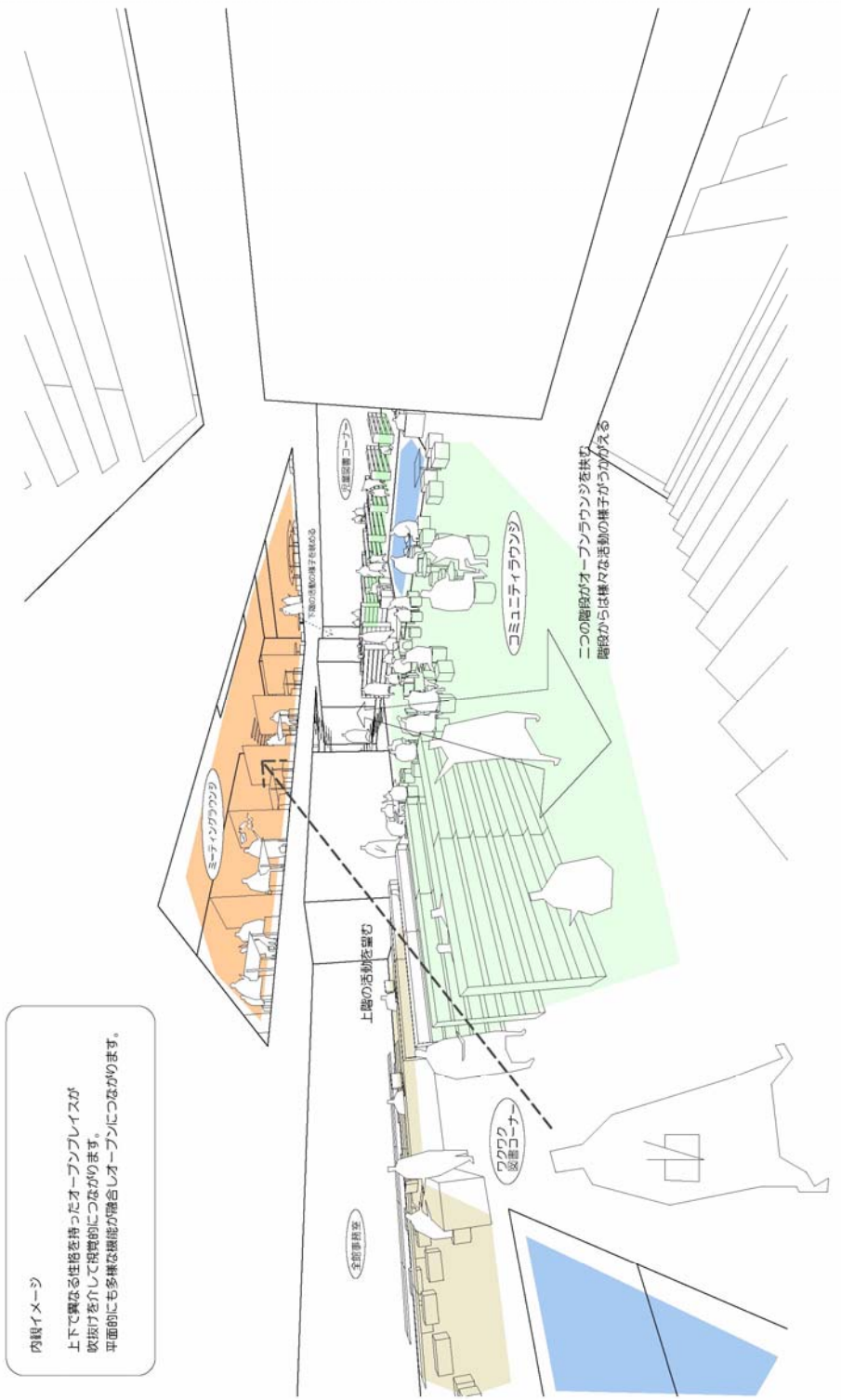
オープンプレイス展開例-061213



知的創造拠点とは… 知的発見 × 自由な広場 × 新たな出会い × 市民の多様な知的交流を支援する公共図書館の発展型施設である

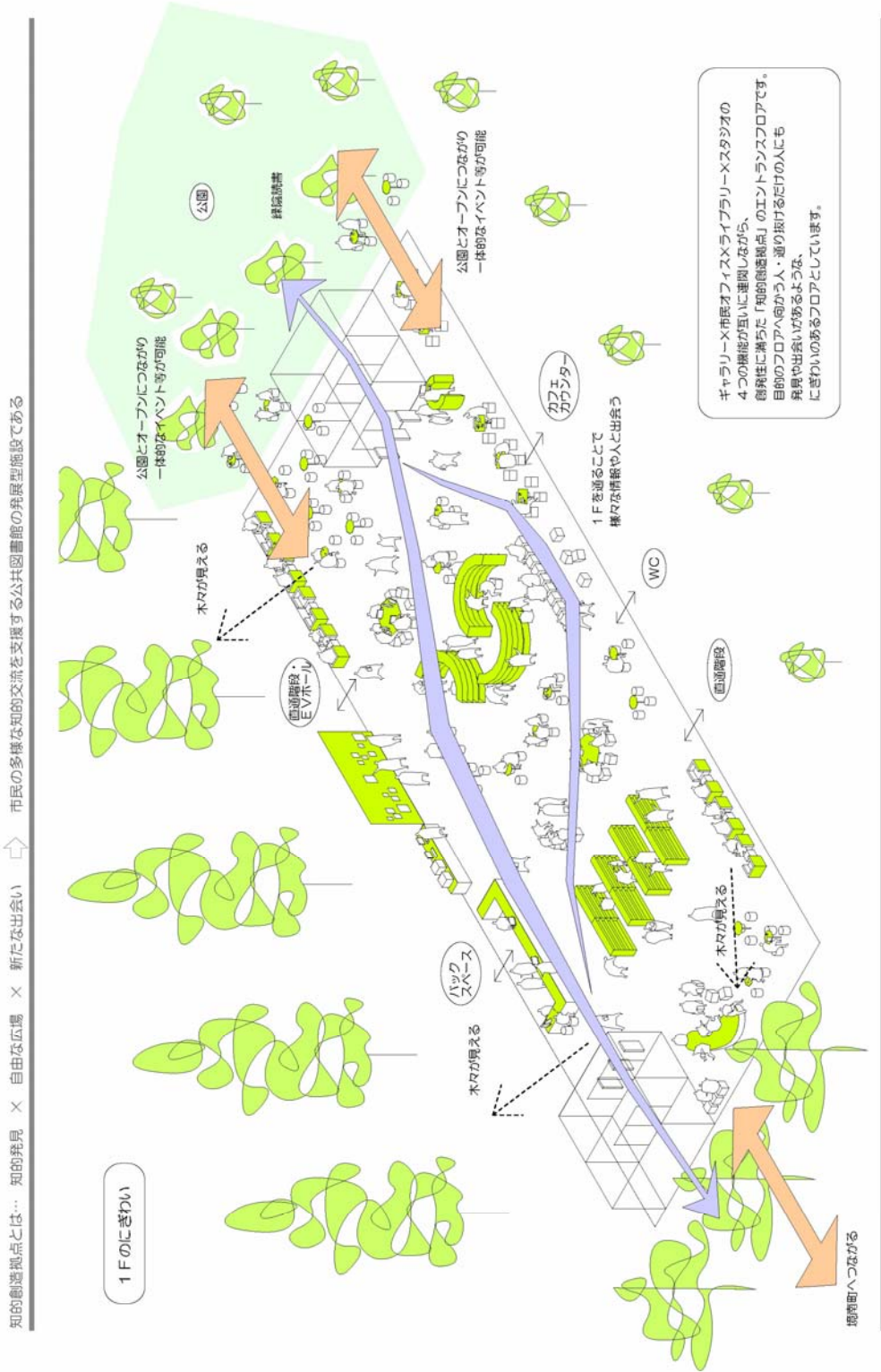


知的創造拠点とは… 知的発見 × 自由な広場 × 新たな出会い × 市民の多様な知的交流を支援する公共図書館の発展型施設である

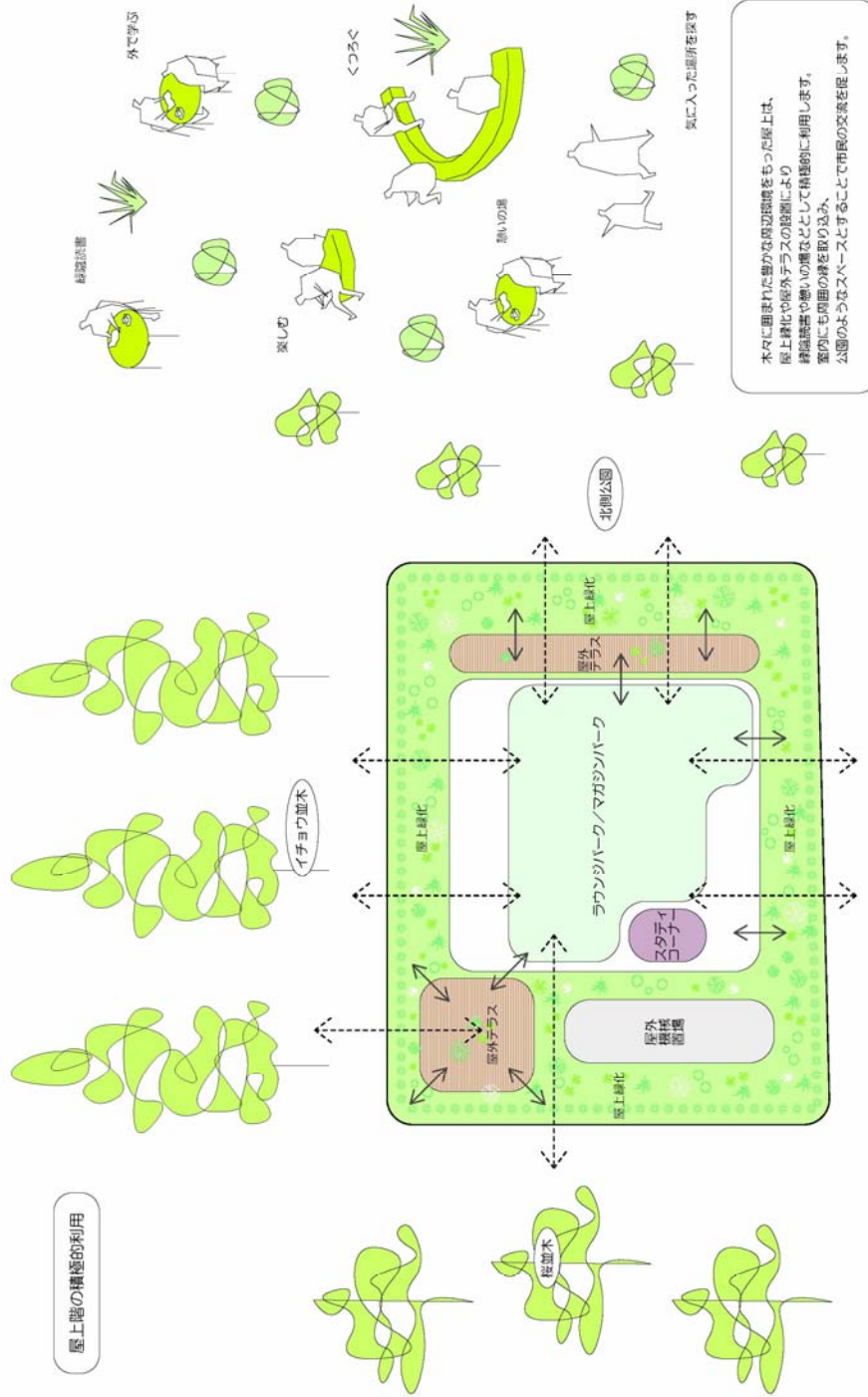


内観イメージ  
上下で異なる性格を持ったオープンブレイスが  
収容力を紹介しては驚かす。平面的にも多様な機能が融合しオープンにつながります。

内観イメージ図-061213



知的創造拠点とは… 知的発見 × 自由な広場 × 新たな出会い × 市民の多様な知的交流を支援する公共図書館の発展型施設である

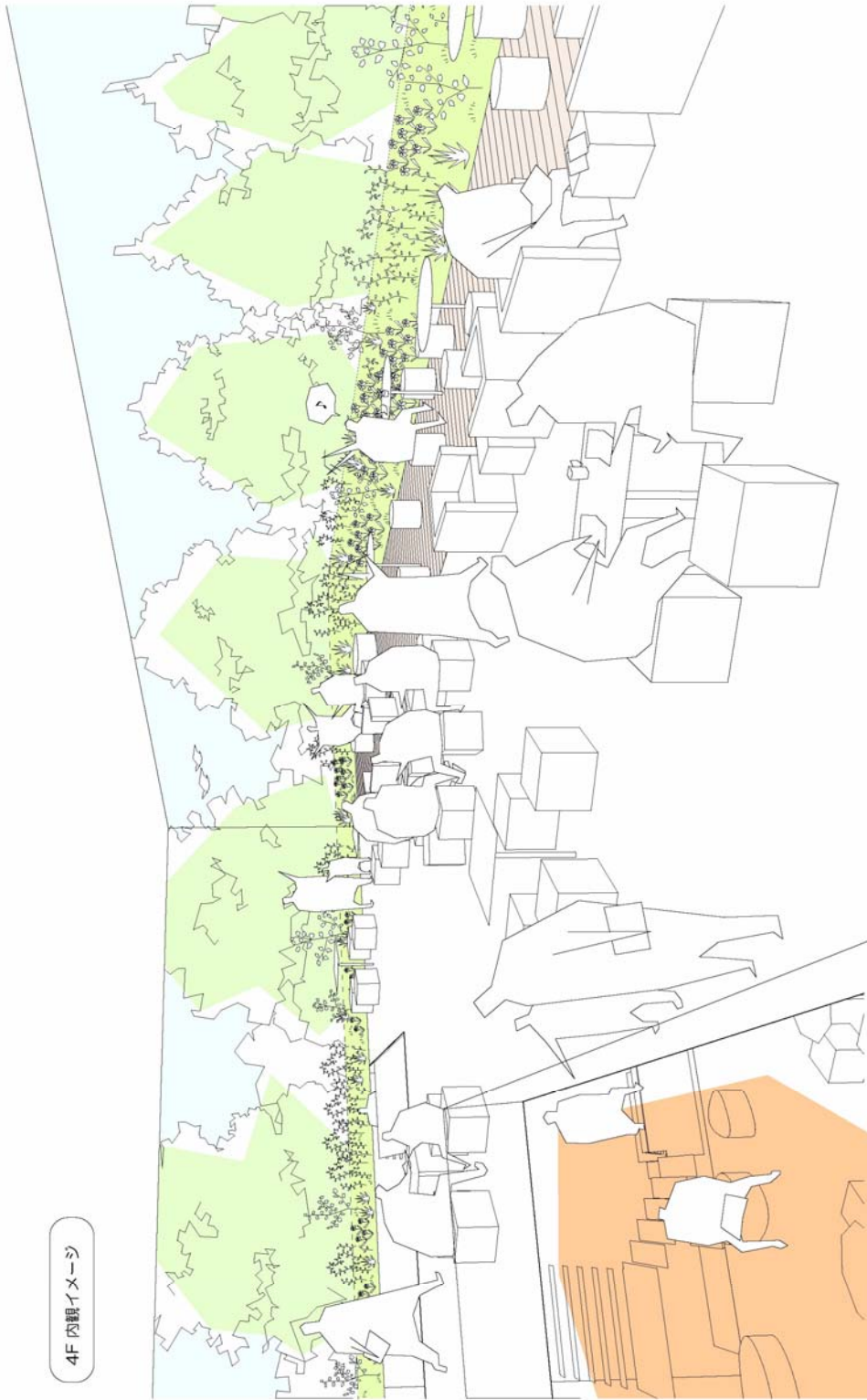


屋上階の積極的利用-061129

知的創造拠点とは… 知的発見 × 自由な広場 × 新たな出会い × 市民の多様な知的交流を支援する公共図書館の発展型施設である

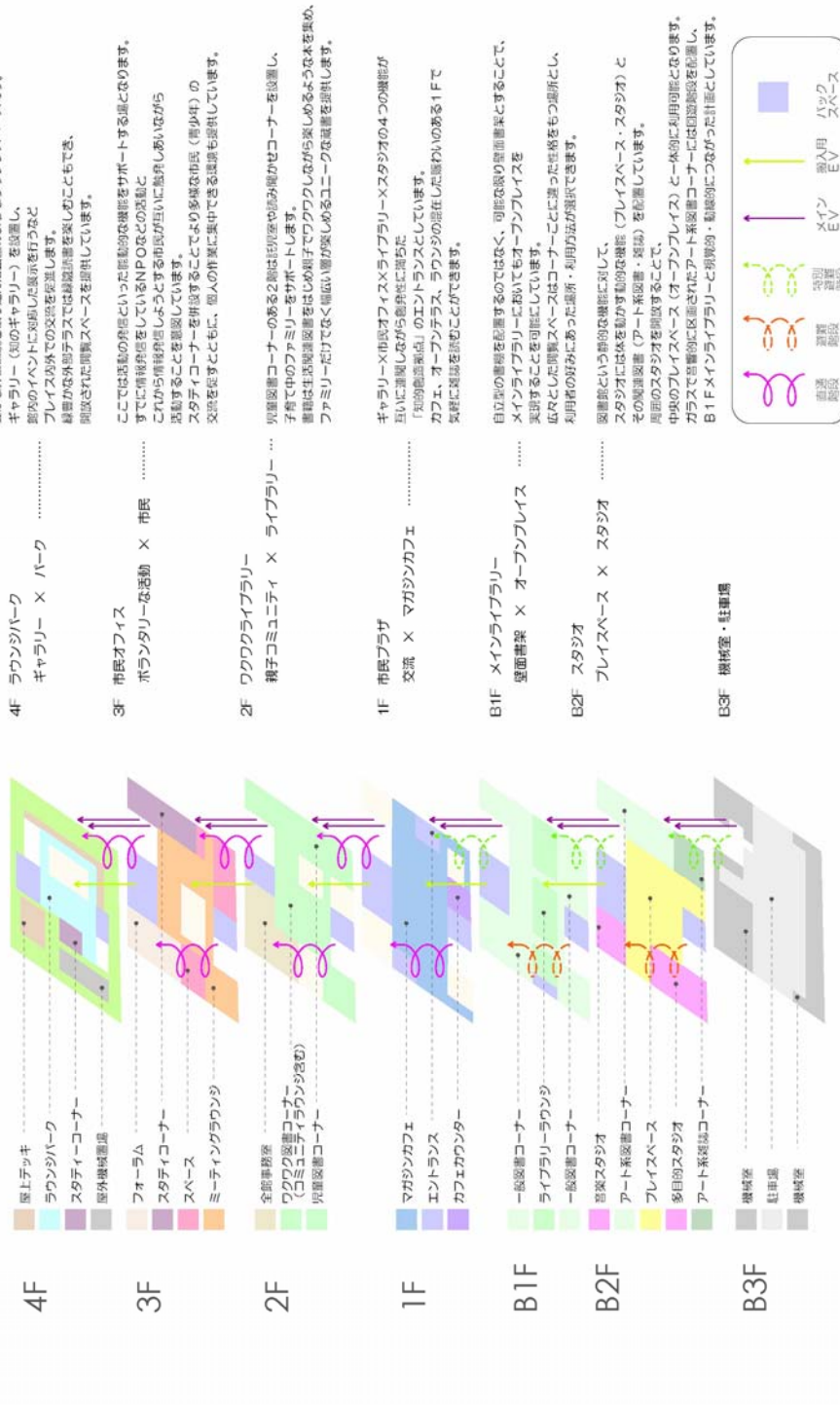


4F 内観イメージ



知的創造拠点とは… 知的発見 × 自由な広場 × 新たな出会い ↑ 市民の多様な知的交流を支援する公共図書館の発展型施設である

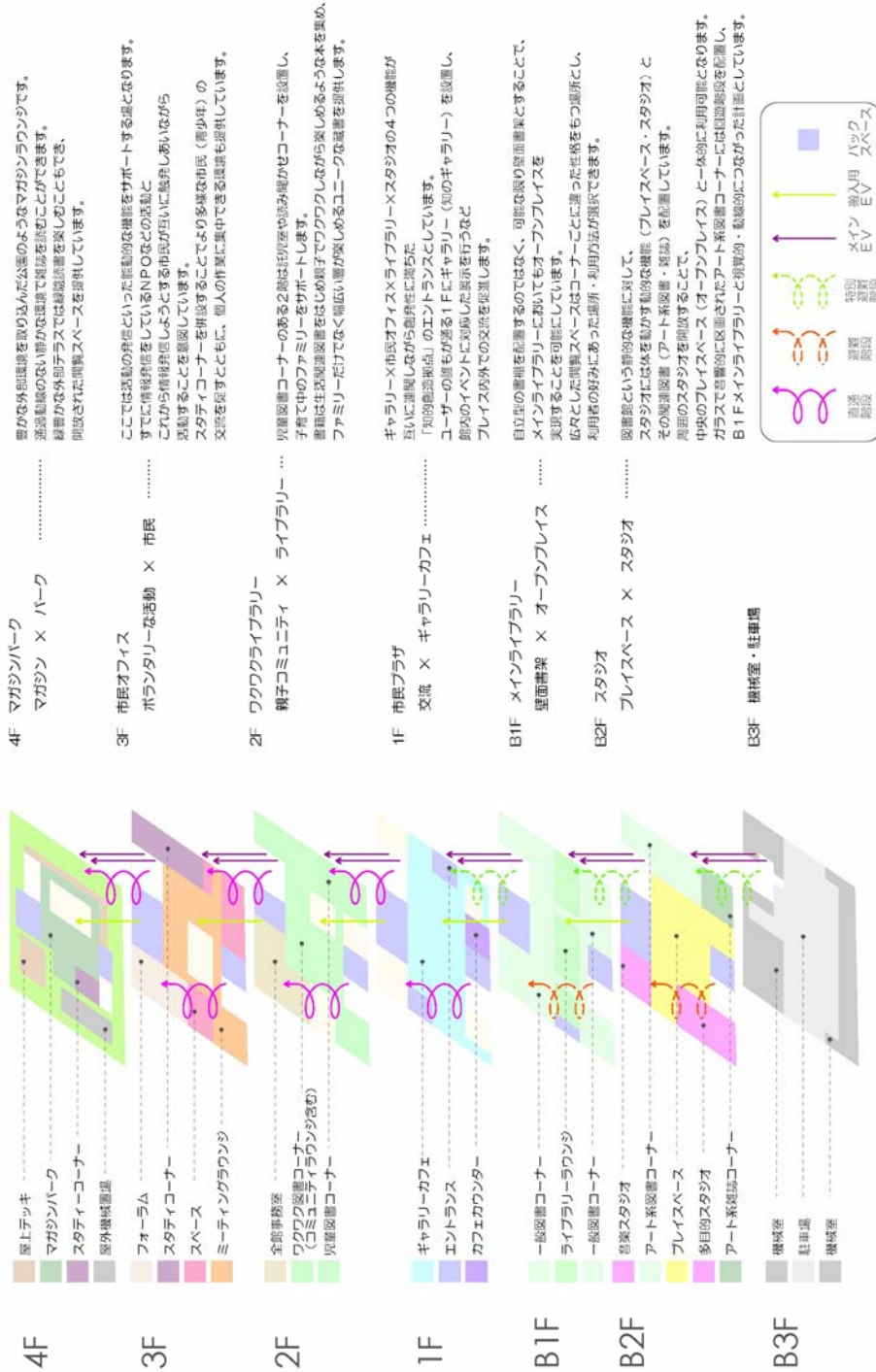
A案 各階構成図



A案 各階構成図-061213

知的創造拠点とは… 知的発見 × 自由な広場 × 新たな出会い ↑ 市民の多様な知的交流を支援する公共図書館の発展型施設である

B案 各階構成図



### ○基本設計で、予定された資料の内容

#### ★知的創造拠点の役割

⇒地域図書館として、吉祥寺図書館の蔵書（10万冊）は最低限確保した上で、特定分野に力点を置いた蔵書構成。例えば、バックナンバーを含む新聞・雑誌、芸術分野、環境・自然、市民活動に関する資料・情報を収集・提供する知的付加価値を持つ図書館機能。

⇒青少年を「知」で引きつける機能充実（例：芸術、音楽関係の資料提供）

#### 基本設計の特徴

- ①蔵書の充実（15万冊の蔵書）
- ②マガジンラウンジ（新聞・雑誌 950種）
- ③専門図書充実
- ④ゆとり空間・十分な閲覧スペース（386席）
- ⑤青少年の興味をそそるスタジオフロアの雑誌コーナー、アート系専門図書

※【16年度 武蔵野市の図書館より】

階	フロアテーマ	蔵書の配置構成例	基本設計想定 書架スペース (冊)	新規増分(冊)	西部図書館 蔵書(冊) ※	基本設計想 定閲覧席 (席)
4F	マガジンラウンジ	趣味系雑誌(2年分開架)	500	279	211	62
3F	市民オフィス	人文系雑誌(2年分開架) 新聞(6か月分開架)	300 50	300 32	0 18	60
2F	サブライブラリー	自然科学全般(400番)・環境専門図書	25,000	21,159	3,841	40
		児童図書	17,600	0	17,555	44
		絵本	8,700	0	8,690	(+読み聞かせ室)
		紙芝居	800	0	779	
		ヤング・アダルト	(検討中)	—	0	
1F	知のギャラリー	新刊本・推薦本・有識者の書斎	2,000	2,000	0	20
B1	メインライブラリー	総記・哲学・歴史・社会科学・技術・産業・言語・文学・(自然科学400番⇒2F)・(芸術700番⇒B2)	75,000	27,773	47,227	84
		参考資料	(検討中)			
		AV資料	(検討中)			
B2	スタジオ(アート系専門図書)	アート系図書ルーム(美術・演劇・映画・写真等)	15,000	9,226	5,774	24
		スタジオラウンジ(音楽・スポーツ雑誌)	100		0	52
トータル		一般図書	117,000	60,158	56,842	342
		雑誌	900	689	211	
		新聞	50	32	18	
		児童図書	27,100	0	27,024	44



○現存する市の3図書館における資料の内容と数量（開架については現有数量、閉架については収納可能冊数）、座席数、及び利用状況

（16年度 武蔵野市の図書館より）

○蔵書数

	中央	西部	吉祥寺	合計	ブレイス
一般書	346,040	56,842	74,768	477,650	117,000
児童書	62,262	27,024	26,654	115,940	26,850
合計	408,302	83,866	101,422	593,590	143,850
新聞	42	18	20		50
雑誌	469	211	215		900
開架収納可能冊数	175,000	83,866	101,422	360,288	143,850
閉架収納可能冊数	525,000	—	—	525,000	—

○貸出状況

	中央	西部	吉祥寺	合計	ブレイス
一般書	547,163	140,330	271,793	959,286	
児童書	213,467	76,553	81,035	371,055	
雑誌	53,587	19,110	22,862	95,559	
合計	814,217	235,993	375,690	1,425,900	
視聴覚資料	108,294	0	34,206	142,500	
総合計	922,511	235,993	409,896	1,568,400	
1日平均	3,214	822	1,428	5,465	

○来館利用者及び座席数

	中央	西部	吉祥寺	合計	ブレイス
開館日数	287	287	287		350
開館時間	10.5h/休 7.5h	7.5h/火・水 9.5h	10.5h/休 7.5h		12.5h
貸出利用者数(1日平均)	955	288	496	1740	
貸出利用者数(年間)	264,700	82,828	142,380	499,380	
来館者数(1日平均)	1,850	データなし	1,550		2,500
来館者数(1時間平均)	176		147		200
来館者数(年間)	530,947	データなし	444,867		875,000
座席数(机あり)	137	34	78	249	386
座席数(机なし)	125	114	48	287	
座席数(合計)	262	148	126	536	386

## ○図書館事業の実績

## 1. 図書館事業（17年度事務報告より）

	中央	西部	吉祥寺
施設名	視聴覚ホール	おはなしのへや	集会室
定員	70名	25名	40名
映画会	12回 752人	3回 35人	6回 155人
こどもまつり	8回 394人	7回 157人	7回 161人
どっきん どうようび	6回 315人	3回 127人	2回 109人
おはなし会	37回 411人(おはなしの部屋)	37回 336人	27回 218人
乳幼児向けお話し会	30回 911人(おはなしの部屋)	19回 468人	10回 200人

## ■ 障害者サービス

図書館では、来館することが困難な市内在住の視聴覚障害者、身体障害者及び高齢者の方々に、以下の障害者サービスを行っています。

### 1. サービスの種類

#### (1) 録音図書 の貸出

録音図書には、図書館で録音作成した“作成テープ”と、図書館で購入した“購入テープ”の2種類があります。利用者は、目録から必要なテープを申し込み、貸出を受けることができます。

#### (2) 他の図書館の視覚障害者用資料の貸出

利用者の希望する資料を、武蔵野市立図書館で所蔵していない場合は、日本点字図書館をはじめ、全国の所蔵する図書館から取り寄せて貸出をしています。

#### (3) 情報テープ の貸出

「週刊誌」「新聞」「新作情報」などを定期的に作成し、郵送しています。

#### (4) 個人資料 の作成

個人的に必要なパンフレットや資料などを、希望者に朗読録音、または点字訳しています。

#### (5) 対面朗読サービス

図書館の本・新聞・雑誌や、個人所有の資料（手紙、電気製品などの説明書等）を、希望に応じて中央図書館の対面朗読室で朗読しています。

#### (6) 本の郵送サービス

希望の本の郵送貸出をしています。1度に2冊まで、期間は3週間です。

\*上記(1)で貸し出す録音資料の作成、及び、(3)、(4)、(5)のサービスについては、

ボランティア団体「武蔵野市立図書館朗読奉仕の会」「六実会（点訳グループ）」の活動に

よって行われています。

\*図書館ではこれら「武蔵野市立図書館朗読奉仕の会」「六実会（点訳グループ）」の活動を

側面から支援するために、会員を対象として朗読講座、点訳講座等を毎年開催しています。

○障害者サービス対象者	102人
○図書館朗読奉仕の会 会員数	101人
○六実会（点訳グループ）会員数	31人

## 2. 17年度実績

## (1) テープ所蔵数

	平成17年度受入数		所蔵数	
	タイトル数	本数	タイトル数	本数
購入テープ	6	16	724	1,403
自館作成テープ	22	176	663	4,363
合計	28	192	1,387	5,766

## (2) 「障害者用音訳資料作成の一括許諾システム」利用数

音訳資料を作成する場合には、著作権者より個別に承諾を受けています。この手続きを少しでも簡略化するため平成16年度より(財)日本図書館協会と(財)日本文藝家協会が協定を結び、文藝家協会会員に対し著作権使用の意思確認を一括して行うシステムが開始されました。

タイトル	件数
新聞	5
作成テープ	7

## (3) テープ貸出数（自館登録者対象・購入テープおよび他館からの借用テープを含む）

タイトル数	1,358
巻数	7,584
1人当たりの貸出数(巻)	14.8

注) 1人当たりの貸出数は、貸出タイトル数を視覚障害の利用者数（92名）で除してあります。

## (4) 情報テープ

タイトル	貸出本数	利用者数	発行回数	備考
声の会報	288	72	年4回	図書館からのお知らせや出版情報など（各回60分テープ1本）
録音・点訳図書 の新作情報	342	57	年6回	東京都公立図書館研究会発行の冊子をテープ化したもの（各回60分テープ1本）
週刊誌	2,016	42	週1回	「週刊新潮」（各回90分テープ1本）
新聞	1,392	29	週1回	「朝日」「読売」「日本経済」「産経」新聞より数紙（各回60分テープ3～4本）

## (5) 個人資料作成

朗読録音 13件 (20巻)  
点訳 415件 (13,470ページ)

## (6) 対面朗読

利用者(延べ) 221人  
時間数(延べ) 442時間分

## 3. 講座・講演会（場所はいずれも中央図書館）

対 象 朗読講座：「武蔵野市立図書館朗読奉仕の会」会員

講 演 会：利用者・ボランティア・一般利用者

点訳講座：「六実会」会員

内 容	月 日	参加人数 (延べ)	講 師
朗読講座(漢詩文) (2回)	9/1, 9/21	27	田中 洋子氏
朗読講座(読み方の基本告知文・記事) (2回)	9/22, 9/29	29	藤原 正久氏
朗読講座(週刊誌の読み方) (2回)	10/12, 10/19	27	松本久美子氏
朗読講座(鍼灸・東洋医学を中心とした医学書の音訳について) (2回)	10/20, 10/27	26	野村 博行氏
朗読講座(校正) (2回)	11/29, 12/13	59	山田 好子氏
朗読講座(デジタル化について)	2/13	21	天野 繁隆氏
朗読講座(インターネット検索について)	3/15	31	平松 陽子氏
障害者サービス講演会(視覚障害者の読書環境)	2/28	44	川上 正信氏
障害者サービス講演会(山登りと子育て)	3/26	13	金山 広美氏
点訳講座(漢語・和語の見分け方)	11/14	21	浅見 和彦氏
点訳講座(中途失明者への点訳指導について)	9/12	21	箭田 裕子氏
点訳講座(視覚障害大学生のドイツ留学)	9/14	20	大林 章子氏
点訳講座(楽譜の点訳について)	3/20	22	吉村 厚子氏

### 3. 市民活動機能基礎データ資料

#### ○武蔵野市 NPO 活動実態調査等報告書より (H18. 3)

##### I. 調査の概要

##### 1. 調査の目的

◇NPO・市民活動団体等と行政とが、それぞれの特性を生かしながらパートナーシップを発揮し、地域の課題や公的サービスの提供に取り組む体制作りの推進に向け、今後のNPO等の活動促進と協働のあり方に関する方向性を示す、「武蔵野市NPO活動促進基本計画」を策定するうえでの基礎資料とするために実施しました。

##### 2. 調査期間

平成 18 年 1 月 6 日～20 日

##### 3. 調査対象者等

武蔵野市企画政策室市民活動センターに登録しているNPO・市民活動団体全 67 団体

##### 4. 調査内容

別添調査票ご参照

##### 5. 回収状況

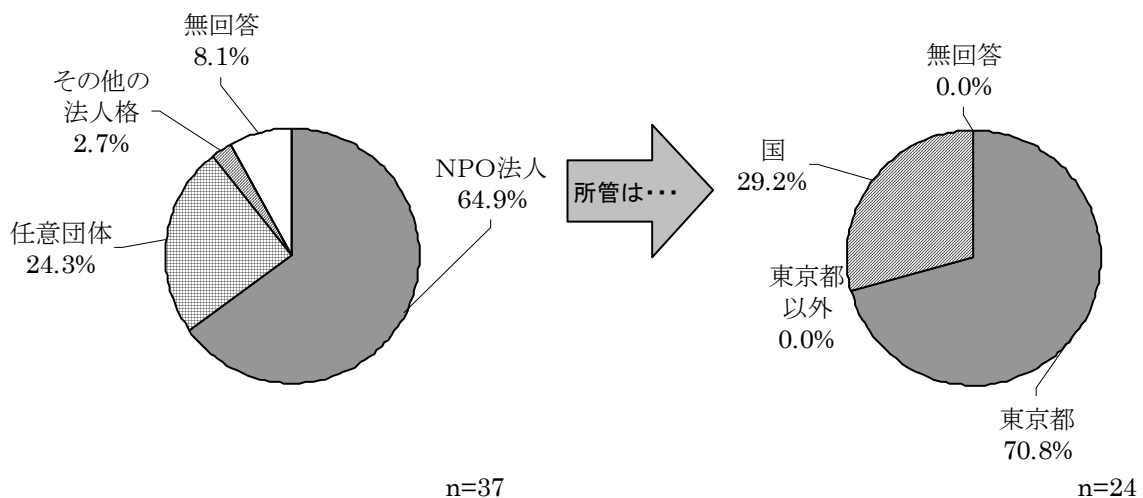
有効回答数 37 件（有効回答率 55.2%）

##### 6. 回答団体の属性

n=有効回答数

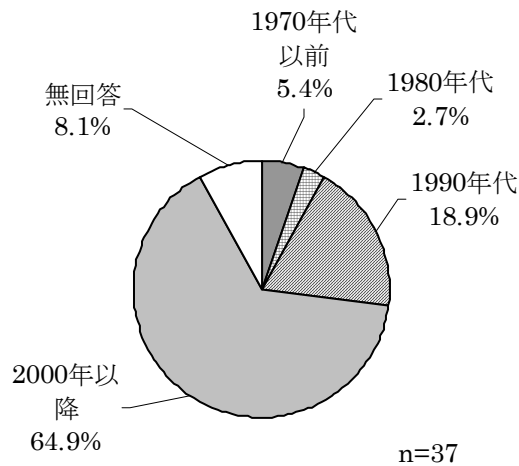
（1）法人の種類 ～NPO法人が6割強～

◇法人の種類は、NPO法人が 64.9%、任意団体が 24.3%で、NPO法人の所管は、東京都が 70.8%、国が 29.2%です。



### （２）設立年月 ～2000年以降に設立した団体が6割強～

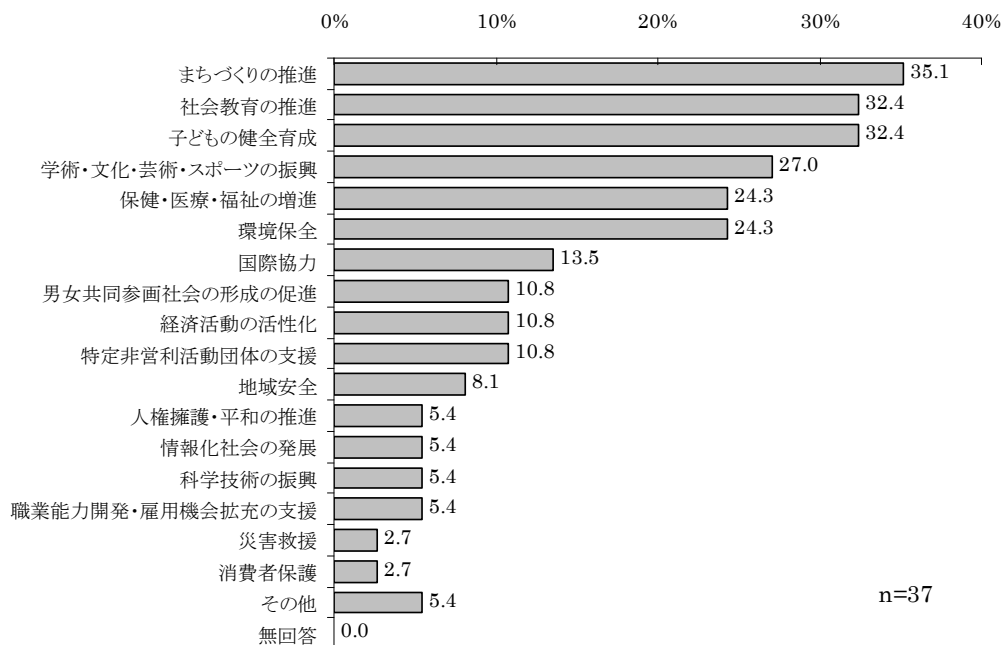
◇設立年月は、2000年以降が最も多く（64.9%）、次いで1990年代（18.9%）となっています。なお、最も古い団体は1975年5月の設立、最も新しい団体は2006年1月の設立です。



### （３）活動内容 ～複数分野の活動をする団体が半数以上～

◇活動の内容については、「まちづくりの推進」が最も多く（35.1%）、次いで「社会教育の推進」「子どもの健全育成」（それぞれ32.4%）となっています。

◇活動内容の種類数をみると、1種類の団体が45.9%、2種類の団体が13.5%、3種類の団体が10.8%と、3種類以内の団体が約7割となっています。一方、5種類以上の団体も13.5%となっています。なお、最高は9種類です。

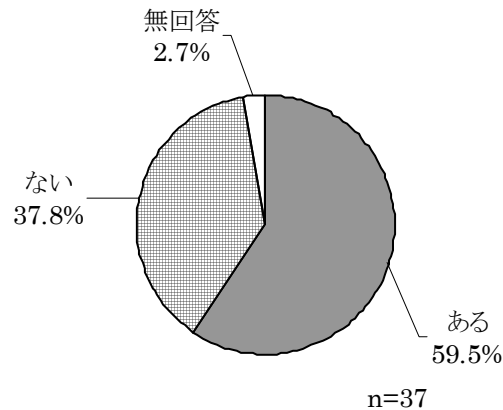


## II. 調査結果の概要

### 1. 活動体制

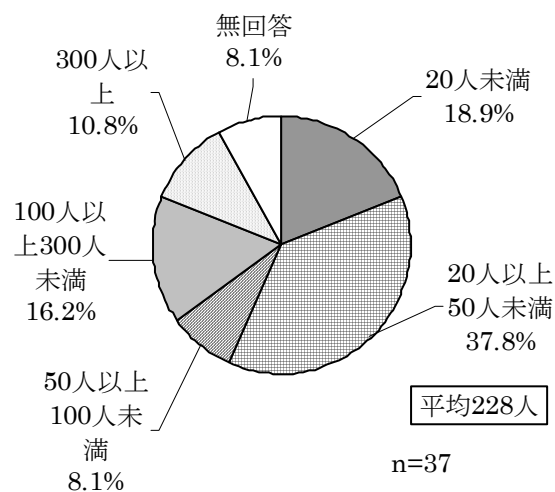
#### (1) 事務所の有無 ～6割弱の団体が事務所を確保～

◇活動のための事務所がある団体が59.5%、ない団体が37.8%です。



#### (2) 会員数 ～50人未満の団体が6割弱～

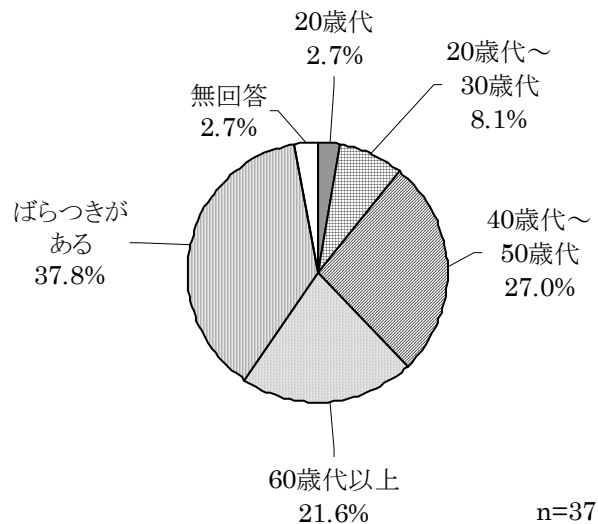
◇会員数は、2000人を超える団体が2団体あることから平均は228人ですが、人数別の割合をみると、「20人以上50人未満」が最も多く（37.8%）、次いで「20人未満」（18.9%）と、50人未満の団体が56.8%となっています





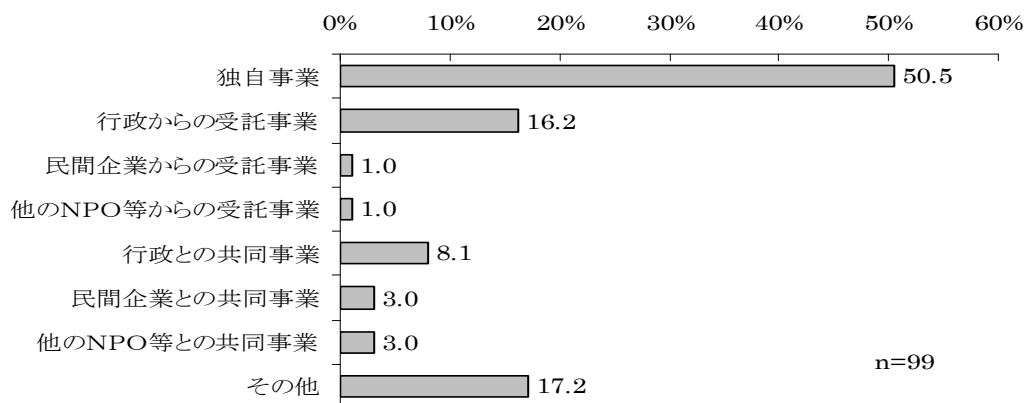
### （３）会員の主な年齢層 ～会員の主な年齢層が 40 歳代以上の団体が 5 割弱～

◇会員の主な年齢層は、「ばらつきがある」団体が最も多くなっていますが（37.8%）、次いで「40 歳代～50 歳代」が 27.0%、「60 歳代以上」が 21.6%と、会員の主な年齢層が 40 歳代以上となっている団体が 5 割弱となっています。



### （４）昨年度の主な活動 ～約半数の事業が独自事業～

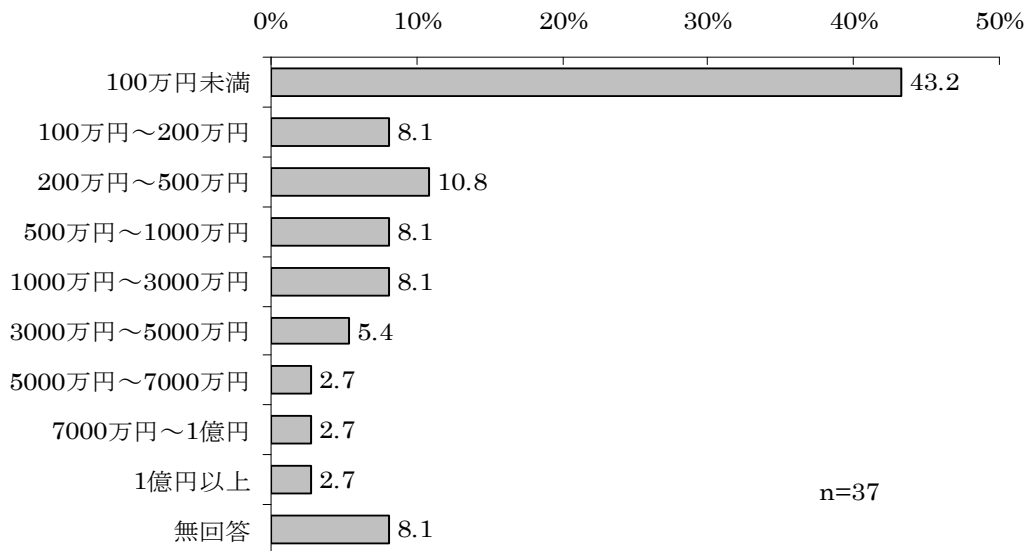
◇昨年度の主な活動を 3 つまで紹介してもらったところ、事業形態としては「独自事業」が最も多く（50.5%）、次いで「行政からの受託事業」（16.2%）となっています。「行政との共同事業」（8.1%）と合わせると、行政との関わりをもった事業は全体の 4 分の 1 弱となっています。



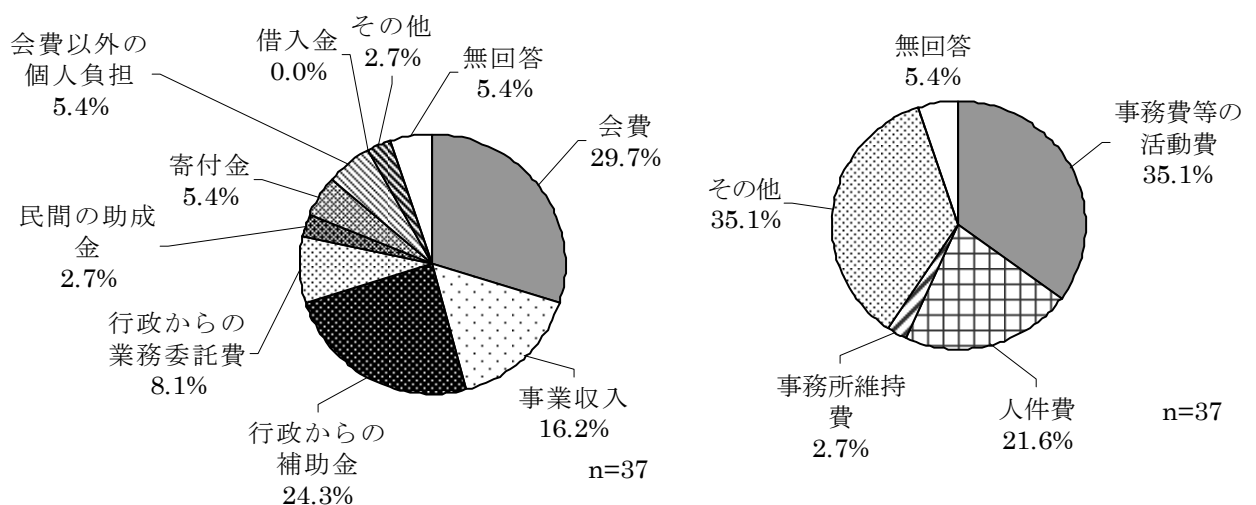
◇なお、これらの事業の周期性については、「定期的な事業（毎年実施等）」が 75.8%、「昨年度のみ事業」が 9.1%となっています。

### （５）昨年度の事業収支 ～約半数の団体が200万円未満～

◇昨年度の事業収支規模をみると、「100万円未満」が最も多く（43.2%）、次いで「200万円～500万円未満」（10.8%）、「100万円～200万円未満」「500万円～1000万円」「1000万円～3000万円未満」（それぞれ8.1%）となっており、200万円未満の団体が半数を超えています。



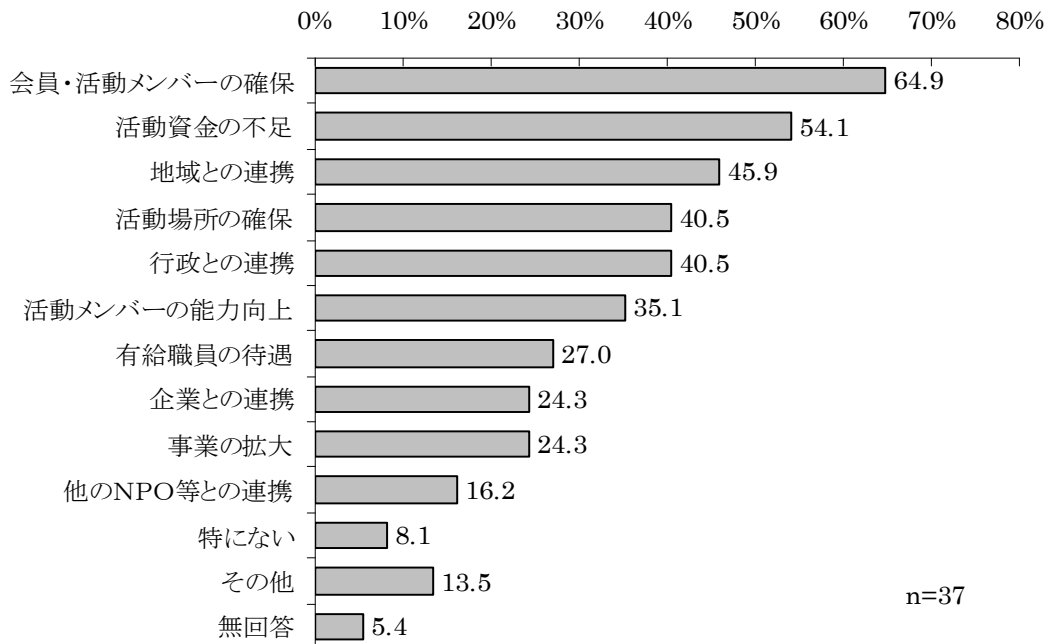
◇昨年の収入において全体に占める割合の最も大きかったものとしては（下左図）、「会費」を挙げる団体が最も多く（29.7%）、次いで「行政からの補助金」（24.3%）、「事業収入」（16.2%）となっています。また昨年の支出において全体に占める割合の最も大きかったものとしては（下右図）、「事業費等の活動費」を挙げる団体が最も多く（35.1%）、次いで「人件費」（21.6%）となっています。



## 2. 活動上の課題と今後の方向性

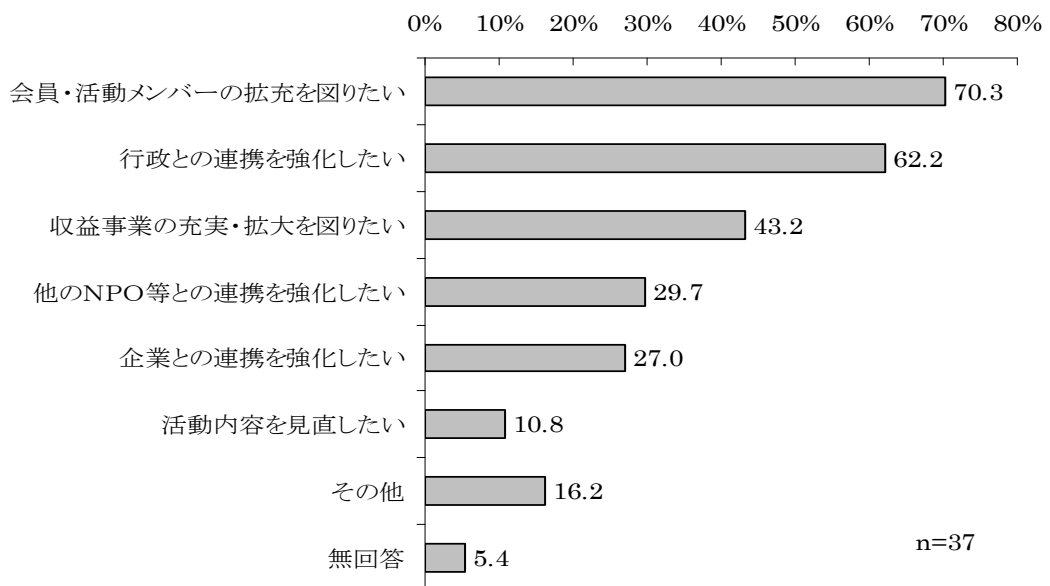
### (1) 活動上の課題 ～最大の課題は会員や活動メンバーの確保～

◇活動を行う上での課題としては、「会員・活動メンバーの確保」が最も多く（64.9%）、次いで「活動資金の不足」（54.1%）、「地域との連携」（45.9%）、「活動場所の確保」「行政との連携」（それぞれ40.5%）となっています。



### (2) 今後の方向性 ～会員・活動メンバーの拡充を目指す団体が7割超～

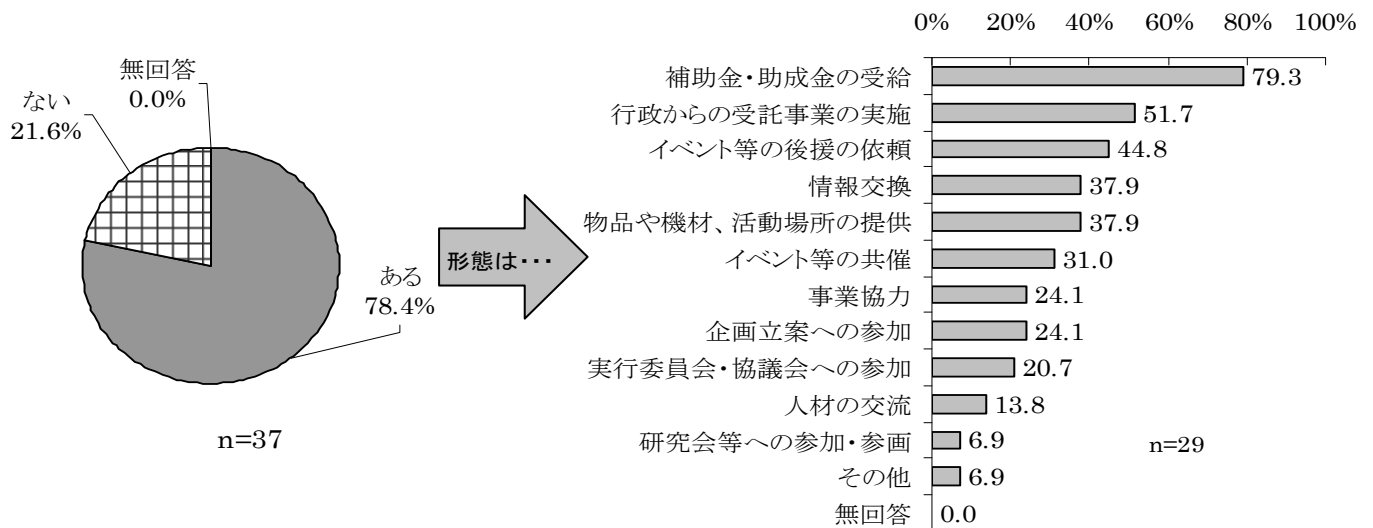
◇今後の方向性としては、「会員・活動メンバーの拡充を図りたい」が最も多く（70.3%）、次いで「行政との連携を図りたい」（62.2%）、「収益事業の充実・拡充を図りたい」（43.2%）となっています。



### 3. 行政との協働・連携について

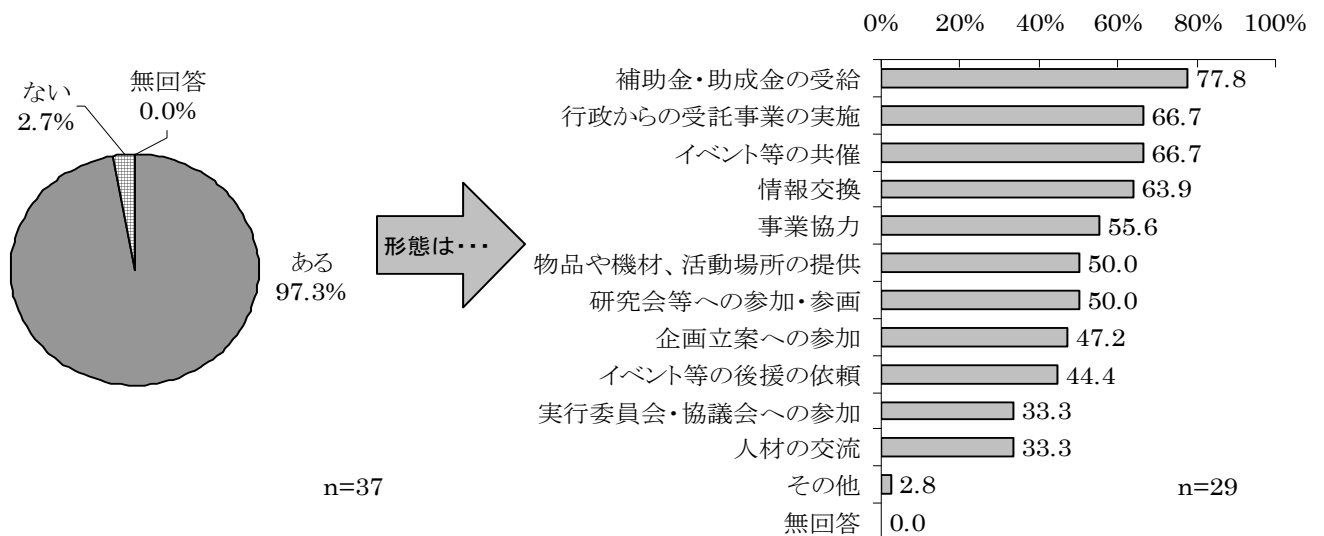
#### (1) 行政との協働・連携の経験 ～8割弱の団体が協働・連携の経験有り～

◇行政との協働・連携については、78.4%の団体が「ある」とし、その形態としては「補助金・助成金の受給」が最も多く（79.3%）、次いで「行政からの受託事業の実施」（51.7%）、「イベント等の後援の依頼」（44.8%）となっています。



#### (2) 行政との協働・連携の意向 ～ほぼ全ての団体が行政との協働・連携を望む～

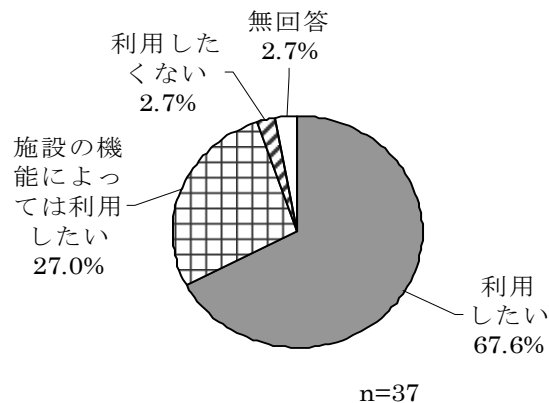
◇行政との協働・連携の意向については、97.3%の団体が「ある」とし、その形態としては「補助金・助成金の受給」が最も多く（77.8%）、次いで「行政からの受託事業の実施」「イベント等の共催」（それぞれ66.7%）となっています。



#### 4. 活動のための拠点整備について

##### （１）活動拠点となりえる施設の利用意向 ～9割以上の団体が利用を希望～

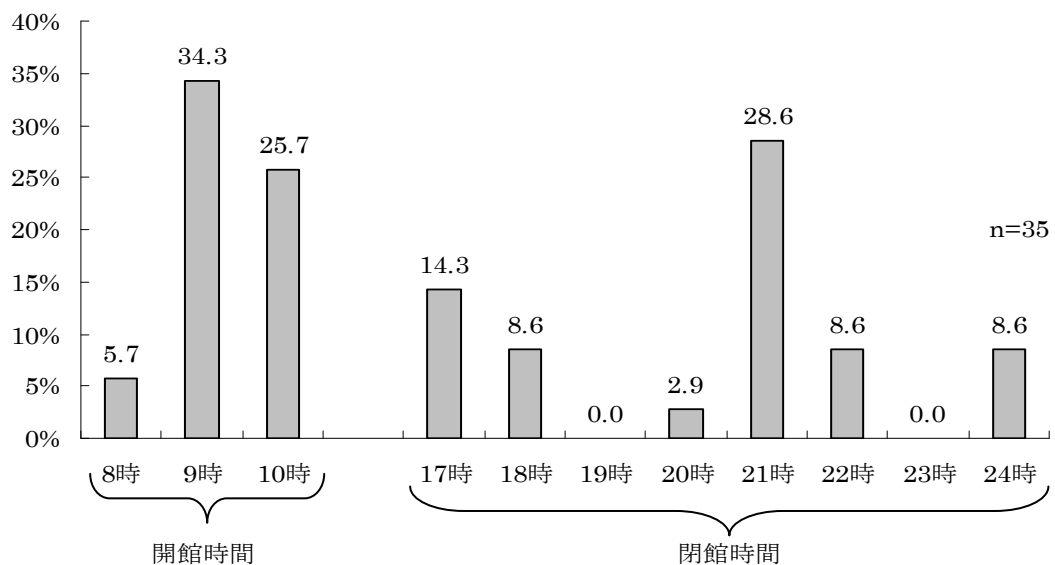
◇活動を行う上で、打合せや団体運営上の事務作業等に自由に使える施設については、「利用したい」が67.6%、「施設の機能によっては利用したい」が27.0%で、9割以上の団体が利用を希望しています。



##### （２）活動拠点に求める機能

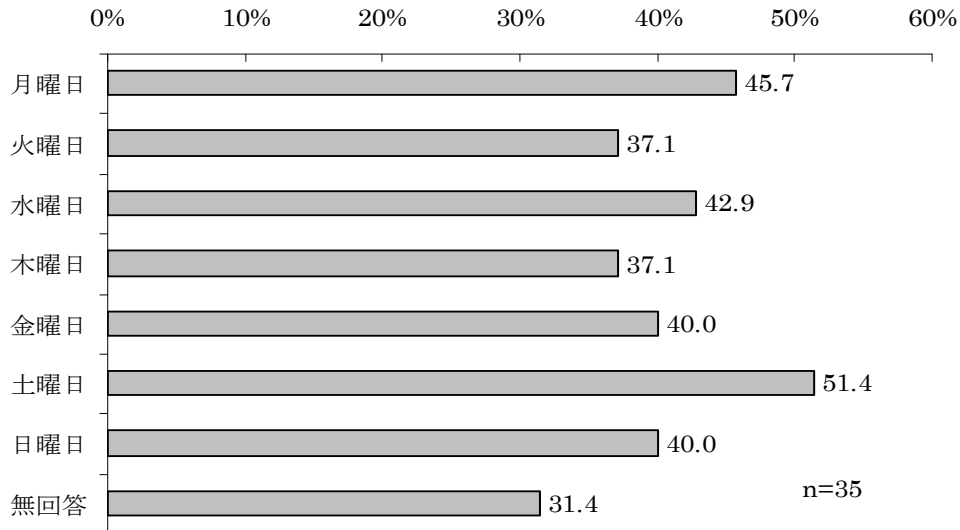
##### ①利用時間 ～21時以降の閉館を希望する団体が5割弱～

◇利用時間を、開館時間・閉館時間それぞれに対する希望時間をみると、開館時間は9時が34.3%、10時が25.7%となっています。一方、閉館時間は、21時が28.6%、17時が14.3%となっています。なお、24時も8.6%となっているなど、21時以降の閉館を希望する団体が45.7%あります。



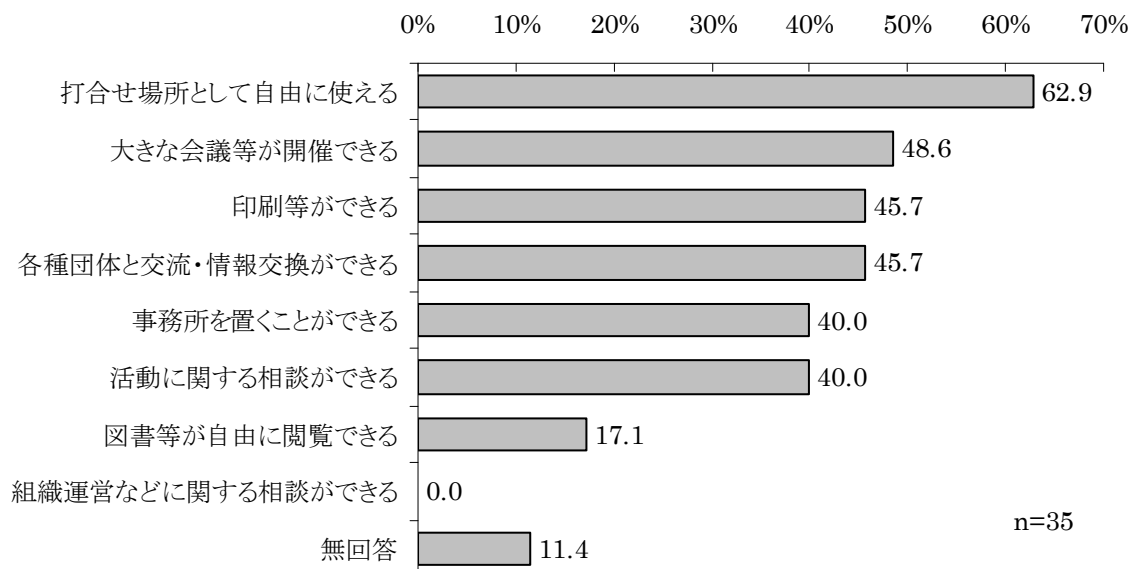
### ②利用曜日 ～土曜日の利用を希望する団体が5割超～

◇利用を希望する曜日については特に大きな差はみられませんが、土曜日の利用を希望する団体が51.4%と半数を超えています。



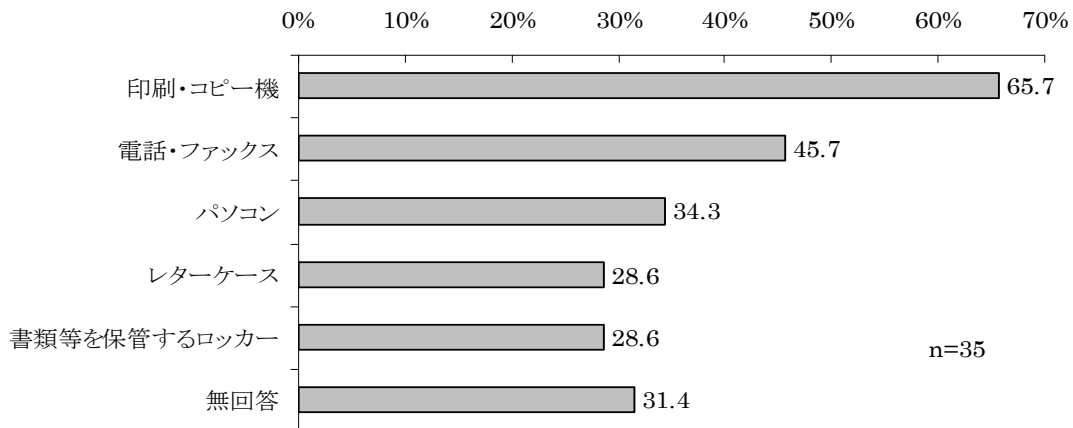
### ③拠点機能 ～打合せ場所に対するニーズが最も多い～

◇拠点に求める機能としては、「打ち合わせ場所として自由に使える」が最も多く（62.9%）、次いで「大きな会議等が開催できる」（48.6%）、「印刷等ができる」「各種団体と交流・情報交換ができる」（それぞれ45.7%）となっています。さらに「事務所を置くことができる」「活動に関する相談ができる」も40.0%の団体が求めています。



## ④設備要件 ～印刷機・コピー機に関するニーズが最も多い～

◇拠点に求める設備としては、「印刷・コピー機」が最も多く（65.7%）、次いで「電話・ファックス」（45.7%）、「パソコン」（34.3%）となっています。



## 5. 自由意見について

## (1) 活動を行う上での行政への期待・要望

民間委託すれば安くすむ、という発想はやめ、行政ではできない質の高さや機動力には、それに見合った予算を確保して欲しい。
会場を安価で貸して欲しい。
活動の場所を作って頂きたい。今ある場所を安く提供して欲しい。
交通の便の良い場所にご提供いただける会議室などがあれば助かります。
活動の拠点（事務所）がないため、外部との連絡に不便を感じている。資金のないNPO等も利用できる拠点の提供を希望する。
補助金は活動費には使用できるが、物品の購入は否ということが多いため、もう少し幅を持たせて使い方など考えて欲しい。
補助金を増やして欲しい。一団体あたりの補助金額が少ない。
行政との対等な協働をすすめるためには、事業収入の確保など自立も必要と考えます。その支援のためにも、参加費の徴収や物品の販売などへの制限は極力なくして欲しい。
NPOが活動しやすい為のサポートより、多くの市民がNPOに参加してくれる為のサポートを期待します。
NPO、市民活動の状況を把握する努力をしてほしい。
活動をより多くの市民の皆様にご理解いただくためには、広い広報活動が必要になる。その際、行政の方でも広報活動の場を提供・紹介していただけるととてもありがたい。
行政との協働しての活動を希望する。

## (2) 活動を行う上での行政への期待・要望

印刷（チラシ、連絡紙）が安く出来る所が欲しい。
月1回～2回の会議、及び打ち合わせ場所が欲しい。
検討中の「武蔵野プレイス」（武蔵境南口）に、市民活動フロアをぜひとも確保してほしいし、フロアの管理・運営は、今度設立されるネットワークに委託してはどうかと思う。
小さな団体にとって、一番の悩みは資金繰りである。無料の施設があると便利。団体登録制でもよいのでお願いします。
団体の定期集会（運営委員会、理事会、記念式典等）で大きな会場を必要とする場合、市運営の集会場（20～100人程度の収容能力）を無料又は格安料金で利用させて欲しい。
主な活動場所が賃貸物件のため、賃料負担がかなり多く、そのため活動に制限がでてしまう。行政による家賃補助や活動場所の提供といった援助が受けられれば、運営が円滑に進み、活動に広がりが見える。
NPOの活動を始めるためのアドバイスや市役所、東京都などでの手続き等が得られる窓口が欲しい。NPO活動をやっているものも、活動の拡充を行うためのアドバイスが受けられればすばらしい。
なるべく外からの助成金や補助金を使わず自事業として収入や活動を念頭に考え、強い組織をと運営しているが、金銭的な面ではなく団体運営にあたって武蔵野市で援助して頂ければありがたい。
組織運営（会計や人材育成など）についての具体的なアドバイスが得られたり、情報交換の場になるような施設であれば利用してみたいと思う。大きな建物より、入りやすいオープンなスペースと気軽に相談できる明るい窓口カウンターが必要と思う。
市内の複数の場所に施設があると使いやすい。（立派な施設でなくとも、あちこちに小規模な物で良いと思う）
市民活動内容は多様で多岐にわたっているので、拠点は1つと限らず、吉祥寺地区に考えて欲しい。



### Ⅲ. 調査結果から得られた示唆

#### 1. 活動上の大きな課題は“人材確保”“活動資金”“活動場所”

◇活動上の課題の上位には、“人材ヒト”に関する事項（会員・活動メンバーの確保）、“活動資金”に関する事項（活動資金の不足）、“モノ”（活動場所の確保）に関する事項が挙げられています。

#### 2. “人材確保”に関する課題

##### （1）会員・活動メンバーの不足

◇“人材確保”に関する課題の第一は、会員・活動メンバー数の不足であり（64.9%の団体が指摘）、今後の方向性についても7割以上の団体が、その拡充を挙げています。

◇会員・活動メンバーの不足は、活動の発展に大きく影響することから、行政としても、市民に対してNPO法人等の活動に関する情報提供を行うことにより、興味・関心を促すような取組が必要だと思われる。

##### （2）会員・活動メンバーの年齢構成

◇“人材確保”に関する課題の第二は、会員・活動メンバーの年齢構成で、「ばらつきがある」とする団体が37.8%一方で、5割弱の団体は、40歳代以上が主な年齢層となっています。

◇これは、新たな会員・活動メンバーが入ってこない、ということの影響と考えられますので、（1）と同様、行政としても、市民に対してNPO法人等の活動に関する情報提供を行うことにより、興味・関心を促すような取組が必要だと思われる。

##### （3）会員・活動メンバーの能力の向上

◇“人材確保”に関する課題の第三としては、会員・活動メンバーの能力の向上が挙げられます（35.1%の団体が指摘）。

◇会員・活動メンバーの能力の向上は、活動の発展に大きく影響することから、行政としては、NPO法人等との連携の強化（今後の方向性として62.2%の団体が指摘）を通じた支援が必要だと思われる。さらに、行政との協働・連携の形態として3分の1のNPO法人等が挙げている「人材の交流」にも取り組む必要があると思われる。

#### 3. “活動資金”に関する課題

##### （1）活動資金の不足

◇“活動資金”に関する課題の第一は、活動資金の不足であり（54.1%の団体が指摘）、35.1%の団体が、「事務費等の活動費」を支出の中で最も大きい割合を占める項目として挙げており、「人件費」を挙げる団体（21.6%）を上回っています。

◇事務費等の活動費の負担が重くなることは、活動の発展を阻害することにもつながりかねないので、行政としても、例えば印刷費等の負担を軽減できるような取組が必要だと思われます。

## （２）収益事業の充実・拡大

◇“活動資金”に関する課題の第二は、収益事業の充実・拡大であり（62.2%の団体が指摘）、行政との協働・連携の今後の意向として、8割弱の団体が、「補助金・助成金の受給」を、7割弱の団体が「行政からの受託事業の実施」を挙げています。

◇行政として収益事業の充実を個別に支援することは困難ですが、行政が直接実施できる支援（委託事業の拡大等）、間接的に実施できる支援（他のNPO法人等や民間企業との連携を推進するための取組）を通じて、収益事業の充実・拡大につなげていくことが必要だと思われます。

## 4. “活動場所”に関する課題

### （１）活動場所の確保

◇“活動場所”に関する課題の第一は、活動場所の確保であり（40.5%の団体が指摘）、活動を行う上で打合せや団体運営上の事務作業等に自由に使える施設については、条件つきながらも9割以上の団体が、「利用したい／施設の機能によっては利用したい」としています。

◇6割弱の団体が活動のための事務所をもっている一方で、上記の施設の利用意向が高いことは、現在の事務所に関して「使い勝手が悪い」「事務所維持費の負担が重い」「設備等が十分でない」等の要因があるからだと考えられます。行政としては、団体の活動を行う上で自由に使える施設を、団体からの要望の多い事項（利用時間、利用曜日、施設の機能、設備要件）を考慮しながら整備することが必要だと思われます。

### （２）活動場所の機能

◇“活動場所”に関する課題の第二は、活動場所の機能であり、27.0%の団体は、利用時間や利用曜日、機能、設備によっては利用したいとしています。

◇活動場所の機能に対しては、「打合せ場所として自由に使える」（62.9%）、「大きな会議等が開催できる」（48.6%）、「印刷等ができる」（45.7%）といったハード面に関するニーズが高くなっていますが、同時に「各種団体と交流・情報交換ができる」（45.7%）、「活動に関する相談ができる」（40.0%）といったソフト面に対するニーズもあることから、行政としてこのような施設を整備するに当たっては、ソフト面の充実にも配慮することが必要だと思われます。

○市民活動団体等（平成17年度事務報告より）

・NPO法人（44団体）

・社会教育関係団体（412団体）（成人教育関係団体121団体、青少年教育関係団体35団体、芸術文化関係団体122団体、体育関係団体97団体、その他の団体37団体）

## ○青少年活動機能のデータ

①児童館、その他青少年施設の配置と施設設備・職員配置の実態。中高生タイム等 10 代向け事業の実施状況等。（事業は、個別に把握するのは困難だと思いますので、だいたいの傾向性程度でかまいません）

### ○児童館管理運営

遊びを通して、子ども達の健全育成を図ることを目的とした施設。乳幼児親子、小学生、中学生、子育てに関心のある大人を対象に、遊び及び交流の場を提供し、友達づくりを応援している。（職員数/保育士 2 名（館長含む）、幼稚園教諭 1 名、事務 2 名）（単位：人）

2005 市勢統計

年度	総数	利用者内訳				目的別利用内訳		地域別利用内訳		一日平均利用者数
		乳幼児	小学生	中学生	大人	一般利用	行事参加	市内	市外	
17	30,691	8,422	12,612	460	9,197	19,914	10,777	22,910	7,781	103

### ○中学生・高校生リーダー養成講座

中学生・高校生が登録し、野外活動・保育体験を中心に、地域や市が主催するイベント等でのボランティアを行う。事前に、救急法やリーダー論等の簡単な講習会を行う。主な活動として、「むさしのジャンボリー」におけるサブリーダーがあり、指導者（大人）と参加者（小学生）との間で、指導者のサポートを行う。また、修了後も継続してボランティア活動を希望する者は、中高生リーダーとして登録する。

平成 17 年度 登録者数 169 名（うちリーダー登録者数 33 名）延参加者数 271 名

### ○むさしのジャンボリー事業

青少年問題協議会地区委員会が市と共催で実施する自然体験事業。夏休み期間中に、小学校 4～6 年生を対象に、地域（小学校学区）ごとに 2 泊 3 日で実施し、学年を超えて、また地域の年長者達との共同生活を行う。小学校卒業後は、100 名程度がボランティア（サブリーダー）として参加している。

年度	参加者総数	参加児童数(小学生)	参加指導者数	サブリーダー(中高生)
17	1,411	1,011	400	(105)

市内に 1 館のみ、中学生の利用が少ない

### ○野外活動サポートスタッフ

平成 17 年度事務報告

18 歳以上の方が登録し、むさしのジャンボリー、セカンドスクール等の子ども達の野外活動、体験学習において、指導者及び児童のサポートを行う。野外活動、教育などに興味のある学生を中心に 40～50 名程度が登録している。

### ○市民会館/今日の自習室（在学青少年の健全な個人学習を推進）

日時/①7/20～8/31（延 541 人）②1/4～1/31（延 354 人）/第 1 学習室（28 席）

## ○公共施設の青少年利用

## 1. ストリートスポーツ広場

（武蔵野市総合体育館）

スケートボード・インラインスケート・BMX  
ができる、無料開放施設です。

【愛好者が武蔵野市長へ手紙を書いたことが  
きっかけで2002年4月6日に完成された  
パーク】

【利用時間】平日 13:00~20:00

土・日曜日、祝日 10:00~20:00



利用状況	(人)
17年度（年間）	10,336人
平日利用	20~30人
土日祭日利用	50~80人

2005 市勢統計

## 2. 武蔵野市総合体育館

室	利用方法
軽体操・ダンス室	大学生を中心にするダンスサークルが週2回（15:30~18:30）、軽体操・ダンス室を取り、活動をしている。（30人程度の参加）
バスケット	毎週火・金は、体育館を1日バスケットに限定して、個人利用としている。夕方になると30人程度集まり、試合を行っている。

## 3. 図書館

図書館	所在地	最寄駅	
中央図書館	吉祥寺北町4-8-3	三鷹駅	学習室・ヤングアダルトコーナー
吉祥寺図書館	吉祥寺本町1-21-13	吉祥寺駅	ヤングアダルトコーナー
西部図書館	境5-15-5	武蔵境駅	読書室

## 4. コミュニティセンター

市内、20あるコミュニティセンターには、ロビー・ピアノ・  
学習室・体育施設があり、青少年が利用している。

武蔵野市コミュニティセンターガイド

駅	コミセン	ロビー	ピアノ	学習室	体育施設	駅	コミセン	ロビー	ピアノ	学習室	体育施設
吉祥寺	吉祥寺東	○	○			三鷹	けやき	○	○	○	
	本宿	○	○	○	○		中央	○	○	○	○
	吉祥寺南町	○	○	○	○		西久保	○	○	○	○
	御殿山	○		○	○		緑町	○		○	○
	本町	○	○	○	○		八幡町			○	
	吉祥寺西	○	○	○	○		北ホール	○	○		
	吉祥寺北	○	○	○	○		関前	○	○	○	○
武蔵境						西部	○	○	○	○	
						境南	○	○	○	○	
						桜堤				○	

## ②市内の中学・高校・大学・専門学校等の配置

2005 市勢統計

学校名	所在地	最寄駅	生徒数			
			計	1年	2年	3年
<b>総数(市立)</b>			<b>1,839</b>	<b>579</b>	<b>649</b>	<b>611</b>
第一中	中町 3-9-5	三鷹駅	302	85	116	101
第二中	桜堤 1-7-31	武蔵境駅	274	88	103	83
第三中	吉祥寺東町 1-23-8	吉祥寺駅	315	94	115	106
第四中	吉祥寺北町 5-11-41	三鷹駅	440	145	156	139
第五中	関前 2-10-20	三鷹駅	255	72	83	100
第六中	境 3-20-10	武蔵境駅	253	95	76	82
<b>総数(私立)</b>			<b>2,439</b>	<b>804</b>	<b>840</b>	<b>795</b>
聖徳学園中	境南町 2-11-8	武蔵境駅	446	155	152	139
成蹊中	吉祥寺北町 3-10-13	吉祥寺駅	765	252	252	261
藤村女子中	吉祥寺本町 2-16-3	吉祥寺駅	134	45	39	50
法政大学第一中	吉祥寺東町 3-5-7	吉祥寺駅	321	105	110	106
吉祥女子中	吉祥寺東町 4-12-20	西荻窪駅	773	247	287	239

学校名	所在地	最寄駅	生徒数				
			計	1年	2年	3年	4年
<b>総数(都立)</b>			<b>5,287</b>	<b>1,734</b>	<b>1,747</b>	<b>1,768</b>	<b>38</b>
都武蔵高(昼間)	境 4-13-28	武蔵境駅	968	324	327	317	
都武蔵高(夜間)	境 4-13-28	武蔵境駅	171	50	44	39	38
武蔵野北高	八幡町 2-3-10	三鷹駅	722	237	239	246	
<b>総数(私立)</b>			<b>3,426</b>	<b>1,123</b>	<b>1,137</b>	<b>1,166</b>	
聖徳学園高	境南町 2-11-8	武蔵境駅	438	163	136	139	
成蹊高	吉祥寺北町 3-10-13	吉祥寺駅	999	337	329	333	
藤村女子高	吉祥寺本町 2-16-3	吉祥寺駅	432	118	141	173	
法政大学第一高	吉祥寺東町 3-5-7	吉祥寺駅	807	243	276	288	
吉祥女子高	吉祥寺東町 4-12-20	西荻窪駅	750	262	255	233	

学校名	所在地	最寄駅	生徒数						
			計	1年	2年	3年	4年	5年	6年
<b>総数(市内)</b>			<b>15,494</b>						
成蹊大学	吉祥寺北町 3-3-1	吉祥寺駅	7,798	2,018	1,853	1,757	2,170		
亜細亜大学	境 4-13-28	武蔵境駅	5,606	1,277	1,422	1,214	1,693		
亜細亜大学短期大学	境 4-13-28	武蔵境駅	568	280	288				
日本赤十字武蔵野短期大学	境南町 1-26-33	武蔵境駅	222	49	81	92			
日本畜産生命科学大	境南町 1-7-1	武蔵境駅	1,300	344	251	241	266	105	93
<b>総数(市外)</b>			<b>10,355</b>						
武蔵野大学	(西東京市) 新町 1-1-20	三鷹駅	5,260						
国際基督大学	(三鷹市) 大沢 3-10-2	武蔵境駅	1,155	197	200	259	338	56 (その他)	
東京女子大	(杉並区) 善福寺 2-6-1	吉祥寺駅	3,940						

学校名	所在地	最寄駅	生徒数
<b>総数</b>			<b>5,766</b>
二葉栄養専門学校	吉祥寺本町 2-11-2	吉祥寺駅	2,272
二葉ファッションアカデミー	吉祥寺南町 1-10-1	吉祥寺駅	1,995
専門学校中野スクールオブビジネス	吉祥寺南町 2-4-1	吉祥寺駅	97
武蔵野東技能高等専修学校	西久保 3-25-3	三鷹駅	1,003
武蔵野外語専門学校	中町 1-27-2	三鷹駅	239
日本医学技術専門学校	境南町 1-7-1	武蔵境駅	160
<b>総数</b>			<b>277</b>
二葉製菓学校	吉祥寺本町 2-23-8	吉祥寺駅	113
武蔵野美術学園	吉祥寺東町 3-3-7	吉祥寺駅	164


## ③人の流れについて

市民、市民以外（とくに10代の若者）

（こちらも数量的に捉えることは難しいと思いますので、経験的・感覚的なものでかまいません）

年齢	18			
	男	女	総数	構成比(%)
総数	64,865	69,125	133,990	100.0
0～4歳	2,357	2,294	4,651	3.5
5～9歳	2,597	2,285	4,882	3.6
10～14歳	2,487	2,250	4,737	3.5
15～19歳	2,712	2,665	5,377	4.0
20～24歳	4,838	4,940	9,778	7.3
25～29歳	6,497	6,313	12,810	9.6
30～34歳	6,565	6,238	12,803	9.6
35～39歳	5,784	5,613	11,397	8.5
40～44歳	4,943	4,979	9,922	7.4
45～49歳	4,183	4,138	8,321	6.2
50～54歳	3,756	3,914	7,670	5.7
55～59歳	4,726	4,910	9,636	7.2
60～64歳	3,383	3,847	7,230	5.4
65～69歳	2,897	3,549	6,446	4.8
70～74歳	2,818	3,565	6,383	4.8
75～79歳	2,044	3,049	5,093	3.8
80～84歳	1,338	2,315	3,653	2.7
85～89歳	632	1,387	2,019	1.5
90～94歳	254	650	904	0.7
95歳以上	54	224	278	0.2

2005 市勢統計


 単身居住が増える

駅名	年間		1日平均		駅圏	小売業(百万円)
	乗客 (千人)	降客 (千人)	乗客 (人)	降客 (人)		
JR 吉祥寺駅	50,605	50,605	138,644	138,644	吉祥寺駅圏	209,827
京王 吉祥寺駅	26,020	25,610	71,823	70,699	三鷹駅北口圏	13,540
JR 三鷹駅	30,966	30,966	84,838	84,838	三鷹駅南口圏	23,266
JR 武蔵境駅	21,679	21,679	59,394	59,394	武蔵境北口圏	12,187
JR 西武武蔵境駅	4,567	4,896	12,512	13,415	武蔵境南口圏	33,463

駅名	デパート	駅前ショッピングセンター	大型スーパー	映画館	カラオケボックス	ゲームセンター	ファーストフード
吉祥寺駅	3	1	1	2	8	3	10
三鷹駅(北口)	0	0	0	0	1	0	0
三鷹駅(南口)	0	2	0	0	2	0	4
武蔵境駅	0	0	1	0	2	1	4

駅圏	41452	中学	4278	高校	6285	大学・専門学校	30889
吉祥寺駅圏		3中	315	成蹊高	999	成蹊大	7798
		成蹊中	765	藤村女子高	432	二葉栄養	2272
		藤村女子中	134	法政一高	802	二葉ファッション	1995
		法政一中	321	吉祥女子高	750	中野ビジネス	97
		吉祥女子中	773			二葉製菓	113
						武蔵野美術 (東京女子大)	164 3940
吉祥寺合計	21670	吉祥寺中学計	2308	吉祥寺高校計	2983	吉祥寺大学等計	16379
三鷹駅圏		1中	302	武蔵野北高	722	武蔵野外語	239
		4中	440	武蔵野東技能高 等専修学	1003		
		5中	255			(武蔵野大)	5260
三鷹合計	8221	三鷹中学計	997	三鷹高校等計	1725	三鷹大学等計	5499
武蔵境駅圏		2中	274	武蔵高(昼)	968	亜細亜大	5606
		6中	253	武蔵高(夜)	171	亜細亜短大	568
		聖徳中	446	聖徳高	438	日本畜産大	1300
						日赤短大	222
						日本医学 (国際基督大)	160 1155
武蔵境合計	11561	武蔵境中学計	973	武蔵境高校計	1577	武蔵境大学等計	9011

○吉祥寺駅圏/吉祥寺駅圏は、多摩地域で、立川駅圏に次ぐ商業圏であり、成蹊大学を中心に昔から若者のまち（多摩地区を中心に他圏からも集まる）と呼ばれている。井の頭公園（三鷹市）があり、若者のデートスポットでもある。カラオケボックス、ファーストフード店などが多数連立している。

○三鷹駅圏/北口（武蔵野市）は業務圏で、若者の集まる商業施設は少ない。むしろ、南口（三鷹市）に商店街が連なっている。三鷹駅北口圏の青少年は、吉祥寺に流れると推測する。

○武蔵境駅圏/武蔵境駅周辺は亜細亜大学を中心に学生のまちと呼ばれている。北口駅前（すきっぷ通り）は、ファーストフード店が連立している。南口は大型スーパー（イトーヨーカドー）があり、売り上げも全国でも指折りである。イトーヨーカドーの西館地下に青少年がおしゃべりしながら、飲食ができるフードショップ店街がある。



## ○他都区市における青少年活動施設の施設構成

●スタジオフロアに設置

★他フロアに設置

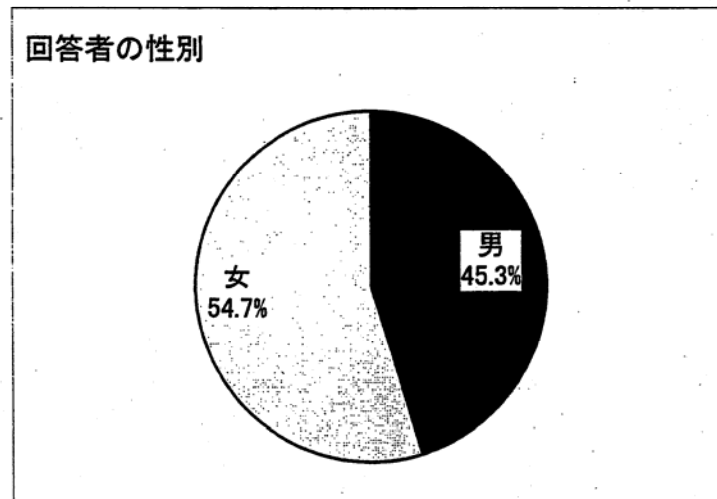
	ゆう杉並	町田市子どもセンター ばあん	調布市青少年ステーション	清瀬市児童青少年センター	東京都青少年センター	武蔵境新公共施設
ロビー	○213 ㎡		○182 ㎡		○	●スタジオラウンジ
ホール	○180 ㎡			○300 ㎡	○	★フォーラム（4F）
音楽スタジオ	○96 ㎡(スタジオ25～27 ㎡3室、ミキシングR18 ㎡)	○32.8 ㎡（1室）	○50 ㎡ 2室（25 ㎡*2）	○100 ㎡ 2室（50、40 ㎡、 倉庫等 10 ㎡）	○	●音楽スタジオ
ダンススタジオ			○49 ㎡		○	●多目的スタジオ・プレイスペース
工芸室	○60 ㎡ （調理室兼ねる）	○53.85 ㎡ （調理室兼ねる）	○85 ㎡	○60 ㎡		●多目的スタジオ
調理室	↑	↑				※市民会館を利用
体育室	○567 ㎡	○192.6 ㎡	○422 ㎡（屋上）	○192 ㎡		●プレイスペース
更衣室	○9 ㎡		○			
相談室	○44.82 ㎡		○		○	
集会室、多目的室、会議室	○56 ㎡2室（24、32 ㎡）	○89.95 ㎡	○37 ㎡	○48 ㎡	○	●スペース 25・40
AVコーナー	○32 ㎡				○	●映像ブラウジング
学習コーナー	○43 ㎡			○84 ㎡	○	★スタディコーナー（3F）
図書コーナー				○60 ㎡		●スタジオラウンジ雑誌コーナー・アート専門図書ルーム

・この表から他都区市の青少年施設において、ホール・音楽スタジオ、ダンススタジオ、工芸室、プレイルーム、AVコーナー、学習コーナー、図書コーナーなどが設置されている。本施設内の青少年活動機能としては、これらの施設構成を満たしている。

## 1. 中学生・高校生の生活実態と意識に関する調査(抜粋)

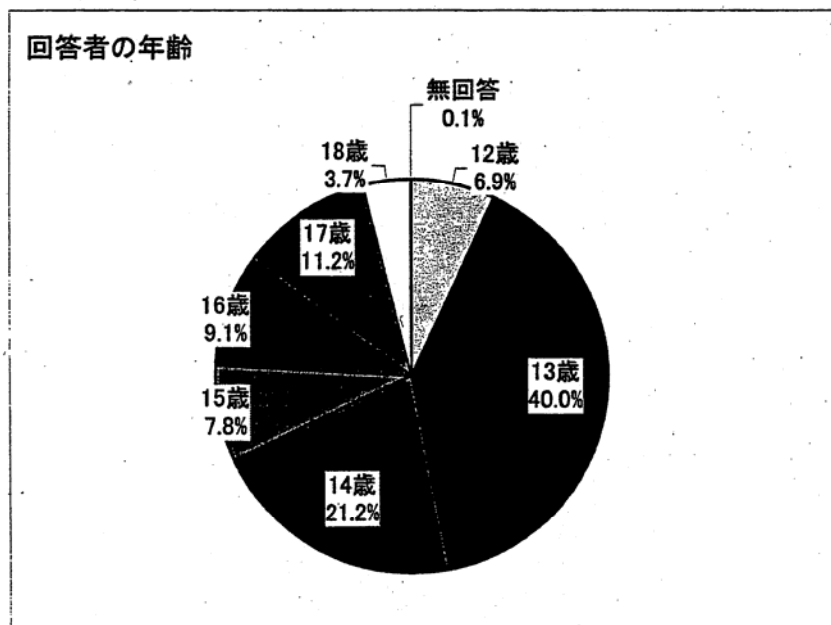
### (1)回答者の性別

回答者の男女構成比は、男子が45.3%、女子が54.7%で、女子の回答割合がやや高い結果となっている。



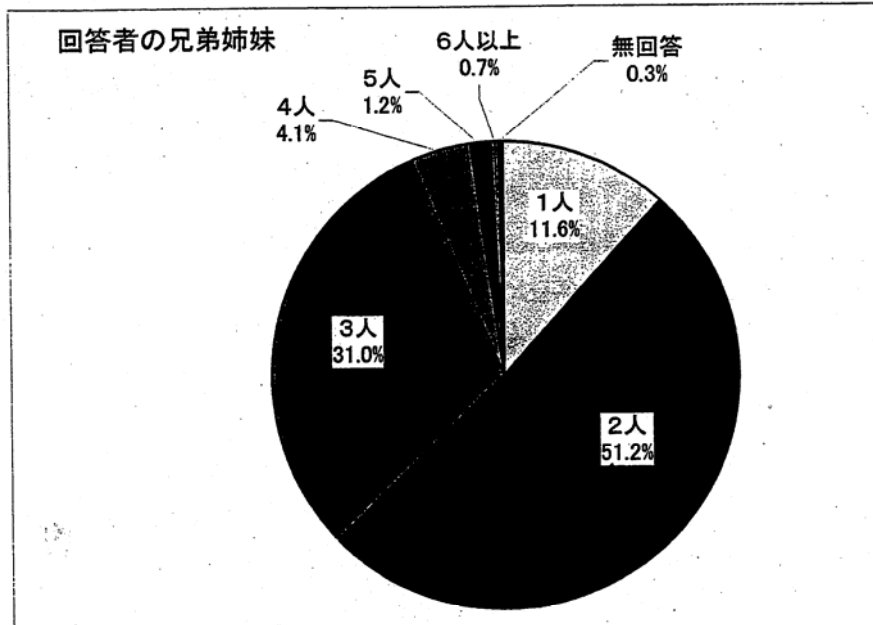
### (2)回答者の年齢

回答者の年齢の分布状況は、13歳(40.0%)、14歳(21.2%)の回答割合が高い。



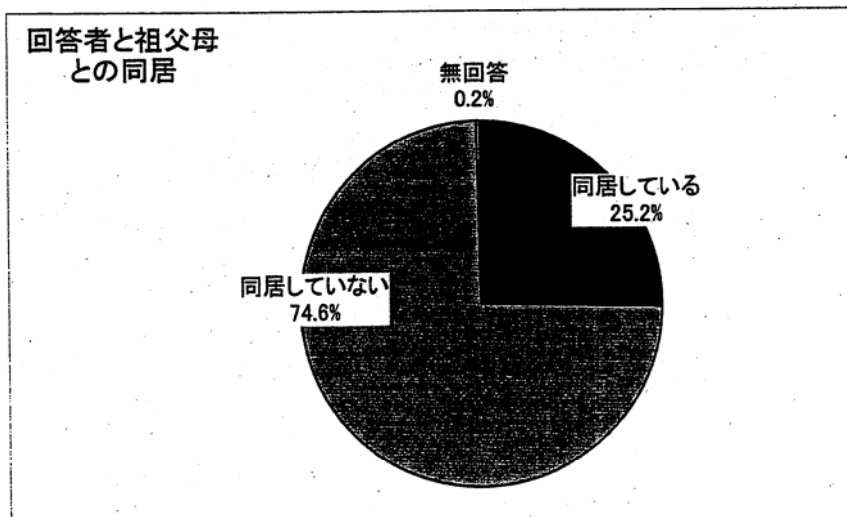
### (3) 回答者の兄弟姉妹

兄弟姉妹の人数は、2～3人が中心で「2人」が全体の 51.2%で最も高い割合を占めており、次いで「3人」が 31.0%となっている。また、ひとりっ子の割合は、11.6%であった。



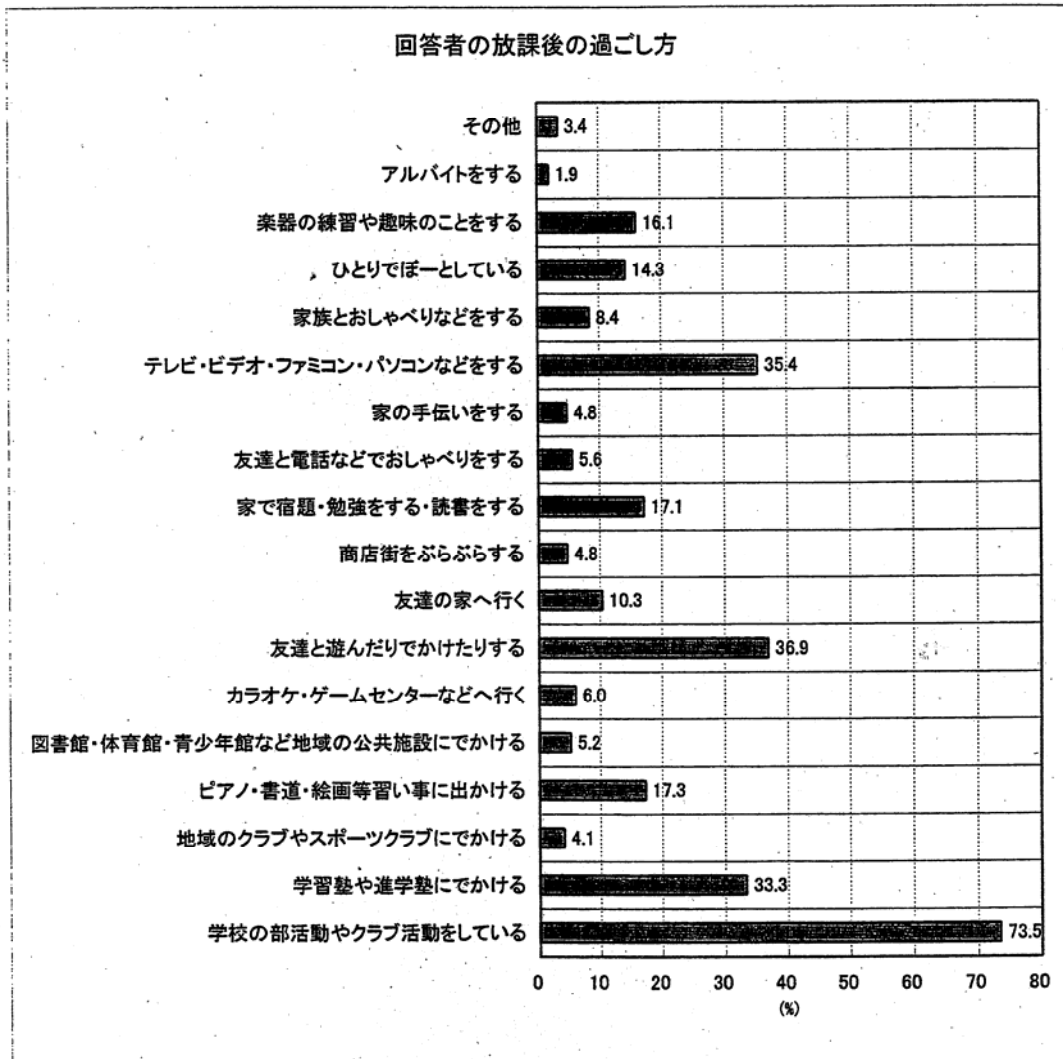
### (4) 回答者と祖父母との同居

回答者全体の 74.6%は祖父母と同居しておらず、祖父母と同居している者の割合は 25.2%で全体のおよそ四分の一である。



## (5)回答者の平日の放課後の過ごし方

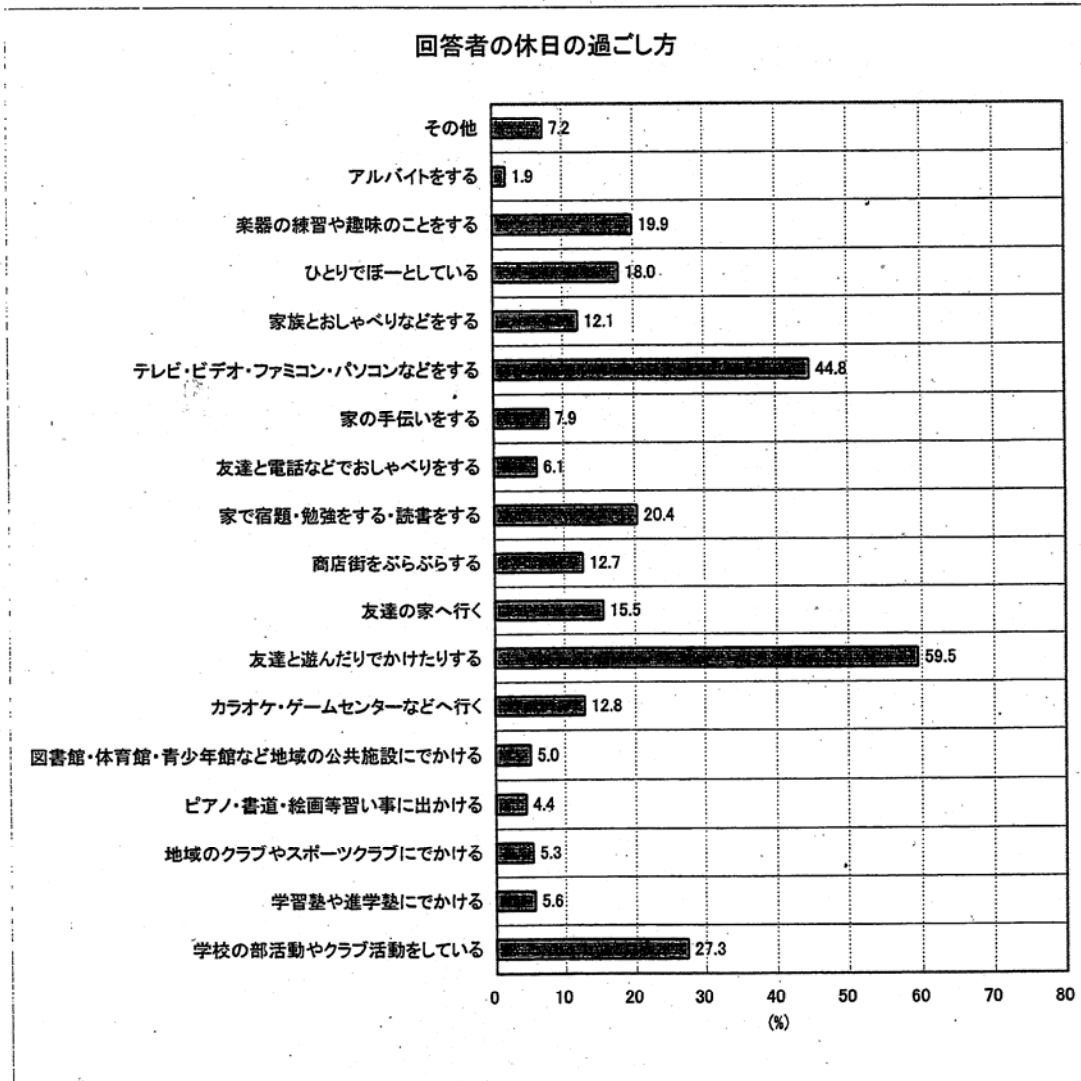
平日の放課後の過ごし方について「学校の部活やクラブ活動をしている」が全体の73.5%と最も高い割合を占めており、特に中学生は男女とも80%を超える割合であった。



## (6) 回答者の休日の過ごし方

全体では「友達と遊んだりでかけたりする」が 59.5%で最も高い割合を占めており、次いで「テレビ・ビデオ・ファミコン・パソコンなどをする」(44.8%)、「学校の部活動やクラブ活動をしている」(27.3%)などが高い割合となっている。

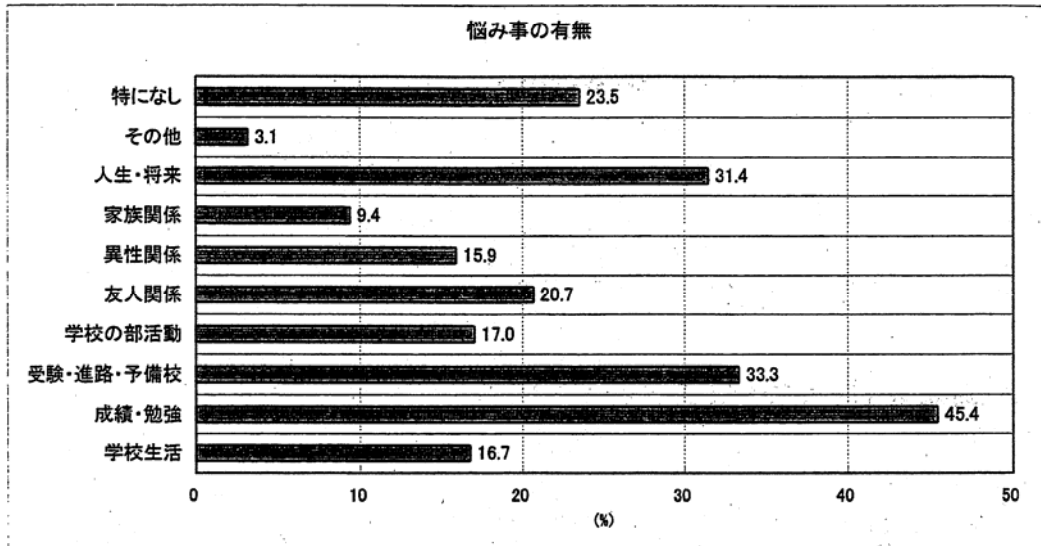
男女別では、男子の場合「テレビ・ビデオ・ファミコン・パソコンなどをする」の割合が高く、一方、女子の場合「友達と遊んだりでかけたりする」の割合が高い傾向にある。



## (7) 悩み事の有無

今、何か悩んでいることがあると回答したのは全体の 76.5%、中学の男子 71.0%、中学の女子 77.0%、高校の男子 71.6%、高校の女子 86.8%である。

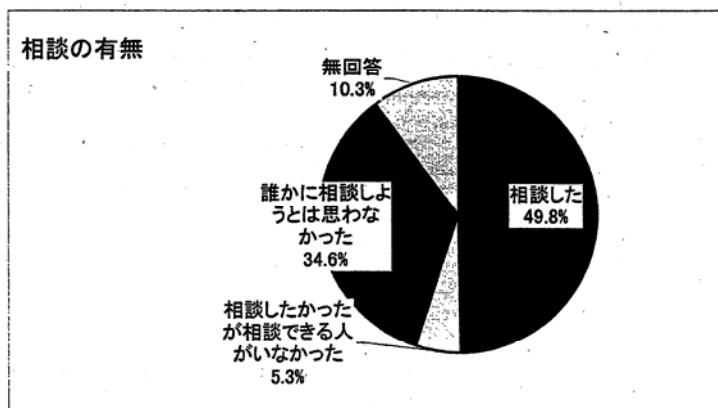
悩み事の内容は全体で、「成績・勉強」が 45.4%で最も高い割合を占め、次いで「受験・進路・」(33.3%)、「人生・将来」(31.4%)、「友人関係」(20.7%)などがと高い割合を占めている。



## (8) 相談の有無

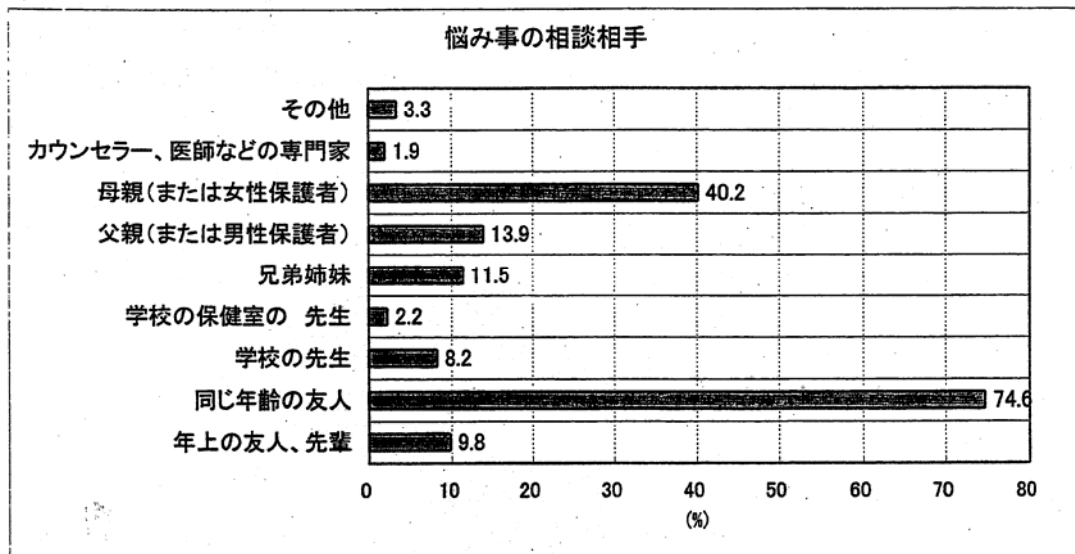
誰かに「相談した」と回答した者は、全体の 49.8%であった。また「相談したかったが相談できる人がいなかった」と回答した者が 5.3%を占める。

「相談した」と回答した者の割合は、男女別では女子の方が圧倒的に多く、高校女子では 67.9%を占めている。



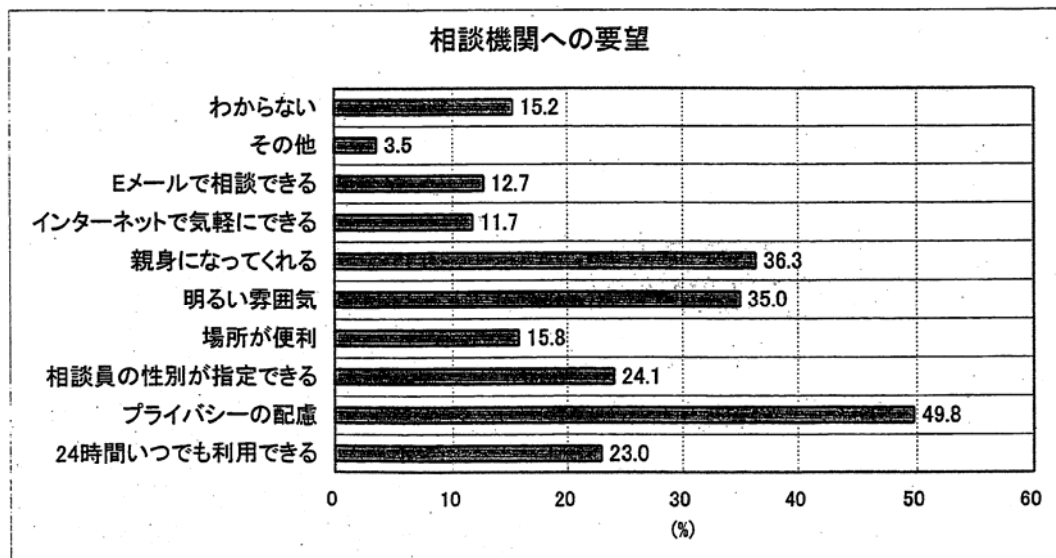
## (9) 悩み事の相談相手

相談相手としては、「同じ年齢の友人・同級生」が74.6%で最も多く、次いで「母親（または女性保護者）」（40.2%）となっており、それ以外の相手に相談した割合は低いことが伺える結果であった。



## (10) 相談機関への要望

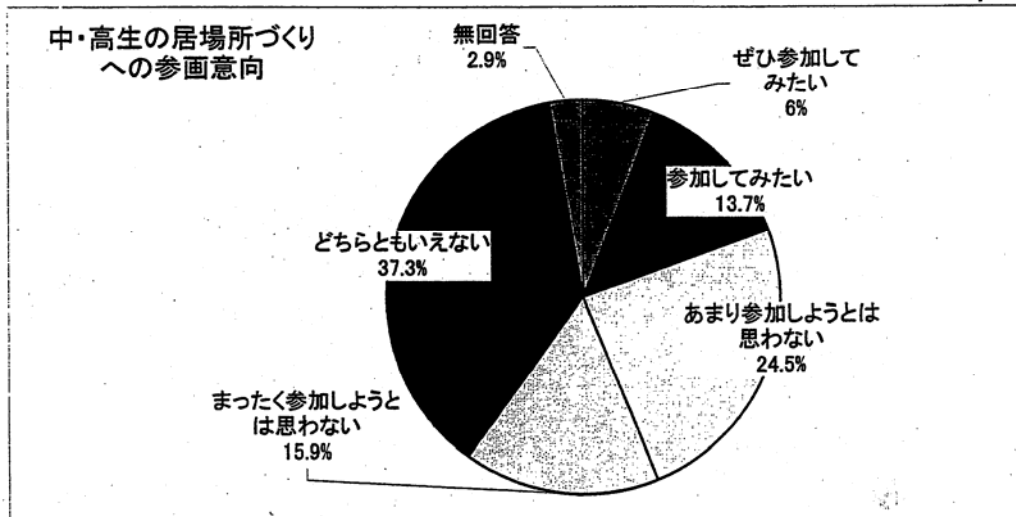
全体では「プライバシー配慮」49.8%が最も高い回答割合を占めており、次いで「親身になってくれる」(36.3%)、「明るい雰囲気」(35.0%)などの順になっている。



## (11) 中高生の居場所づくりへの参画意向

全体では「ぜひ参加してみたい」と「参加してみたい」の合計が 19.4%で、おおむね 5 人に 1 人の割合であった。また、「参加の意思なし」が（「あまり参加しようとは思わない」と「まったく参加しようとは思わない」の合計）全体の 40.4%であり、「どちらともいえない」が 37.3%であった。

中学生・高校生ともに、参加の意向を示した回答割合は女子の方が高い傾向にあり、中学女子では 25.9%であった。





現在、生涯学習事業を行っている教育委員会教育部生涯学習スポーツ課（市民会館含む）の既設事業（表1）（表2）である。

（表1）既設生涯学習事業

既設の生涯学習事業
社会教育委員に関する事業
土曜学校（19講座、延276回開催、参加者延4,765名）
市民講座（初心者IT講座、モーニングコンサート他）
老壮セミナー（前後期、各50名定員）
老壮シニア講座（9回開催、参加者延894名）
聴力障害者教養講座（年2回、参加者112名）
遠野市家族ふれあい自然体験（平成16年度より、4泊5日、25家族87名参加）
武蔵野地域自由大学（入学者数1,058名、正規履修科目履修者数399名）
武蔵野地域五大学共同事業（学長懇談会、共同講演会、教養講座、寄付講座）
中近東文化センター事業（企画展、寄付講座）
学校開放事業
視聴覚教育事業（16ミリ発声映写機操作講習会含む）
市民芸術文化協会育成事業（市民文化祭事業・芸術文化講座含む）
音楽団体育成事業（小中学生音楽活動支援事業を含む）
文化財保護・普及事業
社会教育関係団体等育成援助事業（団体登録、講師謝礼援助、借上バス等）
未来をひらくはたちのつどい事業
P T A 活動の援助
世界連邦運動協会武蔵野支部

\* 表中の実績数値は平成17年度

（表2）既設の市民会館事業

既設の市民会館事業
青少年教育（子どもワークショップ、遊びのミニ学校）
成人教育（母と子の教室、市民セミナー、親と子の広場、子育てサポート講座、市民講座、料理講座）
団体育成・交流（市民会館文化祭）
利用促進事業（自習室、利用者懇談会）
貸館利用（貸館としては7割の利用があり）
図書室利用

## ○生涯学習事業の実績

## 1. 生涯学習講座（生涯学習スポーツ課の事業概要（平成17年度版）より）

土曜学校			市民講座			老壮セミナー		
講座数	回数	延人数	講座数	回数	延人数	講座数	回数	延人数
19	276	4,765	4	6	643	2	29	952
老壮シニア講座			聴力障害者教養講座			計		
講座数	回数	延人数	講座数	回数	延人数	講座数	回数	延人数
9	9	894	2	2	112	36	322	7,366

## 2. 市民会館講座（生涯学習スポーツ課の事業概要（平成17年度版）より）

子どもワークショップ		遊びのミニ学校		母と子の教室		市民セミナー		親と子の広場	
講座数	人数	講座数	人数	講座数	人数	講座数	人数	講座数	人数
2	48	2	172	3	128	1	15	4	128
子育てサポート講座		市民講座		料理講座		計			
講座数	人数	講座数	人数	講座数	人数	講座数	人数		
1	14	1	45	1	24	15	574		

## 3. 武蔵野地域自由大学（平成18年3月31日現在）

入学者（人）	市内	市外	計
男	409	66	475
女	472	111	583
計	881	177	1,058

## スイングホール等、他の公共施設における集会室の状況とその利用状況

(16年度 事務報告より)

## ○スイング利用状況

開館日数	308 日		
施設	利用可能回数	利用回数	利用率(%)
スイングホール	850	603	70.9
スカイルーム1	872	573	65.7
スカイルーム2	872	508	58.3
スカイルーム3	872	578	66.3
レインボーサロンA	768	518	67.4
レインボーサロンB	712	462	64.9

## ★武蔵野スイングホールの管理運営

指定管理者：財団法人武蔵野文化事業団

## ○市民会館利用状況

施設名	操業数	利用数	利用率(%)
講座室	903	684	75.7
第1学習室	903	756	83.7
第2学習室	903	695	77
会議室	903	646	71.5
多目的ルーム	903	816	90.4
第1和室	903	660	73.1
第2和室	903	475	52.6
美術工芸室	903	703	77.9
料理室	903	352	39
音楽室	903	832	92.1
集会室	903	780	86.4
計	9,933	7,399	74.5

## 施設ガイド

### スイングホール（イベントホール）…北棟2階

音楽を中心とした多目的ホールで、音楽の公演や練習、ダンスパーティ・講演会・式典等に適しています。

客席数 …… 180席（電動収納席140席、補助席40席）

ステージ …… 間口14.8m、奥行き4.6m、高さ6.1m

控室（楽屋） …… 控室1（23㎡・洋室）7名

控室2（18㎡・洋室）5名

舞台設備：可動音響反射板（可変板）

残響時間/500Hz 可変板：反射状態/空席時0.8～1.0秒 満席時0.7～0.9秒

可変板：吸音状態/空席時0.6～0.8秒 満席時0.5～0.7秒

### スカイルーム（会議室）…南棟10階

会議を中心とした多目的ルームで、絵画・写真等の展示会場としてもご利用いただけます。なお、2室あるいは3室合同で使用することもできます。

スカイルーム1（75㎡）40名

スカイルーム2（80㎡）40名

スカイルーム3（81㎡）34名

### レインボーサロン（レセプションルーム）…南棟11階

立食形式のレセプションやパーティが可能な多目的ルームで、会議・講演会にもご利用いただけます。

レインボーサロンA（150㎡）レセプション会場として使用 …… 約100名  
会議室として使用 …………… 50名

レインボーサロンB（225㎡）レセプション会場として使用 …… 約150名  
会議室として使用 …………… 80名

レインボーサロン全面使用（375㎡）レセプション会場として使用 …… 約300名  
会議室として使用 …………… 160名

※ スカイルーム・レインボーサロンでは、興業を行うことはできません。

## 武蔵野スイングホール

TEL：0422（54）1313（代）

FAX：0422（54）8166

### 使用料金一覧表

#### ■施設使用料■

施設	名称	区分	午前	午後	夜間	全日	
			9時～12時	1時～5時	6時～10時	午前9時～午後10時	
イベントホール	スイングホール	平日	円 10,500	円 19,000	円 22,000	円 47,000	
		土曜日 日曜日 休日	12,000	22,000	26,000	55,000	
会議室	スカイルーム	区分使用	第1	3,000	4,500	6,000	12,000
			第2	3,000	4,500	6,000	12,000
			第3	3,000	4,500	6,000	12,000
		全部使用	9,000	13,500	18,000	36,000	
レセプションルーム	レインボーサロン	区分使用	A	6,000	10,000	13,000	27,000
			B	9,000	15,000	20,000	40,000
		全部使用	15,000	25,000	33,000	67,000	

- 備考 1 練習（公演日の練習を除く。）によりスイングホールの舞台面のみを使用する場合の使用料は、半額になります。
- 2 スカイルームを絵画、彫刻、陶芸、書道、写真、華道及び工芸の展示会を目的として使用する場合の使用料は、7割相当額になります。
- 3 使用時間の延長は、ホールの使用で管理上支障がない場合に限り承認し、1時間につき、使用料の3割相当額が追加されます。

### 1. 指定管理者制度の概要

#### ● 制度創設の趣旨

公の施設の管理について多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、民間事業者を含めた団体の有するノウハウ・能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図る。（平成 15 年 9 月地方自治法の改正）

※改正前は、その受託団体の公共性に着目し、公共団体、公共的団体等に委託先を限定してきた。

#### ※公の施設

公園、体育館、運動場、道路、図書館、保育園、博物館、美術館、病院、公営住宅、福祉施設等、住民の福祉を増進する目的をもって、住民の利用に供するために地方公共団体が設ける施設をいう。

#### ● 指定管理者制度の意義（ねらい）

民間においても十分なサービス提供能力を有する主体が増加していることや、多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するためには、民間事業者の有するノウハウを広く活用することが有効。

#### ● 指定管理者制度の目的

住民サービスの向上、行政コストの縮減（効果的・効率的かつ質の高いサービスを提供するという、ある意味、互いに矛盾する目的を実現しようとする欲張りな制度）

## 2. 指定管理者制度と管理委託制度の違い

項 目	指定管理者制度	管理委託制度
法的性質	行政処分	委託契約
指定管理者（管理受託者） になることができる団体	民間事業者、NPO その他の 団体なども可	普通地方公共団体の出資法 人・公共団体・公共的団体の み
指定管理者（管理受託者） を選ぶ手続	条例で定める	地方自治法に定める契約手 続による
公の施設の使用許可等	使用許可、入場制限、退去命 令ができる	できない（普通地方公共団体 が行う）
管理の基準及び業務の範囲 の規定方法	条例と協定で定める	契約で定める
指定管理者（管理受託者） に管理を行わせる期間	施設ごとに議会の議決を経 て協定で定める	施設ごとに契約で定める（年 度更新）
指定管理者（管理受託者） を決める際の議会の議決	必要	不要
事業報告	年度ごとに事業報告書を提 出	年度ごとに業務完了届を提 出
利用料金制度	条例に定めることにより導 入できる	同左
指定管理者（管理受託者） による管理に不都合がある 場合の措置	指定の取消し、管理業務の停 止命令	債務不履行に基づく契約の 解除など

### 3. 本施設の管理運営主体・方法についての農水省跡地利用施設基本計画策定委員会最終報告書の考え方

項 目	最終報告書の考え方
●施設の位置付け	「文化・教育施設」
●設置・管理の所管	教育委員会が望ましい
●管理運営主体	指定管理者制度（効率効果的な市政運営を図る観点） ※青少年や勤め帰りの社会人など、時間帯の異なる利用者ニーズへの確に対応し、開館時間の延長や年間休館日の削減などが可能
●管理・運営手法	一体的な管理運営（複数の機能が集まる利点を最大限に活かす）
●フレキシブルな対応	外部団体の活用が効果的（市民生活に合わせた利用時間の設定、魅力ある活動の場やサービスの提供）
●事業の継続性、教育委員会との連携	教育委員会所管の財政援助団体である（財）武蔵野スポーツ振興事業団」を改組（図書館や生涯学習の専門性の高い人材を確保）
●既存図書館（中央・吉祥寺）と一体管理	プレイスと同様に既存図書館も指定管理者（（財）武蔵野スポーツ振興事業団）に移行



## 4. 開館時間・開館日数

## ■他館の開館状況

施設名	開館時間	休館日
中央図書館・吉祥寺図書館	9:30-20:00（月・火・水・木） 9:30-17:00（土日祝日）	金曜日（週1回） 第1水曜日
西部図書館	9:30-19:00（火・水） 9:30-17:00（月・木・土日祝日）	年末年始 図書特別整理日（10日間）
市民会館	9:00-22:00	毎週木曜、年末年始
武蔵野総合体育館	9:00-21:30	毎月15日、年末年始
市民文化会館	9:00-22:00	
芸能劇場	10:00-23:00	
仙台メディアテーク	9:00-22:00	月1回、年末年始
仙台市民図書館	10:00-20:00 10:00-18:00（土日祭日）	月曜日、館内整理日 年末年始
調布たづくり	8:30-22:00（貸出 9:00-21:30）	毎月第4月曜及びその翌日、3月・9月の総合保守点検日、年末年始
調布市立中央図書館	9:00-20:30（自習室 21:30 まで）	毎月第4月曜及びその翌日、図書特別整理日、年末年始
稲城市立中央図書館	8:00-20:00	毎月第4月曜、図書特別整理日（5日間）、年末年始（5日間）
メディアセブン 川口市立中央図書館	10:00-21:00（月～金） 10:00-18:00（土日祝日）	毎月第3金曜、年末年始 （図書特別整理日・機器整理日）
ゆう杉並（青少年）	9:00-21:00（月～土） 9:00-17:00（日祝日）	月曜日（週1回） 年末年始
藤沢市市民活動推進センター	9:00-22:00	火曜日（週1回）・年末年始

## ■武蔵野市 NPO 活動実態調査等報告書から

利用曜日	土曜日の利用を希望する団体が5割超
開館時間	9:00
閉館時間	21:00

## 8. 武蔵境駅南口周辺渋滞長測定

### 調査について

#### 武蔵境駅南口周辺渋滞長測定調査について

1. 調査日時 6月21日（水）、24日（土）、25日（日）の3日間  
午前10時から午後7時までの9時間

2. 調査場所及び調査方法

武蔵境駅南口交差点をかえて通り南から北に侵入し、東へ右折する交通車両及び境南通り西から東へ直進する交通車両の渋滞長を10分間隔で測定する。（具体的な調査地点については裏面のとおり）

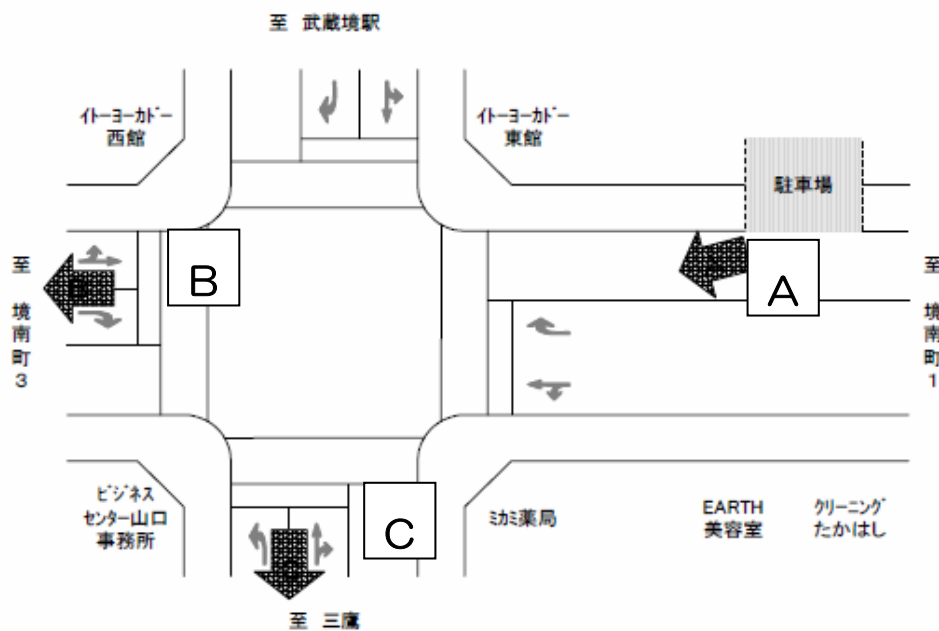
調査地点	6月21日（水）	6月24日（土）	6月25日（日）
A	調査時間内において駐車場が満車になることはなく、誘導員が出入口前の通行人を通す際に数台の入庫待ちが発生する程度であった。瞬間最大渋滞長は12:00に交差点まで観測された。	14:30~17:30において駐車場が一時満車となったが、入出庫時の流れはスムーズであり長時間の入庫待ちは観測されなかった。また、利用台数の増加により車間距離が狭まるため、平日に比べ滞留台数は増加した。	11:00に駐車場が満車となり、14:00には入場不可となった（ラバーコーン設置）。その後、14:30に規制が解除され17:30に空車となった。土曜日と同様、入庫待ちの車列は車間距離を縮めて停車するため、台数は10~12台を記録した。
B	方向A（イトーヨーカ堂駐車場の入庫待ち）からの先詰まりはなく、信号待ちの車両が2~3台観測される程度であった。なお、観音院付近の交差点を超過する滞留は観測されなかった。	方向A（イトーヨーカ堂駐車場の入庫待ち）において駐車場が満車となった14時~16時台の間、入庫待ちからの先詰まりが一時観測された。その他の時間帯は平日とほぼ同様の状況であった。	調査開始から15:00頃まで方向Aからの先詰まりが観測された。13:00には駅南口交差点内に満車の看板が設置され、以降15:00頃まで150m~200mの滞留が発生した。なお、この間で観音院付近交差点先までの滞留が3回記録された。（160m超）。
C	調査開始直後に右折車線からの滞留が発生したが、以降は信号待ちの車両が4~5台観測される程度であった。なお、滞留車線は終日右折レーンであった。	方向Bと同様に駐車場満車時の滞留がやや増加するが、右折車両の通過交通は右折後は方向Aの入庫待ち車列の右側を追い越し三鷹方面へ通過していた。	開店時より200m前後の滞留が発生し、駐車場解放後は50m前後に留まる。14:00に入場が制限されてからは300m前後まで延び、最大430mが記録された。入場を断念した車両または一般の右折車は、右折後は入庫待ち車列の右側を通過していた。

3. 結果の概要

調査地点位置図



調査方向案内図



### ○これまでの経過

#### 1. 土地取得

- 昭和 48 年より、農水省食糧倉庫跡地の取得について農水省と協議。
- 平成 10 年、「図書館、青少年チャレンジセンター等の施設に活用する」等の利用計画をまとめ、土地を取得しました。
- 平成 11 年、跡地の北側半分（2,162.1 m<sup>2</sup>）を恒久的に公園として残すために、都市計画公園として都市計画決定。

#### 2. 新公共施設基本計画策定委員会報告書

- 平成 13 年 3 月、新公共施設基本計画策定委員会を設置
- 平成 15 年 2 月、基本計画案を答申
  - ・施設のコネプト「集う、学ぶ、創る、育む、知的創造拠点」
  - ・4つの施設機能 「図書館機能をもつ施設」「会議・研究・発表のための施設」「創作・練習・鑑賞のための施設」「交流のための施設」
  - ・すべての機能を有機的に一体化する

#### 3. 武蔵境新公共施設設計プロポーザルの実施

- 平成 16 年 2 月、「武蔵境新公共施設設計プロポーザル」を実施し、川原田康子氏を 202 者の応募者の中から選考。

#### 4. 農水省跡地利用施設建設基本計画策定委員会報告書

- 平成 16 年 5 月～17 年 3 月、農水省跡地利用施設建設基本計画策定委員会を設置
- 17 年 3 月、施設の詳細、規模、管理運営等の建設基本計画として報告書をまとめる。
- 「プレイス」という公共空間の新しいイメージを設定し、図書館を中心に、生涯学習、青少年健全育成、市民活動支援を備え、一体的、有機的に連携するため、「ライブラリー」「フォーラム」「スタジオ」「市民プラザ」という4つの具体的な施設機能を配置。
- 施設規模、地上4階地下3階、延べ面積約 9,600 m<sup>2</sup>（駐車場含み 10,800 m<sup>2</sup>）、周囲の環境に十分配慮。

#### 5. 武蔵野プレイス（仮称）基本設計

- 平成 17 年 4 月～17 年 10 月、基本設計完了

#### 6. オープンハウスの実施、見直し案提案

- 基本設計の市民意見を聴取するため、オープンハウス実施。  
（17 年 12 月 25 日/市民会館・18 年 1 月 8 日/境南コミセン）
- 18 年 3 月、オープンハウスの市民意見を基に、地上 3 階地下一部 3 階、延べ面積約 7,800 m<sup>2</sup>（駐車場 80 m<sup>2</sup>含み 7,880 m<sup>2</sup>、残り隔地駐車）提案したが、『基本設計の趣旨に沿った建設を』といった陳情が採択。

#### 7. 専門家会議

- 18 年 7 月、専門家会議を設置し、基本設計に立ち戻り、4つの課題について評価・検証し、実施設計に反映させる。

## （資料）専門家会議開催状況

回数	開催年月日	議事事項
第1回	18.7.31	①経過及び施設構成のポイント ②基本設計の概要説明
第2回	18.8.29	①図書館機能について ②市民活動機能について ③青少年活動機能について
第3回	18.9.28	①生涯学習・フォーラム機能について ②他の施設との連携について ③市民活動機能について ④青少年活動機能について ⑤図書館機能について
第4回	18.10.18	①管理運営について ②駐車場の出入口について ③4つの機能についての調査及び検討
第5回	18.11.1	4つの機能についての調査及び検討
第6回	18.11.13	①4つの機能についての調査及び検討 ②参考配置構成図
第7回	18.11.29	①専門家会議のまとめ骨子 ②参考配置構成図
第8回	18.12.13	専門家会議中間のまとめの検討
第9回	19.1.22	最終報告書の検討
第10回	19.2.21	最終報告書の検討

## 武蔵野プレイス（仮称）専門家会議設置要綱

## （設置）

第1条 農林水産省食糧倉庫跡地に建設する公共施設（以下「武蔵野プレイス（仮称）」という。）について、基本設計を基に、市民にとってより利便性の高い施設となるよう検討し、その結果を実施設計に反映させるため、武蔵野プレイス（仮称）専門家会議（以下「会議」という。）を設置する。

## （任務）

第2条 会議は、武蔵野プレイス（仮称）に関する次に掲げる事項について調査及び検討を行い、その結果を市長に報告する。

- (1) より使いやすい施設配置に関すること。
- (2) 管理運営の方法及び主体に関すること。
- (3) 駐車場の出入口の位置に関すること。
- (4) 他の施設との連携に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、その機能等について市長が必要と認めること。

## （組織）

第3条 会議は、別表に掲げる委員で構成し、市長が委嘱する。

## （委員長等）

第4条 会議に委員長及び副委員長各1人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の中から市長が指名する。
- 3 委員長は、会務を総括し、会議を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

## （任期）

第5条 委員の任期は、平成19年3月31日までとする。

## （会議）

第6条 会議は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 会議が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

## （報酬）

第7条 委員の報酬は、武蔵野市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和36年2月武蔵野市条例第7号）の規定により、市長が定める。

## （事務局）

第8条 会議の事務局は、企画政策室企画調整課に置く。

## （その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、会議について必要な事項は、市長が別に定める。

## 付 則

この要綱は、平成 18 年 7 月 31 日から施行する。

## 別表（第 3 条関係）

所 属 等	氏 名
千葉大学教育学部助教授	新谷 周平
建築家	鬼頭 梓
亜細亜大学国際関係学部教授	栗田 充治
森ビル株式会社六本木ヒルズ運営室アカデミーヒルズ 事業部ライブラリー事務局ライブラリーアドバイザー	小林 麻実
サントリー株式会社お客様コミュニケーション部シニア・スペシャリスト	近藤 康子
千葉大学工学部教授	清水 忠男